

# 姫路の都市計画



姫 路 市



# はじめに

播磨の中心に位置し、古来、交通の要衝である姫路市は、「播磨国風土記」や世界文化遺産・姫路城に象徴されるように豊かな歴史と文化を有するまちです。近代に入ると工業化が進み、日本有数の「ものづくりのまち」として発展してきました。

今後も、ふるさと姫路が賑わいと活気のあるまちであり続けるために、引き続き、しっかりと将来を見据えた計画的なまちづくりを推進することが重要です。

前回の「姫路の都市計画」を作成して以降、わが国においては、本格的な人口減少社会が到来するとともに急激な少子高齢化が進行しています。また、姫路市では平成18年3月の1市4町の合併により市域が大きく広がり、森林丘陵地域、田園地域、群島地域などの個性ある地域資源が増加するなど、わが国や姫路市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、持続可能な都市の実現を目指し、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」や姫路市の都市計画の指針となる「姫路市都市計画マスタープラン」に基づき、持続可能な都市を目指して多核連携型都市構造の構築に取り組んでいます。また、市街化調整区域における地区計画制度や特別指定区域制度の活用により、住民が中心となった地域の実情に応じたまちづくりを促進し、地域の活力の維持に取り組んでいます。

このように姫路市では計画的なまちづくりを進めておりますが、まちづくりには行政だけではなく市民の皆さまのご理解、ご協力が必要となります。姫路の都市計画に対する皆さまの理解を深めていただく一助として、このたび改定した「姫路の都市計画」をご利用いただければ幸いです。

平成29年(2017年)3月

姫路市長 石 見 利 勝

# 目 次

第1章 市 勢	3	第6章 都市施設	28
1 自然的環境	3	1 総合交通体系の整備	28
2 人口・市域	3	2 道 路	30
第2章 都市形成と都市計画の沿革	7	3 都市高速鉄道	31
1 都市形成	7	4 交通結節施設	31
2 都市計画の沿革	7	5 駐車施設	31
3 都市計画決定権者	12	6 公園・緑地	32
4 決定区分一覧	13	7 上 水 道	34
第3章 都市計画・上位計画	16	8 下 水 道	34
1 都市計画の意義・役割	16	9 その他の都市施設	37
2 都市計画のマスタープラン	16	10 都市計画施設(道路・公園)の見直し	40
3 姫路市総合計画	17	第7章 都市づくり	43
第4章 土地利用計画	19	1 土地区画整理事業	43
1 都市計画区域	19	2 市街地再開発事業	45
2 市街化区域及び市街化調整区域	19	3 港湾整備	46
3 用途地域	19	4 住環境整備と既存住宅ストックの 活用・更新	46
4 高度地区・高度利用地区	22	5 文化環境の整備	47
5 その他の地域・地区	23	第8章 主な都市計画事業等	48
第5章 地区計画等	26	1 J R 姫路駅周辺地区	48
1 地区計画制度	26	2 姫路城周辺整備	50
2 姫路市の地区計画等	27	3 手柄山中央公園の再整備	52

# 第 1 章 市 勢

## 1 自然的環境

### (1) 概 況

姫路市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野の中央に位置し、市域は東西約36km、南北約56kmで、総面積が約534km<sup>2</sup>の播磨の中核都市です。神戸市まで約50km、岡山市までは約70km、大阪市や鳥取市までは80～90kmの直線距離にあり、京阪神、中国、山陰を結ぶ交通の要衝となっています。

市域北部は、豊かな森林や田園が広がるとともに、標高700～900m級の山並みが連なっています。市域の中南部は、世界文化遺産姫路城や姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから切り離された丘陵が市街地内に点在しています。また、市川、夢前川、揖保川等の河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小40余りの島が点在し、群島を形成しています。

### (2) 気 候

気候は、瀬戸内型気候に属し、四季を通じて温暖な日が多く、自然災害等の比較的少ない地域となっています。

## 2 人口・市域

姫路市の人口は、535,664人（平成27年）であり、県内第2位、中核市の中では船橋市、鹿児島市、八王子市に次ぐ人口規模を有しています。また、合計特殊出生率は全国平均を上回る1.5台であり、50万人以上の市では高い水準にあります。

しかし、近年では人口の増加傾向が鈍化するとともに少子高齢化が年々進行し、生産年齢（15～64歳）人口は、平成7年（1995年）をピークに減少しています。また、平成17年（2005年）以降、老年（65歳以上）人口が年少（15歳未満）人口を上回っています。

人口の増加とともに世帯数も増加傾向にありますが、核家族化や単独世帯等の増加により、平均世帯人員は減少しています。

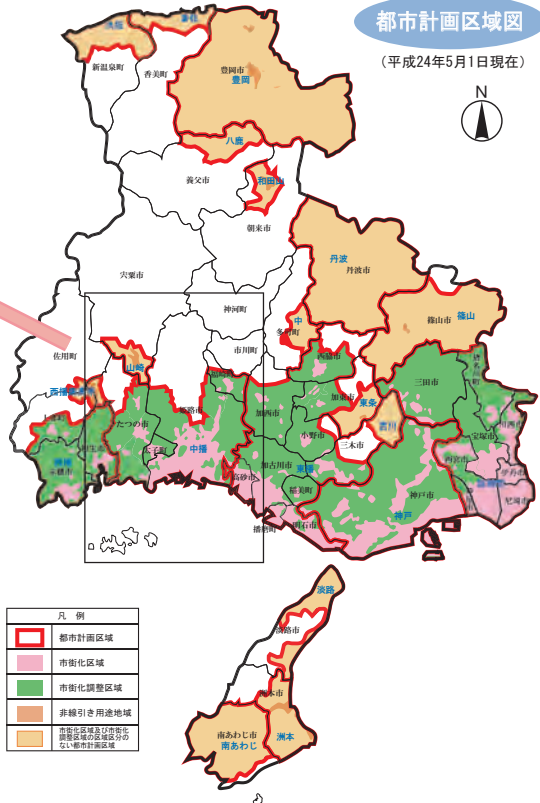
市域面積は明治22年（1889年）4月の市制施行時は3.03km<sup>2</sup>でしたが、その後合併を繰り返し行い、昭和11年（1936年）の時点で48.49km<sup>2</sup>に、戦後の昭和21年（1946年）3月には106.69km<sup>2</sup>となりました。その後も拡大を続け平成18年（2006年）3月には家島町、夢前町、香寺町、安富町と合併を行い534.27km<sup>2</sup>となりました。現在では、534.34km<sup>2</sup>となっています。

### 中播都市計画区域



### 都市計画区域図

(平成24年5月1日現在)



### 姫路市の都市計画区域



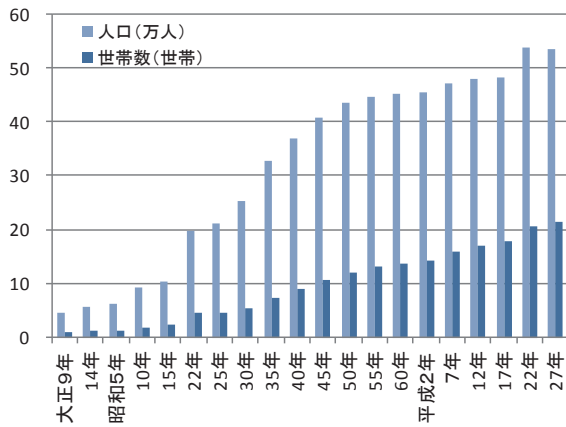
都市計画区域

姫路市域 (面積) 53,434 ha (人口) 535,664 人	
都市計画区域 30,753 ha 507,194 人	都市計画区域外 22,681 ha 28,470 人
旧姫路市	旧安富町
旧香寺町	旧夢前町
	旧家島町

平成27年現在



人口・世帯数の推移（国勢調査結果 各年10月1日現在）



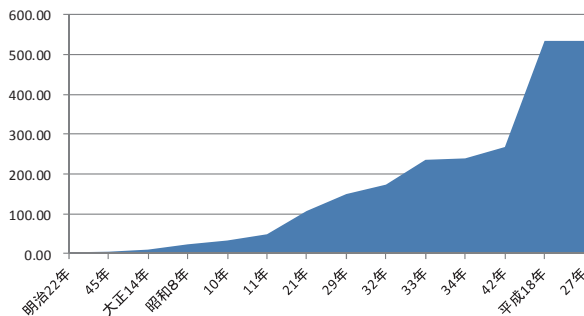
市域の変遷図面



- 明治 22年 4月 姫路市制施行
- 明治 45年 4月 飾磨郡国衙村及び市殿村の一部
- 大正 14年 4月 飾磨郡城北村
- 昭和 8年 4月 飾磨郡水上村、神崎郡砥堀村
- 昭和 10年 10月 飾磨郡城南村、同高岡村
- 昭和 11年 4月 飾磨郡安室村、同荒川村、同手柄村

- 昭和 21年 3月 飾磨市、飾磨郡白浜町、同広畑町、揖保郡網干町、同大津村、同勝原村、同余部村
- 昭和 29年 7月 飾磨郡曾左村、同余部村、同糸引村、同八木村、揖保郡太市村
- 昭和 32年 10月 飾磨郡四郷村、同花田村、同御国野村、印南郡別所村
- 昭和 33年 1月 飾磨郡飾東村、神崎郡神南町、印南郡的形村
- 昭和 34年 5月 印南郡大塩町
- 昭和 42年 3月 揖保郡林田町
- 平成 18年 3月 飾磨郡家島町、同夢前町、神崎郡香寺町、同粟都安富町

市域面積の推移図





■ 市域の航空写真



## 第2章 都市形成と都市計画の沿革

### 1 都市形成

姫路の地は、古くから西国街道と但馬、因幡、出雲の街道が結節する交通の要衝として栄えてきました。奈良時代に国府や国分寺が置かれて以来、播磨の中心として発達してきました。

現在の姫路市は、明治22年（1889年）に、全国30市とともに我が国初の市制を施行したところからはじまります。

大正時代には、姫路駅周辺は一大ターミナルとして商業・業務施設が集積し、工業都市としては明治後期から昭和にかけて繊維関係の工場が次々に建設され、また大正から昭和にかけて臨海部に製鉄所等の重工業が進出し、人口の集積とともに市街地が拡大しました。

戦後、戦災復興土地区画整理事業の実施により、国道線（国道2号）や大手前通りなど今日に至る市街地の骨格が形成されました。

高度経済成長期には、播磨臨海工業地帯の中心としての役割を担い、商工業都市として今日の姿へと発展を遂げていきます。

昭和46年（1971年）には、無秩序な市街地拡大の抑制と計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定され、優先的に市街化を図る地域と市街化を抑制する地域が区分されることになりました。

平成5年（1993年）には姫路城が法隆寺とともに日本で初めて世界文化遺産に登録され、平成8年（1996年）には、全国11市とともに最初の中核市へ移行しました。

また、平成18年（2006年）に周辺4町と合併し、新しい姫路市となり、都心部では、平成20年（2008年）に鉄道高架化が完成し、都市機能の集積と南北市街地の一体化が進んでいます。

### 2 都市計画の沿革

#### (1) 旧都市計画法

大正8年（1919年）の旧都市計画法の制定後、昭和4年（1929年）には都市計画区域5,494haが指定され、姫路市においても本格的な都市計画がはじまりました。

続いて昭和9年（1934年）には用途地域（4用途）が指定されて、健全な土地利用の規制・誘導が図られるようになりました。

戦後には旧市街地を中心とした戦災復興計画の整備手法として土地区画整理事業が活用され、今日の都心部の骨格を形成しました。

#### (2) 新都市計画法

昭和43年（1968年）に、時代の要請に応じて新都市計画法が公布され、翌年に施行されました。姫路市では、新法に基づき昭和46年（1971年）に広域都市計画である中播都市計画の中で、行政区域の全域を都市計画区域とし、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きを行いました。

昭和45年（1970年）の建築基準法の改正によって、昭和48年（1973年）に8種類の用途地域を指

定しました。

昭和55年（1980年）には地区計画制度が創設され、市町村が主体となった地区単位の総合的な環境整備を実現する都市計画が誕生し、その後も制度拡充がされています。

また、同年には都市再開発法の改正で、大都市の都市再開発方針の策定が義務づけられました。姫路市でも大都市なみに平成3年（1991年）の第3回線引き見直しで「整備、開発又は保全の方針」の中で定めています。

### (3) 都市計画法の改正（主なもの）

#### ① 平成4年（1992年）改正

都市計画法及び建築基準法が改正され、主な内容は「用途地域の細分化（12用途）」「地区計画制度の拡充」「市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設」等で、姫路市では平成7年（1995年）に新用途地域を決定し、併せて住宅市街地の環境保護を図る高度地区を導入しました。

#### ② 平成11年（1999年）改正

地方分権一括法により都市計画法を改正し、都市計画に関する事務を原則として各地方公共団体の自治事務とするとともに、「市町村都市計画審議会の法定化」「都市計画決定権限の見直し等」（政令改正も含む）が行われました。姫路市では、平成12年（2000年）4月に「姫路市都市計画審議会」を設置し、都市計画決定手続きの円滑化を図りました。

#### ③ 平成12年（2000年）改正

現行法制定以来の社会経済状況の大きな変化に対応して、都市計画制度全般にわたって見直し、都市計画法及び建築基準法が改正されました。

主な内容は「都市計画に関するマスタープランの充実」「線引き制度及び開発許可制度の見直し」「既存市街地の再整備のための新制度（特例容積率適用区域など）」「都市計画決定システムの透明化と住民参加」等です。

#### ④ 平成18年（2006年）改正

公共公益施設の郊外移転や大規模な集客施設の郊外立地が進み、都市機能の無秩序な拡散が進行してきたことから、都市機能の適正立地を確保するために都市計画法及び建築基準法が改正され、大規模集客施設（床面積1万㎡を超える店舗、飲食店、遊技場等）が立地可能な用途地域が近隣商業地域、商業地域、準工業地域に限定されました。また、公共公益施設（社会福祉施設、医療施設、学校等）が開発許可の対象とされました。

#### ⑤ 平成23年（2011年）改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、市が都市計画を決定しようとする際の都道府県との協議について、同意を得ることが不要とされました。

#### ⑥ 平成26年（2014年）改正

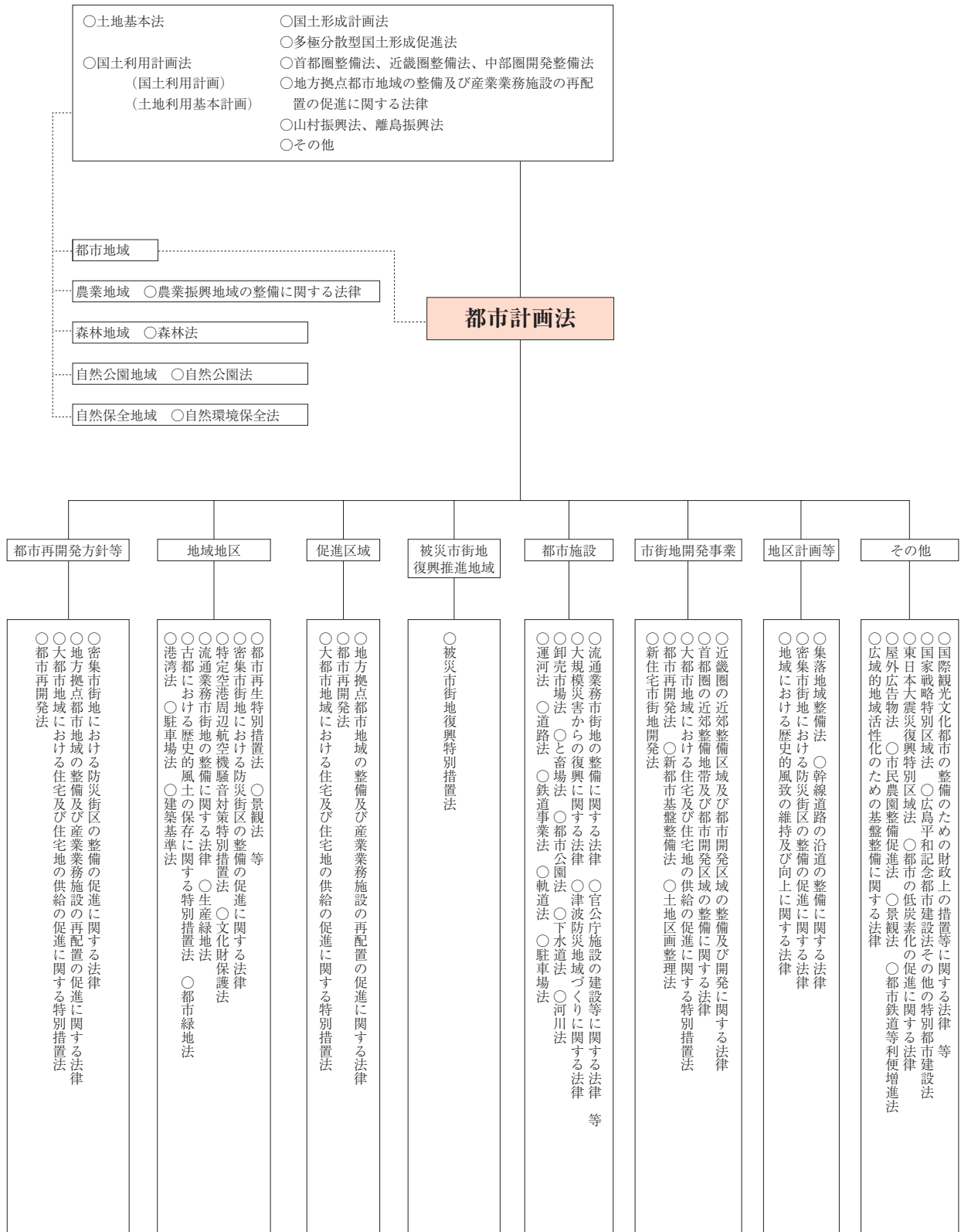
今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっていることから、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えで進めていくことが重要とされました。

このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

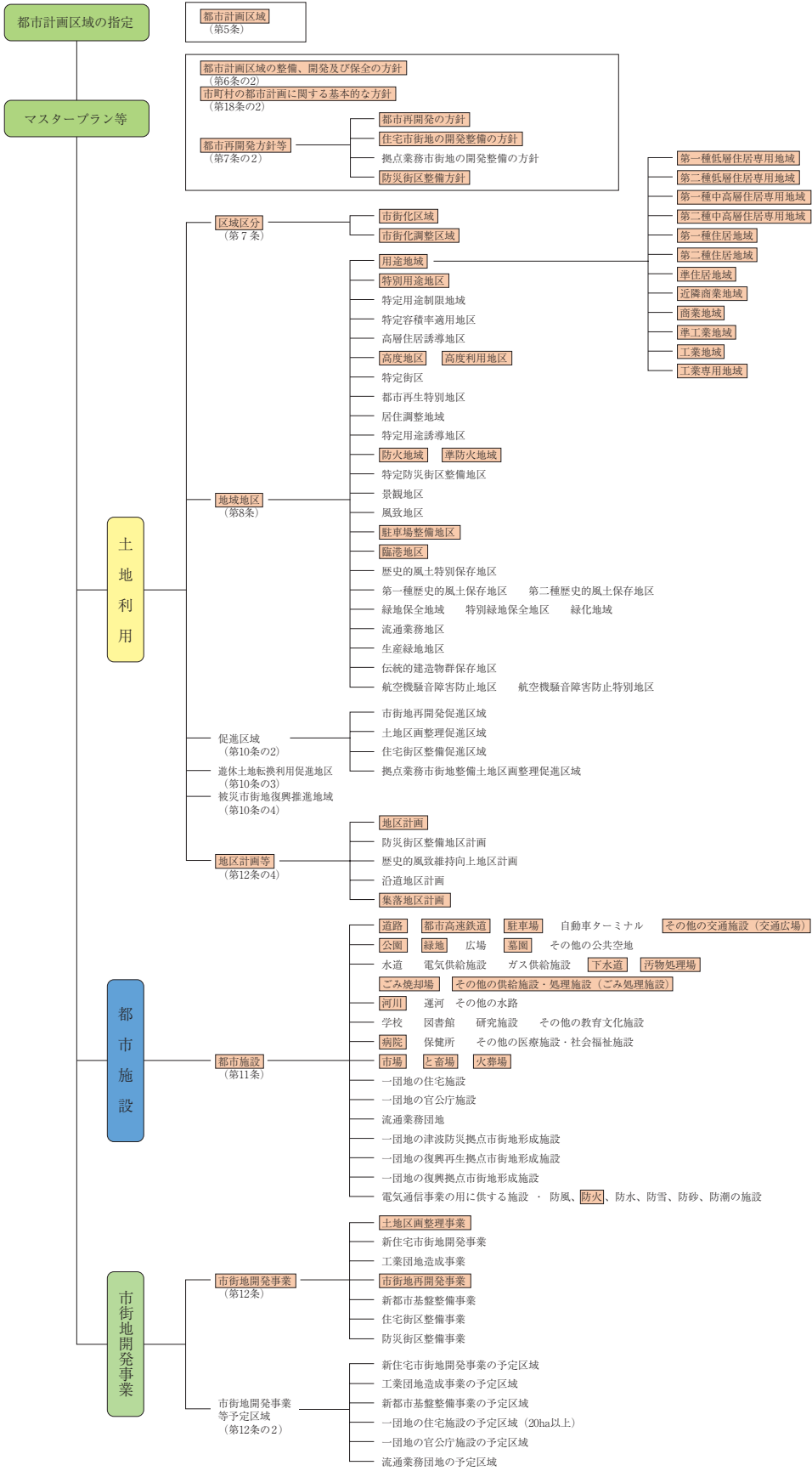
都市計画関係略年表

年月	事 項	年月	事 項
明治		59.10	播但線の高架完成
22.4	姫路市市制施行	60.7	第2回線引き見直し(特定保留フレーム設定)
24.4	山陽電鉄(現、山陽本線)岡山まで開通(明治39.12国有化)	.12	播但連絡道路(姫路中-姫路バイパス区間)開通
27.7	播但鉄道(現、播但線)寺前まで開通 (明治39.3和田山まで全通)	61.3	姫路市総合計画策定
45.4	飾磨郡国衙村、市殿村の各一部を編入	62.2	姫路駅周辺-高架、道路、区画整理-都市計画決定
.8	姫山公園公開、姫路城の市へ無償貸下げ、一般登閣開始	63.5	都市景観形成モデル都市に指定
大正		.6	用途地域第2回全体見直し
8.4	旧都市計画法制定	平成	
12.8	神戸姫路電鉄(現、山陽電鉄)姫路-明石間開通 (昭和2.4兵庫まで直通運転開始)	2.1	別所地区-線引き、用途地域、土地区画整理、地区計画、 道路、公園、下水道-都市計画決定
14.4	飾磨郡城北村を編入	.7	山陽自動車道(姫路西I.C.~龍野西I.C.)開通
昭和		3.3	大都市法改正により住宅及び住宅地の供給地域の対象地域
4.2	市営上水道給水を開始	.3	山陽自動車道(姫路西I.C.~姫路東I.C.)開通
.6	都市計画区域(5,494ha)決定	.5	第3回線引き見直し
5.9	姫津線(現、姫新線)一部開通(11.4津山まで全通)	5.5	播磨地方拠点都市地域に指定
8.4	飾磨郡水上村、神崎郡砥堀村を編入	.6	都市計画法、建築基準法改正(施行)
9.7	用途地域の指定(4用途)	.12	姫路城が世界文化遺産に登録
10.10	飾磨郡城南村、高岡村を編入	7.11	用途地域第3回全体見直し-新用途地域(12用途)の決定、 高度地区の決定
11.4	飾磨郡安室村、荒川村、手柄村を編入	8.4	中核市へ移行
13.	飾磨港改良事業実施	9.4	市街化調整区域の建蔽率(60%)、容積率(200%)指定
16.7	山陽電鉄網干線開通	10.3	緑の基本計画策定
21.3	新しい姫路市誕生	.5	第4回線引き見直し
24.9	姫路競馬場開場	12.4	地方分権一括法が施行
25.5	建築基準法制定	.12	用途地域第4回全体見直し
28.4	名古山霊苑開苑	.12	姫路市基本構想策定
29.4	山陽電鉄高架乗入れ開始	13.3	姫路市総合計画策定
.5	土地区画整理法制定(30.4施行)	.5	都市計画法、建築基準法改正(施行)
.7	飾磨郡曾左村、余部村、糸引村、八木村、 揖保郡太市村を編入	16.5	第5回線引き見直し
30.2	大手前通り(50m道路)完成	.8	緑の基本計画改定
32.3	市営中央卸売市場竣工	17.3	JRひめじ別所駅開業
.10	飾磨郡四郷村、花田村、御国野村、印南郡別所村を編入	18.3	都市計画マスタープラン策定
33.1	飾磨郡飾東村、神崎郡神南町、印南郡の形村を編入	.3	JR山陽本線高架開通
.4	山陽本線明石-姫路間電化(34.9上郡まで)	.3	飾磨郡家島町、夢前町、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町を編入
34.4	姫路港開港指定	19.1	用途地域第5回全体見直し
.5	印南郡大塩町を編入	.11	都市計画法、建築基準法改正(施行)
.11	姫路民衆駅竣工	20.3	JRはりま勝原駅開業
39.6	姫路城天守閣解体復元工事完成	.8	姫路市総合交通計画策定
41.4	姫路大博覧会開催	.12	JR姫新線・播但線の高架開通
.5	市営モノレール開通(49.休止、54.廃止)	21.3	姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」策定
42.3	揖保郡林田町を編入	.6	特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の都市計画決定
.6	姫路港が特定重要港湾に指定	.12	姫路市中心市街地活性化基本計画の策定
43.9	特別用途地区(特別工業地区)の都市計画決定	22.4	第6回線引き見直し
44.6	新都市計画法、都市再開発法施行	23.8	地域主権一括法(第1次)による都市計画法改正(施行)
45.3	姫路市基本構想策定	24.3	緑の基本計画改定
46.3	中播都市計画(2市6町)として行政区域全体を位置付け .3 市街化区域と市街化調整区域の線引き決定	.4	地域主権一括法(第2次)による都市計画法改正(施行)
47.3	山陽新幹線新大阪-岡山間開通(50.博多まで)	25.3	用途地域第6回全体見直し
48.9	用途地域の指定(8用途)	26.8	都市再生特別措置法改正(立地適正化計画制度の創設)
.11	播但連絡道路(姫路東-福崎区間)開通	27.3	都市計画マスタープラン改定
50.12	姫路国道バイパス全線開通	28.3	JR東姫路駅開業
55.3	第1回線引き見直し	.3	第7回線引き見直し
.4	新市庁舎完成	.4	市街化調整区域地区計画運用基準の策定、特別指定区域制 度の創設
56.1	播但連絡道路(姫路東-姫路中区間)開通		
58.3	用途地域第1回全体見直し		
.4	県立歴史博物館、市立美術館オープン		

# 都市計画関係法令体系



# 都市計画一覽表



姫路市において決定されているものを示しています。(平成28年3月末現在)

### 3 都市計画決定権者

都市計画を定める者は、都市計画法第15条で、都道府県が定める場合と市町村が定める場合があります。

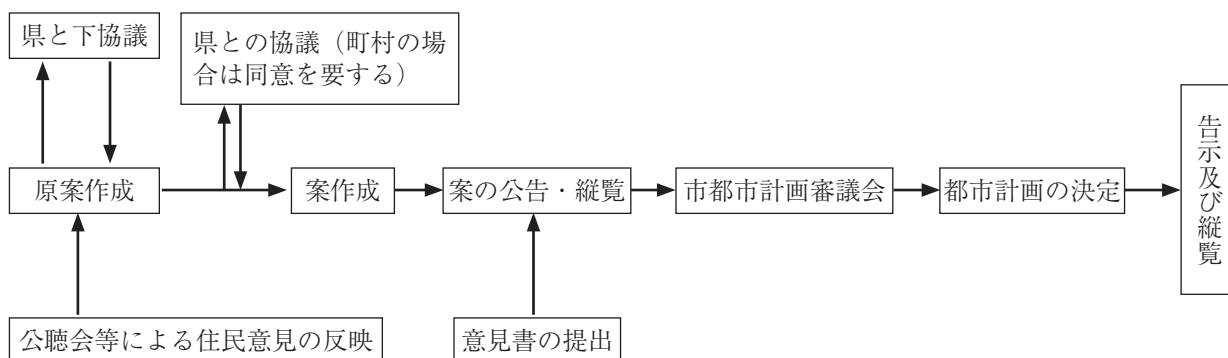
本来、都市計画は都市行政上の基礎的な単位である市町村が主体的に定めるものでありますが、一方では、都市の広域化に対処して、国または都道府県からの広域的調整の必要性もあります。

このように、広域的な観点から定めるべきもの、根幹的施設などについては、限定的に都道府県が定めることとされています。この場合に都道府県は、市町村に対して資料の提出やその他必要な協力を求めることができます。

都道府県が定める都市計画のうち、国の利害に重大な関係があるときは、あらかじめ国土交通大臣に協議をし、同意を得ることとされています。

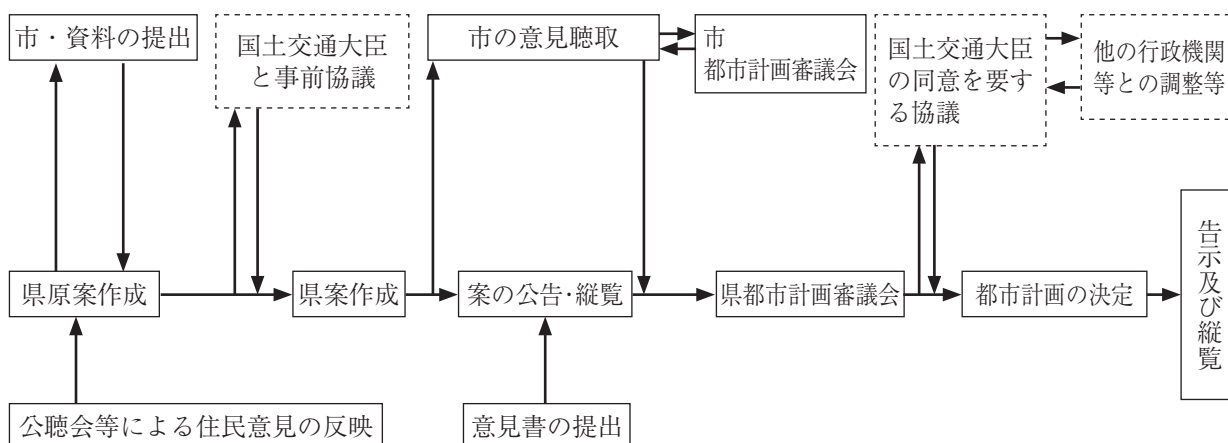
市町村が定める都市計画は、市町村都市計画審議会の議を経て決定されますが、地区計画等の一部を除いては、あらかじめ都道府県知事に協議する（町村の場合は同意を要する）こととされています。

#### (1) 市が定める都市計画（都市計画法に基づく都市計画審議会を設置した場合）



#### (2) 県が定める都市計画

※ [ ] は、国土交通大臣の同意が必要な場合



## 4 決定区分一覧

都市計画の種類	市町決定	県（指定都市）決定	
		大臣協議不要	大臣同意必要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			●
区域区分			○
都市再開発方針等		○	
地域地区			
用途地域	○		
特別用途地区	○		
特定用途制限地域	○		
特例容積率適用地区	○		
高層住居誘導地区	○		
高度地区	○		
高度利用地区	○		
特定街区	○		
都市再生特別地区			○
居住調整地域、特定用途誘導地区	○		
防火地域、準防火地域	○		
特定防災街区整備地区	○		
景観地区	○		
風致地区	2以上の市町にわたる面積 10ha以上のもの		○
	その他	○	
駐車場整備地区	○		
臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾		○
	重要港湾		○
	その他	○	
歴史的風土特別保存地区			○
特別緑地 保全地区	2以上の市町にわたる面積 10ha以上のもの		○
	その他	○	
(近郊緑地特別保全地区)			○
緑地保全地域	2以上の市町にわたるもの		○
	その他	○	
緑化地域	○		
流通業務地区		○	
生産緑地地区	○		
伝統的建造物群保存地区	○		
航空機騒音障害防止地区		○	
航空機騒音障害防止特別地区		○	

都市計画の種類		市町決定	県（指定都市）決定	
			大臣協議不要	大臣同意必要
促進区域				
市街地再開発促進区域		○		
土地区画整理促進区域		○		
住宅街区整備促進区域		○		
拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○		
遊休土地転換利用促進地区		○		
被災市街地復興推進地域		○		
都市施設				
道 路	一般国道			○
	県道		○	
	その他	○		
	自動車専用道路	高速自動車国道・阪神高速道路		
その他			○	
都市高速鉄道				○
駐車場		○		
自動車ターミナル		○		
空 港	関西国際空港等			●
	大阪国際空港・神戸空港等		●	
	但馬空港等	○		
公園・緑地	国が設置する面積10ha以上のもの			●
	県が設置する面積10ha以上のもの		○	
	その他	○		
広場・墓園	国・県が設置する面積10ha以上のもの		○	
	その他	○		
水 道	水道用水供給事業		●	
	その他	○		
電気・ガス供給施設		○		
下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町		●
		その他	○	
	流域下水道		●	
その他		○		
汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設		○	
	その他	○		
地域冷暖房施設		○		
河 川	一級河川			●
	二級河川		○	
	その他	○		
運 河			○	



都市計画の種類		市町決定	県（指定都市）決定	
			大臣協議不要	大臣同意必要
学 校	大学・高専	○		
	その他	○		
図書館・研究施設等		○		
病院・保育所等		○		
市場・と畜場		○		
火葬場		○		
一団地の住宅施設		○		
一団地の官公庁施設				○
流通業務団地			○	
電気通信事業用施設		○		
防風・防火・防水・防雪及び防砂の施設		○		
防潮の施設		○		
<b>市街地開発事業</b>				
土地区画整理事業	国・県が施行する面積50ha超		○	
	その他	○		
新住宅市街地開発事業			○	
工業団地造成事業			○	
市街地再開発事業	国・県が施行する面積3ha超		○	
	その他	○		
新都市基盤整備事業			○	
住宅街区整備事業	国・県が施行する面積20ha超		○	
	その他	○		
防災街区整備事業	国・県が施行する面積3ha超		○	
	その他	○		
<b>市街地開発事業等予定区域</b>				
新住宅市街地開発事業予定区域			○	
工業団地造成事業予定区域			○	
新都市基盤整備事業予定区域			○	
一団地の住宅施設予定区域（面積20ha以上）		○		
一団地の官公庁施設予定区域				○
流通業務団地予定区域			○	
<b>地区計画等</b>				
地区計画		○		
防災街区整備地区計画		○		
歴史的風致維持向上地区計画		○		
沿道地区計画		○		
集落地区計画		○		

※市決定は知事の同意を要しない協議を、町決定は知事の同意を要する協議を行う。  
指定都市決定で大臣同意必要の場合、知事意見聴取が必要。また、●印の都市計画は、指定都市の区域においても県が決定する。  
赤文字は姫路市で決定している都市計画の種類

## 第3章 都市計画・上位計画

### 1 都市計画の意義・役割

#### (1) 都市計画の意義

日本の都市は、近世、城下町を中心に発達してきたものが多く、現在、中核都市、中心都市といわれる都市は、一部の門前町や港町等を除き、ほとんどそうした性格を持っています。

これらの都市では現在でもその名を町名に留めているように、寺町、坊主町、鍛冶町といった土地利用の規制がありました。

明治以降の近代化の中で、都市には様々な機能が集積してきました。

商工業等の活動に必要な交通手段、市場、流通、金融等の各種機能が発達し、行政、教育等の利便や文化の享受が可能となり、このことは更に都市への人口、産業の集中をもたらしました。このような都市への人口、産業の集中と、都市の成長、発展を適切にコントロールするために、土地利用の規制、誘導や施設の整備等を含む総合的、広域的な計画の必要が生じてきました。

従って都市計画とは、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、市民の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的として、土地の合理的な利用を図る計画であり、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の計画を内容とし、これらの目的を効果的に実現するためのもの、であるといえます。

#### (2) 都市計画の役割

都市計画は、その目的を実現するために、

- ・都市計画を策定することにより、都市地域における一体的な土地利用計画を策定すること。
  - ・規制と誘導を通じて計画的な土地利用を図ること。
  - ・都市施設用地を確保するとともに都市計画事業の円滑な推進を図ること。
- を役割としています。

### 2 都市計画のマスタープラン

#### (1) 都市計画区域マスタープラン

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針として「整備・開発及び保全の方針」を定めるものです。主に、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定めます。

#### (2) 都市再開発方針等

都市再開発の方針は、市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（2項地区）、特に整備課題の集中がみられる地域（課題地域）を定めるものです。

また、住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、及び良好な住宅市街地の開発整備を図るため、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備又

は開発すべき地区（重点地区）を定めるものです。

防災街区整備方針は、密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（防災再開発促進地区）、優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図る地域（課題地域）を定めるものです。

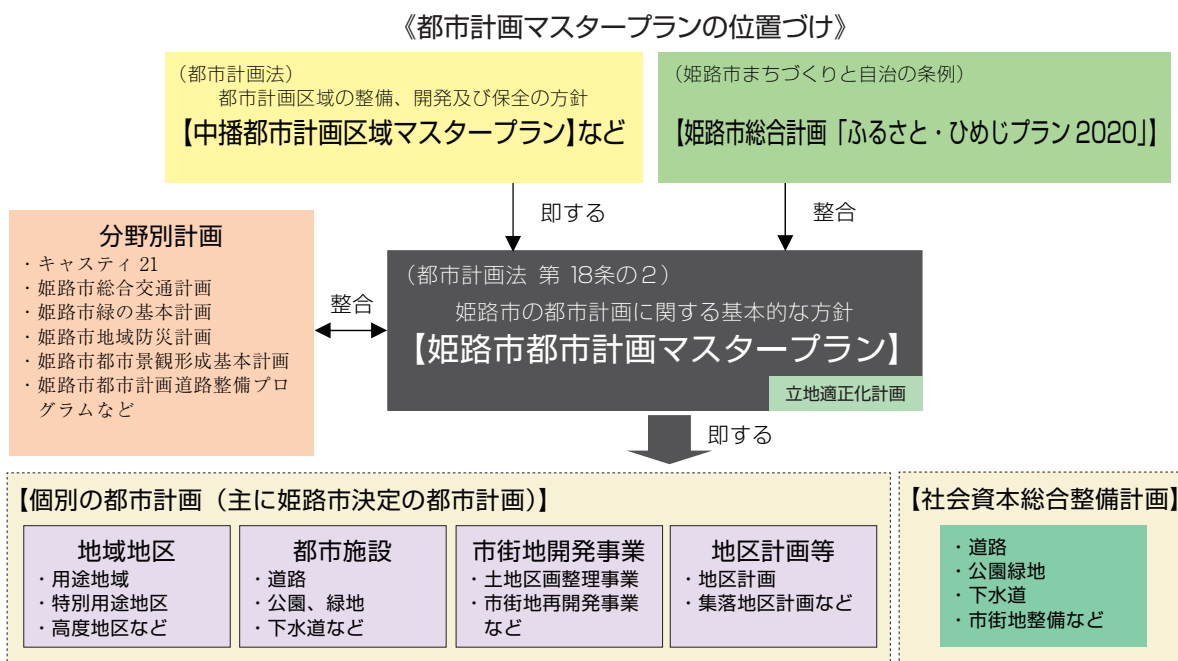
### (3) 市町村マスタープラン

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

市町村マスタープランは都市計画区域マスタープランに即し、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に都市計画の方針を定めるものであり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的、体系的に示すものです。また、本市が定める個別の都市計画の決定・変更は、本計画に即して実施されます。

### (4) 立地適正化計画

市町村マスタープランの一部である立地適正化計画は、将来にわたる人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な都市を目指すため都市全体の観点から作成する居住機能及び都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、おおむね20年後の都市の理想像を目指して作成するものです。



## 3 姫路市総合計画

本市では、長期的展望に立った都市づくりを進めるため、平成21年度（2009年度）から平成32年度（2020年度）までの12年間を推進期間とする姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」を策定し、都市像『生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路』を目指し、総合的、計画的な市政の推進を図っています。

これまで、各地域の均衡ある発展と市街地の拡大を基調とした都市づくりを進めてきました。しかしながら、本格的な人口減少社会の到来など社会情勢の変化に柔軟に対応するためには、都市づくりの方向性を転換することが必要となっています。そのため、持続可能な都市の構築に向けて、都市機能を分担し相互補完することができる「多核連携型都市構造」の構築を目標とします。

# 都市構造図

多核連携型都市構造



# 第4章 土地利用計画

## 1 都市計画区域

都市計画区域は、「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」について、都道府県が指定することとされており、兵庫県では20区域を指定しています。

姫路市は、中播都市計画区域（約51,254ha 2市2町：姫路市、たつの市、太子町、福崎町）に含まれ、本市における都市計画区域面積は30,753haで、全市域面積の約58%となっています。

## 2 市街化区域及び市街化調整区域

都市計画区域内において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備を推進するため、市街化区域と市街化調整区域に区分（いわゆる線引き）をしています。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。ここでは、用途地域等の地域地区や、道路、公園、下水道等の都市施設及び土地区画整理事業等の市街地開発事業を行うほか、開発許可制度に基づき、一定の基準になった開発行為も許可され、集中的な整備、開発を伴う市街地づくりを行います。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、原則として用途地域は定めず、一部を除き新たな開発は制限される区域です。市街化を目的としない都市施設を除き、公共施設の整備は行わないこととしています。また、この区域においては、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づき、農業等の利便を図るための施設の整備が行われています。

都市計画区域		平成28年3月末現在		
区分	市域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積 (ha)	53,434	30,753	11,055	19,698
構成比 (%)	—	57.6	20.7	36.9



## 3 用途地域

将来のあるべき土地利用の姿を実現する手段として、建築物の用途、容積、形態を制限し、地域の性格を住・商・工のバランスの中で配置するものです。

姫路市では、昭和48年9月に8種類の用途地域を指定し、昭和58年3月、昭和63年6月に全面的な見直しを行い、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正による12種類の新用途地域を平成7年11月に決定し、平成12年12月、平成19年1月、平成25年3月に一斉見直しを行いました。

姫路市の用途地域の構成													平成28年3月現在	
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計	
面積 (ha)	623	410	1,349	1,809	2,233	469	199	393	285	729	997	1,559	11,055	
構成比 (%)	5.6	3.7	12.2	16.4	20.2	4.2	1.8	3.6	2.6	6.6	9.0	14.1	100	

## 用途地域

第一種低層 住居専用地域		低層住宅のための地域です。 小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。
第二種低層 住居専用地域		主に低層住宅のための地域です。 小中学校などのほか、150 ㎡までの一定のお店などが建てられます。
第一種中高層 住居専用地域		中高層住宅のための地域です。 病院、大学、500 ㎡までの一定のお店などが建てられます。
第二種中高層 住居専用地域		主に中高層住宅のための地域です。 病院、大学などのほか、1,500 ㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。
第一種 住居地域		住居の環境を守るための地域です。 3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
第二種 住居地域		主に住居の環境を守るための地域です。 店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。
準住居地域		道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
近隣商業地域		まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。
商業地域		銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。 住宅や小規模の工場も建てられます。
準工業地域		主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
工業地域		どんな工場でも建てられる地域です。 住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
工業専用地域		工場のための地域です。 どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

# 用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり △ 大規模集客施設制限地区による制限														
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの		②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの								○	○	△		④	
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	カラオケボックス等					▲	▲	○	○	△	▲	▲	▲	▲10,000㎡以下 ▲客席200㎡未満 ▲個室付浴場等を除く
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲	○	○	△	▲	▲	▲	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場等					▲	○	○	○	△	▲	▲	▲	
	キャバレー、個室付浴場等								○	▲			▲	
大規模集客施設 (劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場等で床面積の合計が10,000㎡を超えるもの)									○	○	△			
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下 ①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	○	○	
	倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○	
	自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設			①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
	量が少ない施設								○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設										○	○	○	
	量が多い施設											○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

※本表は、建築基準法別表第二および姫路市大規模集客施設制限地区建築条例の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例などにより表とは異なった制限を受ける場合があります。

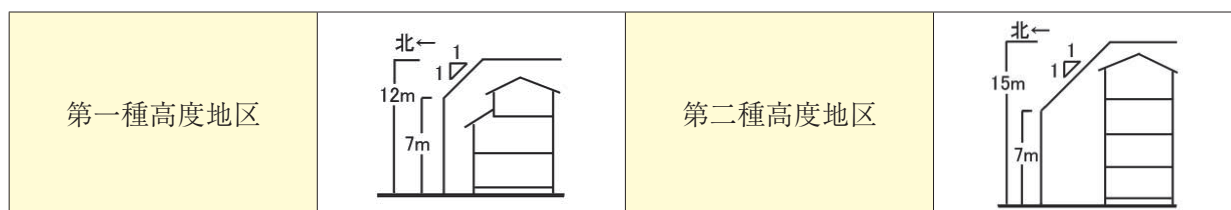
## 4 高度地区・高度利用地区

### (1) 高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。

姫路市では、中高層建築物の建設により、周辺住宅市街地環境と形態的な齟齬が昨今顕在化してきたため、良好な居住環境を保全する高度地区を指定しています。

- ・ 第一種高度地区（最高高さ：12m）
- ・ 第二種高度地区（最高高さ：15m）



### (2) 高度利用地区

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための地区です。

建築物の建築面積の最低限度、建蔽率の最高限度、容積率の最高最低限度等を規制することにより、小規模建築物等の建築を抑制し、オープンスペース確保を促進する効果を持っています。

このような主旨から、高度利用地区の指定は、市街地再開発事業の前提ともなっています。

姫路市では、三箇所指定を行っています。

高度利用地区の指定状況							平成28年3月末現在
名称	位置	決定面積 (ha)	容積率		建蔽率	建築面積	決定告示(変更)
			最高限度 (%)	最低限度 (%)	最高限度 (%)	最低限度 (㎡)	
お城本町地区	本町	1.0	500	200	70	200	平成5年3月16日 姫路市告示第55号
姫路駅西地区	西駅前町・ 南町	1.6	600	200	80	200	昭和61年7月11日 姫路市告示第90号
姫路駅南地区	南駅前町	0.9	600	200	80	250	昭和62年2月27日 姫路市告示第20号



## 5 その他の地域・地区

### (1) 特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために指定する地区です。平成10年（1998年）の法改正により、個々の都市計画において定めることとなりました。

現在、姫路市では以下の2種類について定めています。

#### ① 特別工業地区

白浜地域において「地場産業（鎖やマッチなど）の保護育成」のために、住居等の環境に与える影響が大きい産業を規制する特別工業地区を指定しています。

#### ② 大規模集客施設制限地区

中心市街地の活性化に向けて、市内の準工業地域において大規模集客施設（劇場や映画館、演芸場等で床面積の合計が1万㎡を超えるもの）の立地を規制するため、大規模集客施設制限地区を指定しています。

### (2) 防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、姫路市では建築物が密集する市街地や商業地において、火災による延焼の危険性を低下させ、都市の防災性を強化し災害に強いまちづくりを進めることを目的に「防火地域及び準防火地域」を定めています。なお、防火地域・準防火地域に指定された地域では、建築物を建てる場合、燃えない若しくは燃えにくい材料（構造等）にする必要があります。

### (3) 臨港地区

港湾を管理運営するために定める地区であり、姫路市では姫路港の10地区において臨港地区を指定しています。

港湾法上、臨港地区において分区を指定しています。

### (4) 駐車場整備地区

市街地中心部における道路交通の円滑化を図るため、自動車の駐車のための施設の整備や大規模建築物における駐車施設の附置などの施策を定め、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として、姫路駅を挟んだ南北市街地で指定しています。





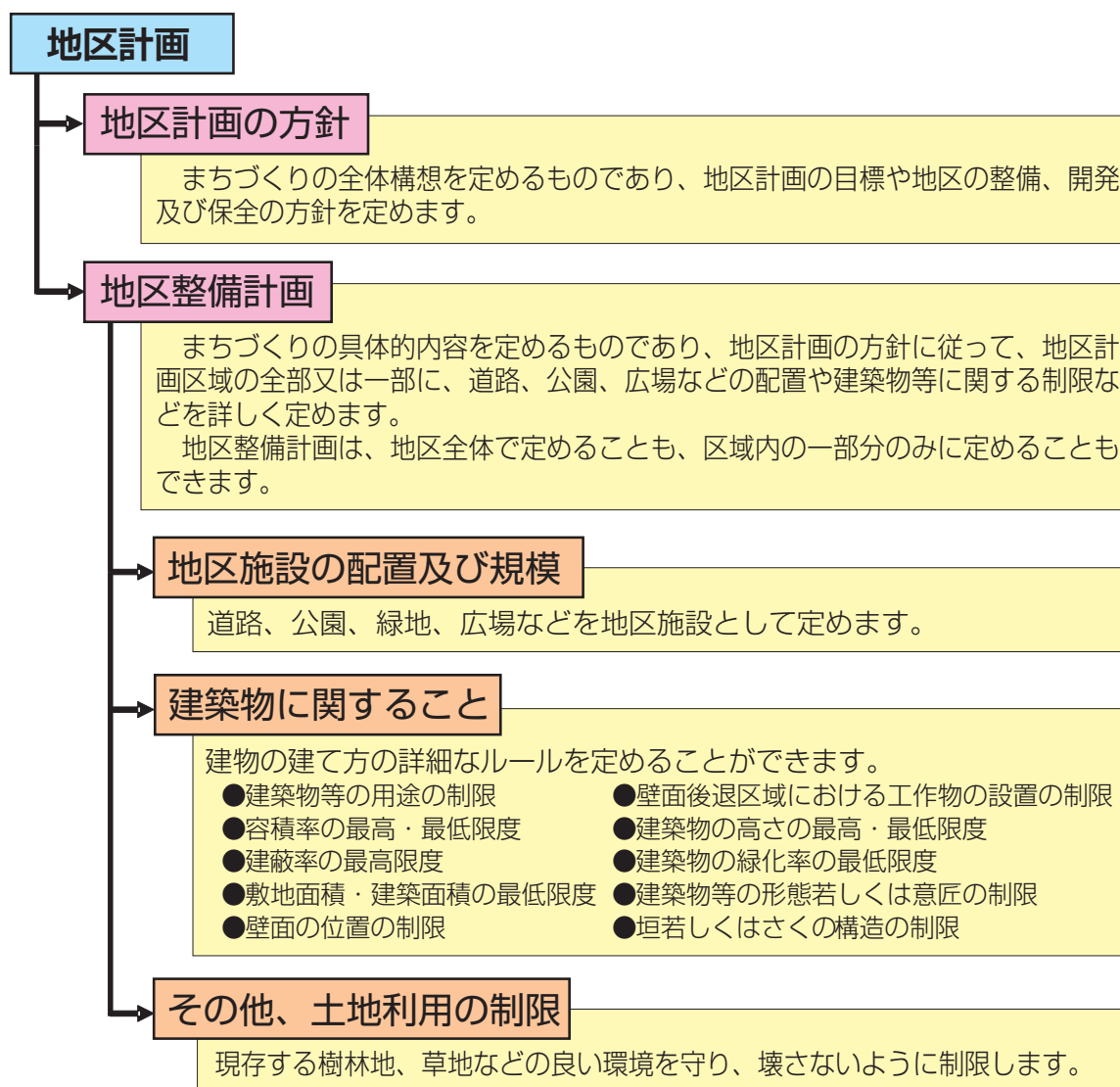
# 第5章 地区計画等

## 1 地区計画制度

従来のまちづくりは「都市レベル」の都市計画法と個々の「敷地レベル」の建築基準法を基本としており、その中間領域の「地区レベル」におけるまちづくりに十分な対応ができていませんでした。地区計画は「地区レベル」のまちづくりに対応する制度として昭和55年に創設されました。

地区計画は、地区のまちづくりの目標を定める「地区計画の方針」と具体的なまちづくりのルールである「地区整備計画」の2つで構成されており、地区の実情に応じて決定できます。

地区の状況や特性に応じて、地区施設として必要な道路や広場等の配置及び建築物の形態、用途、敷地等に関する事項を地区整備計画として定め、区域内における建築行為、開発行為等を計画に照らし合わせて規制・誘導する手法です。

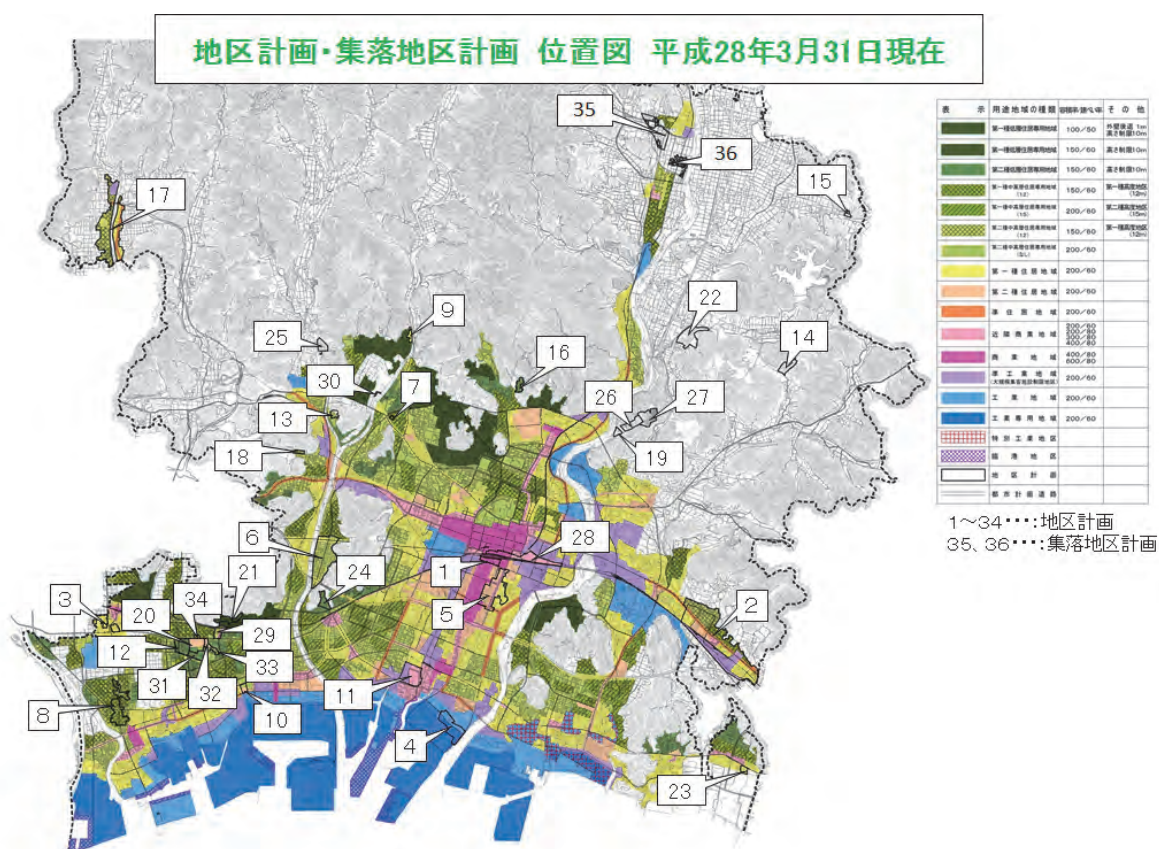


## 2 姫路市の地区計画等

姫路市では昭和61年9月に「地区計画等の案の作成手続きに関する条例」を制定してから、昭和62年に決定した「姫路駅南地区地区計画」を始めとし、現在まで36地区、約655haを決定しています。

地区整備計画の主な内容は、用途混在の防止、敷地の細分化防止、建築物の高低差による環境の悪化防止で、その他地区の将来像に沿った環境誘導方策が決められています。

また、市街化調整区域における人口減少や少子高齢化により地域の活力が低下している課題に対しては、市街化調整区域の「市街化を抑制する区域」という本来の性格を変えない範囲で、地域資源や既存の都市施設を活かした土地利用を図り、地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、地区計画制度や特別指定区域制度を活用し秩序ある土地利用を誘導します。



番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名
1	姫路駅南地区	13	飾西ベルタウン	25	菅生台地区
2	別所地区	14	白鷺台	26	城見台二丁目地区
3	高田地区	15	南山田団地	27	城見台三丁目・城見台四丁目地区
4	中島南地区	16	北平野ラブリータウン	28	キャステイ21
5	城陽地区	17	林田地区	29	勝原区熊見地区駅前
6	蒲田地区	18	ライフフロンティア青山通り	30	書写さくら台
7	御立西一丁目地区	19	城見台一丁目地区	31	大津町三丁目地区
8	垣内津市場地区	20	大津区大津町地区	32	大津みやび野地区
9	書写山麓	21	京見町地区	33	大津町一丁目地区
10	吾妻町三丁目地区	22	豊富団地	34	西土井地区
11	飾磨拠点地区	23	大塩東団地	35	土師地区
12	フェアヴィラージュあやみの	24	富士見ヶ丘町地区	36	岩部地区

# 第6章 都市施設

## 1 総合交通体系の整備

都市内における幹線道路を始めとする各種都市交通施設は、円滑な都市活動と快適な都市生活の実現に欠くことのできない最も基幹的な施設であり、姫路市においても、その時代のニーズに応え、整備を進めてきました。

本市は、平成18年（2006年）3月の周辺4町との合併により市域が約2倍に拡大したことによる地域特性の多様化や少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、交通環境が大きく変化しようとしており、将来のまちづくりの方向性に整合した新たな交通体系を整備する必要があります。

本市の交通計画の方向性は「姫路都心の交通環境の改善」、「地域と姫路都心との連携強化」の2点としており、基本理念を「魅力と賑わいある都心と多核連携型都市構造の形成に向けた交通体系の構築」と定めています。

また、国際物流や国際観光にも対応できる広域的な交通網の構築、環境負荷を低減し高齢者や障がい者等の交通弱者にも配慮した交通手段の確保といった人と環境にやさしい交通体系の充実を図ることとしています。

さらに、自動車交通の円滑化を図るため、都市計画道路等の幹線道路については、市内の公共交通の変化や都市づくり全体との関連を踏まえながら、重点的かつ効率的な整備を推進する必要があります。

今後、本市では「公共交通を中心とした姫路市総合交通計画」に基づき総合交通体系の構築に向け、交通結節点や鉄道、バスの公共交通の機能強化等による〈公共交通の利便性向上〉、乗り継ぎ・乗り換えの改善等による〈公共交通の利用環境改善〉、公共交通利用促進のための〈参画と協働の推進〉の3つの柱に沿って自動車と公共交通のバランスが取れた交通体系の実現を目指します。

### (1) 公共交通の利便性向上

姫路駅等の交通結節機能の向上と都心の回遊性の向上とともに、鉄道と他手段の連携機能強化や鉄道、バスの機能強化によって、公共交通の利便性向上を目指します。

- ① 姫路駅周辺
  - ・自家用車の流入抑制と歩行者優先の空間確保
  - ・乗り継ぎ、乗り換え利便性向上
- ② 交通結節点
  - ・駅前広場やアクセス道路等の整備による徒歩、二輪、自動車、バスでのアクセス性向上
- ③ 鉄道
  - ・朝夕ピーク時の輸送力改善による快適性向上
  - ・新型車両の導入等による速達性と快適性向上
- ④ バス
  - ・地域特性と住民ニーズに即した公共交通（コミュニティバス等）の検討
  - ・サイクル&バスライド、パーク&バスライドによる二輪や自動車でのアクセス性向上
  - ・鉄道駅との連携強化による定時性、速達性向上

⑤ 海上交通

- ・現状のサービス水準を維持しつつ、地域間の交流と観光の推進

⑥ 道路

- ・環状道路網の早期整備による自動車交通分散
- ・バスベイの設置促進による自動車交通円滑化
- ・自転車の利用環境の向上（走行空間整備、放置自転車対策、コミュニティサイクル等）

(2) 公共交通の利用環境改善

乗り継ぎ抵抗の軽減や情報案内の充実によって、利用しやすい公共交通利用環境を目指します。

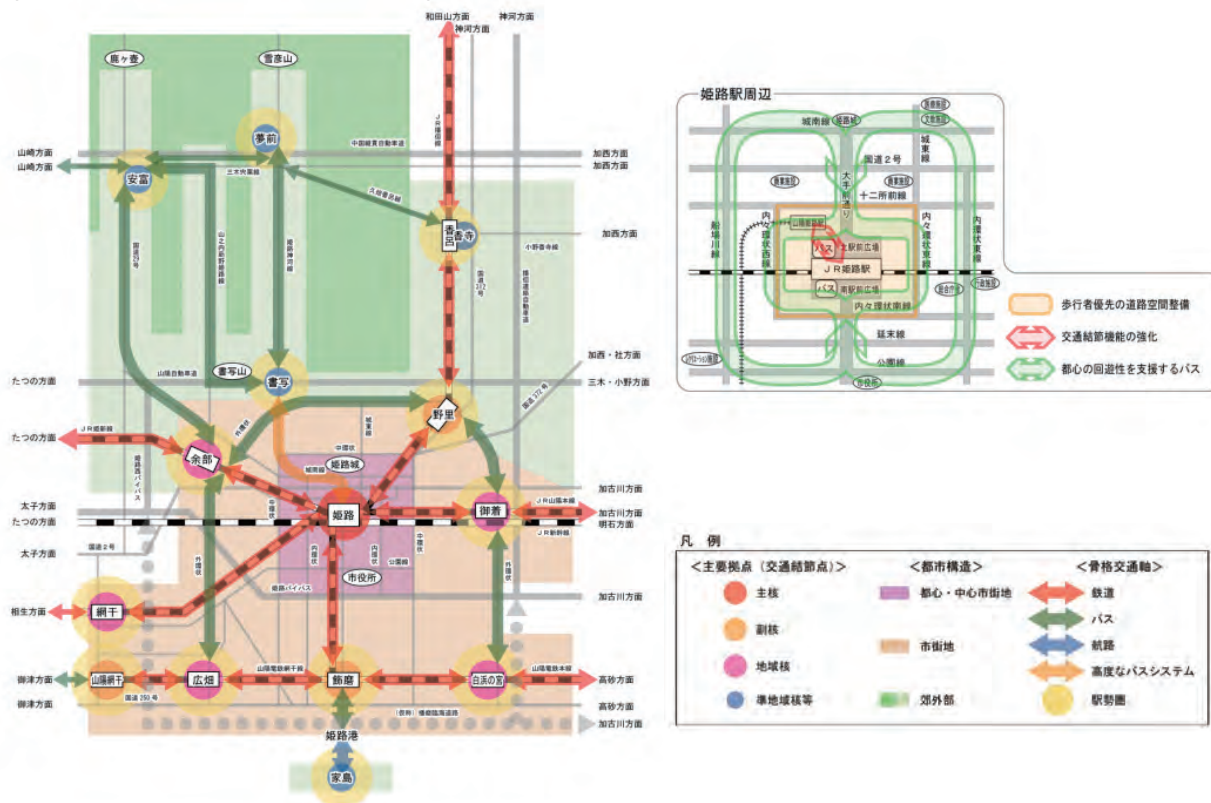
- ・バス停の待合空間の確保、上屋やベンチ設置等の環境改善
- ・バリアフリー対応車両の導入と駅など交通結節点のバリアフリー化の推進
- ・すべての公共交通機関で共通利用できるICカード乗車券の拡充
- ・姫路港～家島の乗船券の共通化の検討
- ・来訪者など初めて利用する人にも分かりやすい情報案内の提供

(3) 参画と協働の推進

公共交通の利用促進活動の充実、公共交通利用促進組織の支援によって、市民と交通事業者、行政が協力し、公共交通の活性化を目指します。

- ・交通事業者や県及び近隣市町と連携したノーマイカーデーの実施
- ・モビリティ・マネジメントの実施
- ・公共交通と沿線地域の活性化を組み合わせたイベントの実施

〈骨格となる将来の公共交通ネットワーク〉



## 2 道 路

都市内の道路は、交通機能、空間機能及び市街地形成機能などの多様な機能を持ち、円滑な都市活動と快適な都市生活の実現に欠くことのできない根幹的な都市施設です。

都市計画道路は、土地利用、交通等の現状及び将来のまちづくりを勘案して、計画的な整備を図るべき道路として決定しています。

本市のように周辺地域から自動車交通が多く集まり、広い市域で都市化が進行する地域では、都心部等へ向かう放射道路に集中する自動車交通や都心部を通過する自動車交通の分散を図るため、環状と放射状の道路を組み合わせた道路ネットワークの構築が効果的です。そのため、本市の幹線道路ネットワークは、内・中・外環状の3環状道路と10の放射道路からなる幹線道路網を骨格として構成します。

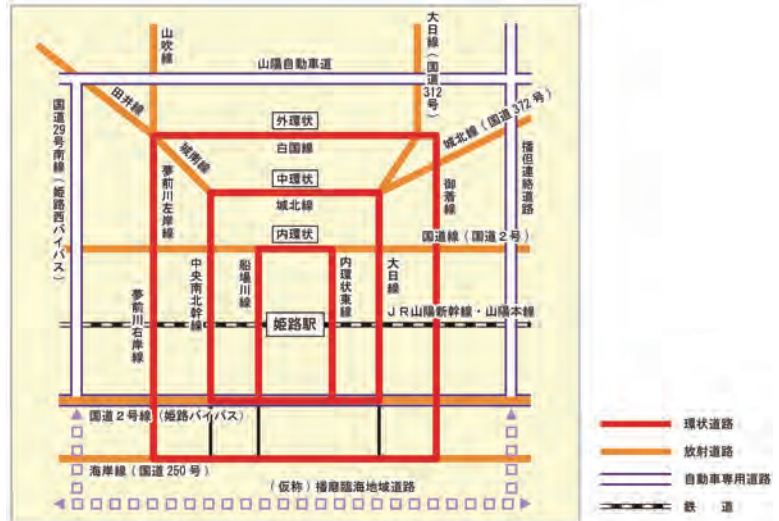
姫路市の都市計画道路の現況					平成28年3月31日現在	
道路種別	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	改良進捗率(%)	概成済延長(m)	改良+概成進捗率(%)
自動車専用道路	1	2,900	2,900	100.0	0	100.0
幹線街路	110	305,840	194,380	63.6	18,120	69.5
区画街路	20	10,390	9,850	94.8	540	100.0
特殊街路	8	3,240	3,030	93.5	0	93.5
合計	139	322,370	210,160	65.2	18,660	71.0



3.1. 100号 飾磨幹線



3.1. 101号 駅前幹線



【幹線道路ネットワークの基本構成】



### 3 都市高速鉄道

本市の市街地では、鉄道と道路の多くが平面交差しており、地域の分断、交通渋滞等の土地利用、交通上の問題が生じていたことから、中心市街地においてJ R山陽本線、J R播但線、J R姫新線の一部を都市高速鉄道として決定し、鉄道と道路を連続的に立体交差し踏切を除去する連続立体交差事業が完了しています。

### 4 交通結節施設

駅前広場をはじめとする交通結節施設は、異種の交通機関を相互に連絡し、多様な交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供する拠点であり、総合交通体系を実現する上でその整備が極めて重要となっています。

駅前広場は「まちの玄関」でもあり、まちづくりと一体となった整備を図っていきます。



はりま勝原駅（南側）



東姫路駅

交通広場は、都市計画道路から独立した交通施設（一般車駐車場）や、歩行者空間を中心とする施設（自由通路）で、駅前広場の機能の一役を担っています。



姫路駅北交通広場



姫路駅北西交通広場



### 5 駐車施設

駐車施設は、道路交通の円滑化と都市機能の維持及び増進を目的とした都市施設で、自動車駐車場と自転車駐車場に大別されます。



大手前地下駐車場



姫路駅西自転車駐車場

## 6 公園・緑地

本市は、市街地をつつみ込むように広がる丘陵地を始め、市川、夢前川などの諸河川、市街地部の独立丘陵、自然海岸として残る小赤壁などの自然環境に恵まれており、これらを保全する施策を講じるとともに、緑豊かな憩いと安らぎに満ちた都市環境を創り出すことが必要です。

公園・緑地は、都市のオープンスペースとして、市民のレクリエーションや休息の場として、また、災害時の防災、避難場所として不可欠の都市施設です。

都市計画公園は、都市計画法において、公園整備を合理的かつ効果的に配置するために定められたものであり、その規模や目的などによって、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園等の種類に分かれています。

代表的なものとして、自然環境を活かした公園整備が進められている桜山公園、姫路城を含む姫路公園、本市を代表する総合公園である手柄山中央公園などがあげられます。



桜山公園（総合公園）

姫路市の都市計画公園・緑地の現況					平成28年 3月31日現在	
名 称	公園・緑地数		面積 (ha)		供用率 (%)	備 考
	計 画	供 用	計 画	供 用		
街区公園	222	207	54.20	48.84	90.1	この他、スポーツ広場公園、市民広場公園、チビッコ広場等の整備が進められている。
近隣公園	44	23	92.70	37.59	40.6	
地区公園	16	10	117.40	35.46	30.2	
総合公園	10	7	369.50	141.27	38.2	
運動公園	1	1	15.40	8.00	51.9	
風致公園	1	1	16.40	0.45	2.7	
公園計	294	249	665.60	271.61	40.8	
緑地等	3	3	86.98	75.63	87.0	
総 計	297	252	752.58	347.24	46.1	

## ・緑の基本計画

緑の基本計画は、公園・緑地の計画的な保全、創出を図るため、都市緑地法に基づき本市の緑に関する目標や施策などを定める計画です。平成23年度に改定し、計画の3本柱を「緑の保全」、「緑に関する市民参加」、「公園の整備」として、目標値を定めるとともに、公園整備の上位計画となる本計画の中で、課題となっている長期未整備都市計画公園への取組を新施策として位置付けています。



姫路公園（総合公園）



高浜中央公園（地区公園）



御立公園（近隣公園）

## 7 上水道

姫路市の上水道は、昭和4年に給水を開始して以来、6期に及ぶ拡張事業を実施し、平成27年度末現在で普及率は99.6%に達しています。

上水道は、市民生活や都市活動を営む上で、重要なライフラインであることから、「姫路市水道ビジョン」に掲げる「すべての市民に安全で良質な水道水を安定して供給する水道」の実現が求められています。

しかし、高度経済成長期に整備した多くの施設や管路は老朽化が進み、耐震性も不足しているため、施設等の更新や耐震化にスピードアップして取り組む必要があります。

このため、平成27年11月に策定した中長期の経営の基本計画である「姫路市水道事業経営戦略」に基づき、基幹水道施設や管路の耐震化を重点的に進めるとともに、地震等の緊急時における飲料水を確保するため配水池への緊急遮断弁の整備や応急給水拠点を増設するなど、災害に強い水道の実現に努めています。

上水道普及状況		平成28年 3月31日現在
総人口（人）	給水人口（人）	普及率（%）
540,345（登録人口）	538,293	99.6



甲山浄水場

## 8 下水道

下水道は、汚水の排除と水洗化による生活環境の改善及び浸水の防除を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全にとって不可欠の根幹的都市施設です。

姫路市の公共下水道事業は、昭和13年に着手し、事業推進してきました。本市の整備計画は、市域内を市川をはじめ大小河川が並行して流下していることから、市域を流域別に7処理区に区分し、それぞれの処理区に終末処理場を設置し、市街化区域11,055haのうち企業で自主処理を行う区域を除く9,840ha及び市街化調整区域19,698haのうち1,977ha並びに都市計画区域外22,681haのうち569haを整備することを目標としています。

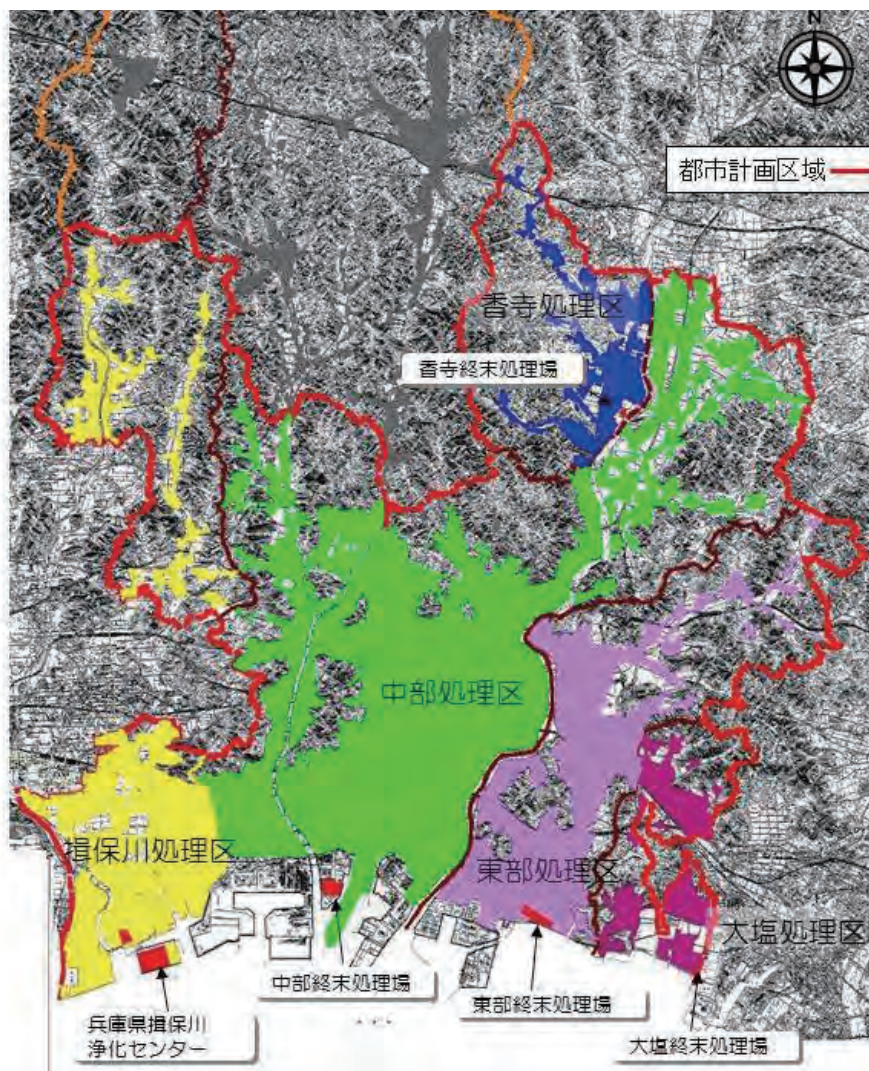
汚水処理については、区画整理事業等の他事業関連を除き、おおむね整備が完了しています。

平成26年度からは、坊勢地区漁業集落排水区域を除き、農業集落排水区域並びにコミュニティ・プラント区域の公共下水道への統合事業に着手し、平成29年度から順次、処理場の廃止（公共下水道への統合）を行う予定です。

流域下水道は、1つの流域内にある2以上の市町の区域における下水を排水するもので、姫路市においては、揖保川処理区で3市1町による県営揖保川流域下水道事業に参画しています。

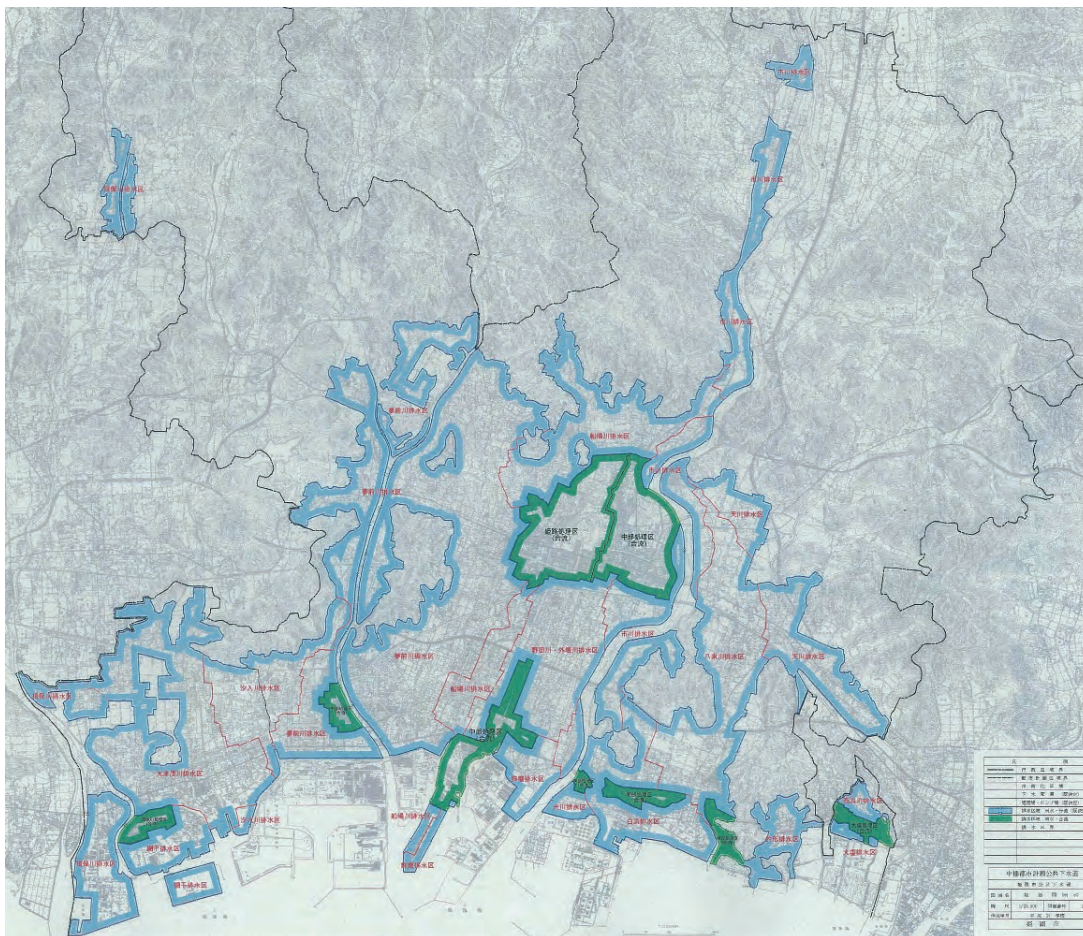
また、下水道整備の拡充と併せて、処理施設運営の効率化を進めるほか、水洗化可能区域では、改造資金の貸付けや共同排水管渠敷設への助成等を推し進め、100%水洗化を目指しています。

下水道普及状況		平成28年3月31日現在
総人口（人）	処理人口（人）	普及率（%）
540,345（登録人口）	493,162	91.3



公共下水道（汚水）計画図

雨水排水計画は、市街化区域の20の排水区において、約9,896haを整備することを目標としています。



公共下水道（雨水）計画図



中部終末処理場（中部析水苑）

## 9 その他の都市施設

- (1) **墓園** 墓地の機能だけでなく、緑の中での散策、休息等静かなレクリエーション機能も持つ施設です。



名古屋墓園

- (2) **ごみ焼却場等** 種々の廃棄物をすみやかに、かつ衛生的に処理する施設です。



姫路市網干美化センター（エコパークあぼし）

- (3) **市場** 生鮮食料品を適正な価格で供給し、市民の食生活の安定を図るための施設です。



姫路市中央卸売市場

- (4) **と畜場** 食肉の安定供給を図るための施設です。



(仮称) 和牛マスター食肉センター（H29.4～稼働予定）

- (5) 病院 広域的な保健医療、救命救急センターとしての施設です。



兵庫県立病院（兵庫県立姫路循環器病センター）

- (6) 河川 災害防止、うるおいある環境づくり等の目的で整備される施設です。



船場川

- (7) 火葬場 公共福祉及び公衆衛生の確保を図るための施設です。



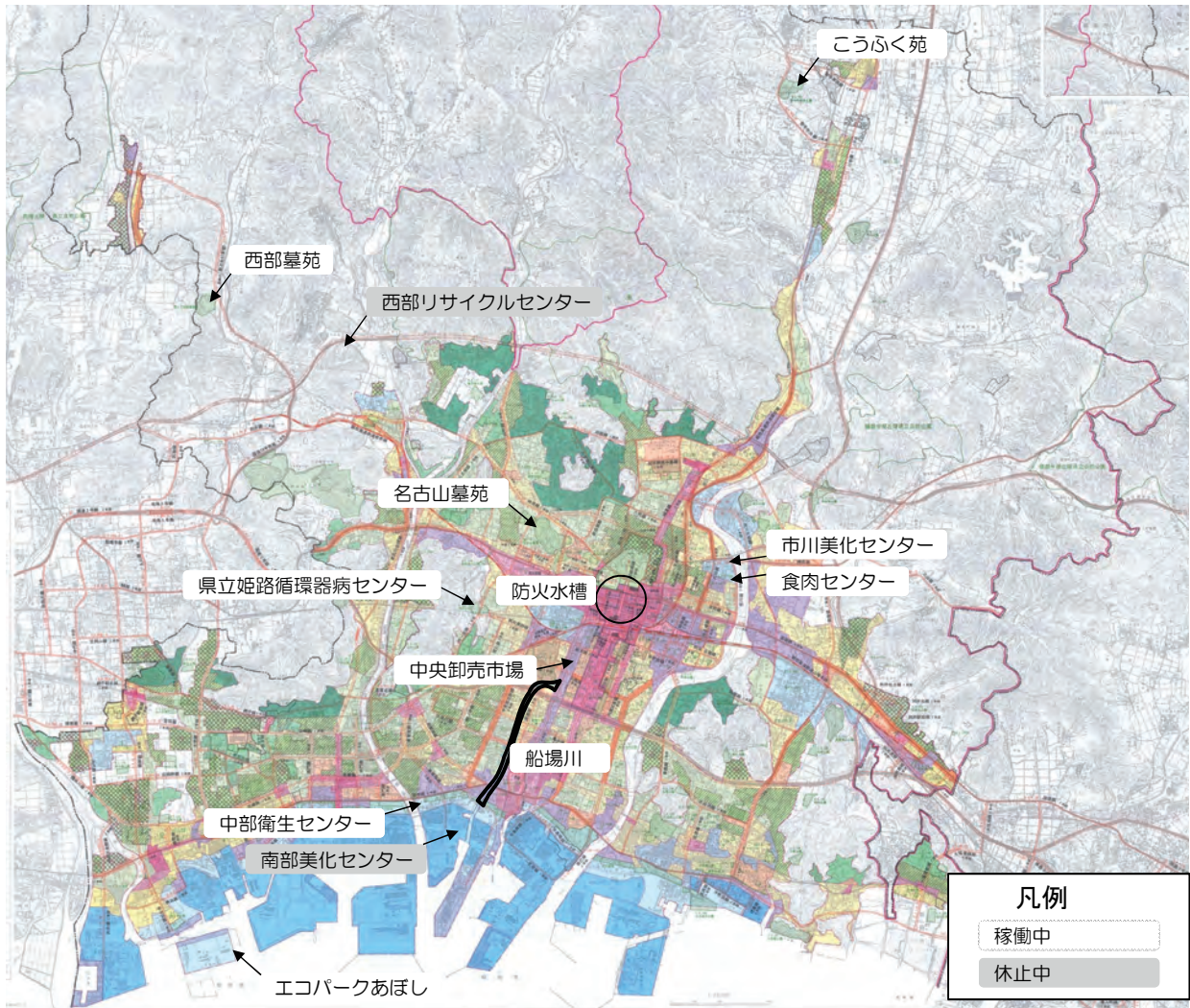
神崎郡南部斎苑（こうふく苑）

- (8) 防火の施設 消防の用に供する貯水施設です。



防火水槽（船橋町水槽）





その他の都市施設 位置図

## 10 都市計画施設（道路・公園）の見直し

道路や公園などの都市計画施設は円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するために必要不可欠な社会基盤であるとともに、その計画は長期的かつ広域的な視点のもとに定められています。

本市の都市計画施設は、戦後の高度成長期に、人口増加や市街地の拡大などに併せ、多くの道路や公園が都市計画決定されました。

しかし、これらの都市計画施設には、都市計画法による規制がかかったまま長期間未整備となっているものが数多くあり、また、少子高齢化や人口減少社会の到来など、計画決定時から社会経済情勢も大きく変化してきています。

このような状況を踏まえ、将来にわたり効率的かつ責任ある社会基盤整備を推進するため、市民の皆様方や関係機関などから幅広いご意見をいただきながら、長期未整備都市計画施設（道路・公園）について、計画の見直しに取り組んでいます。

### (1) 道路

平成23年3月に県が策定した都市計画道路網見直しガイドラインに基づき、県下の市町とともに見直しに取り組み、約89kmの長期未着手都市計画道路について、廃止等見直しの検証を行い、見直し素案を作成しました。

見直し素案について、平成26年11～12月にかけて住民説明会、パブリック・コメントを実施し、平成27年5月に見直し方針を公表しました。

平成27年5月から3年程度かけて都市計画変更手続きを行う予定です。

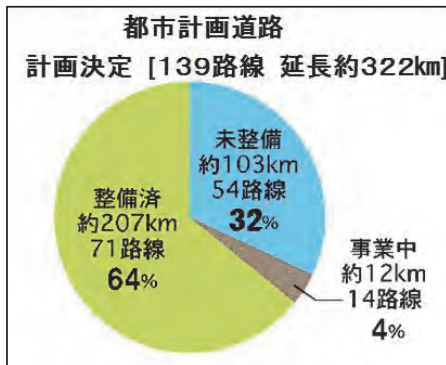


図1 姫路市の都市計画道路の現状  
(平成24年度末現在)

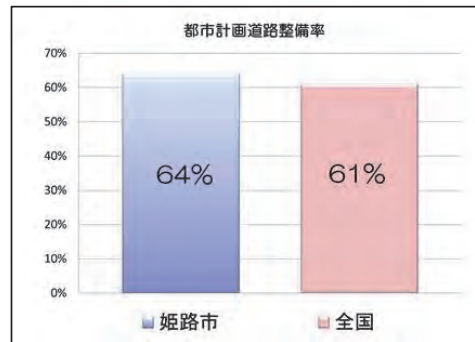


図2 姫路市の都市計画道路整備率  
(平成24年度末現在)

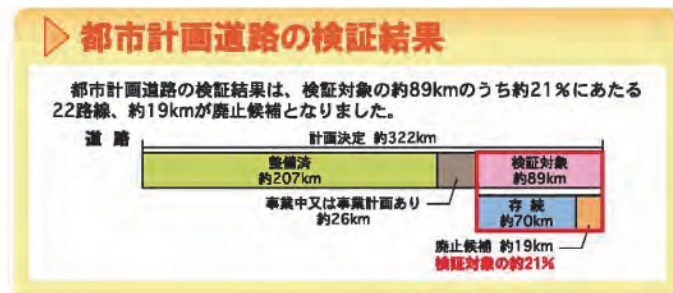


図3 姫路市の都市計画道路見直しの検証結果

## (2) 公園・緑地

平成24年3月に改定した緑の基本計画において長期未整備公園の解消を施策に位置付けるなど、道路と同様に見直しに取り組み始めました。

その後、平成25年8月に県が示した市町決定の都市計画公園・緑地の検証に関する基本的な考え方をもとに、平成26年3月に本市において策定した姫路市都市計画公園・緑地の検証指針に基づいて、約393haの長期未着手都市計画公園・緑地について、廃止等見直しの検証を行い、見直し素案を作成しました。

道路と同じく、見直し素案について、平成26年11～12月にかけて住民説明会、パブリック・コメントを実施し、平成27年5月に見直し方針を公表しました。

平成27年5月から3年程度かけて都市計画変更手続きを行う予定です。

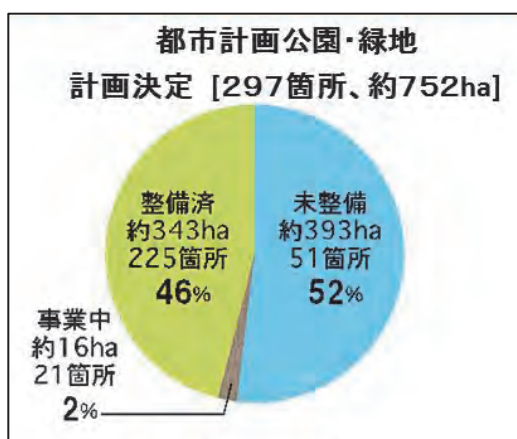


図4 姫路市の都市計画公園・緑地の現状 (平成24年度末現在)

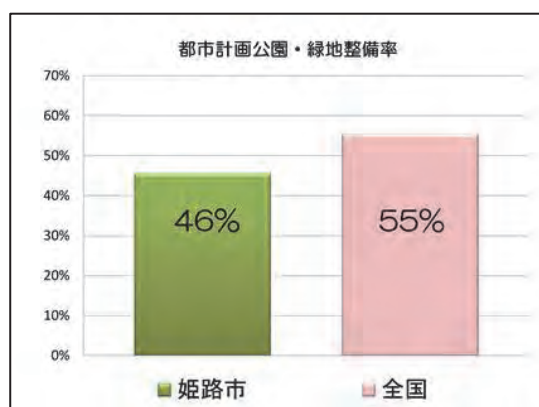


図5 姫路市の都市計画公園・緑地整備率 (平成24年度末現在)

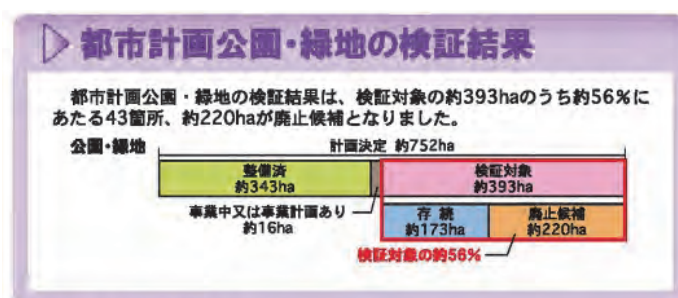
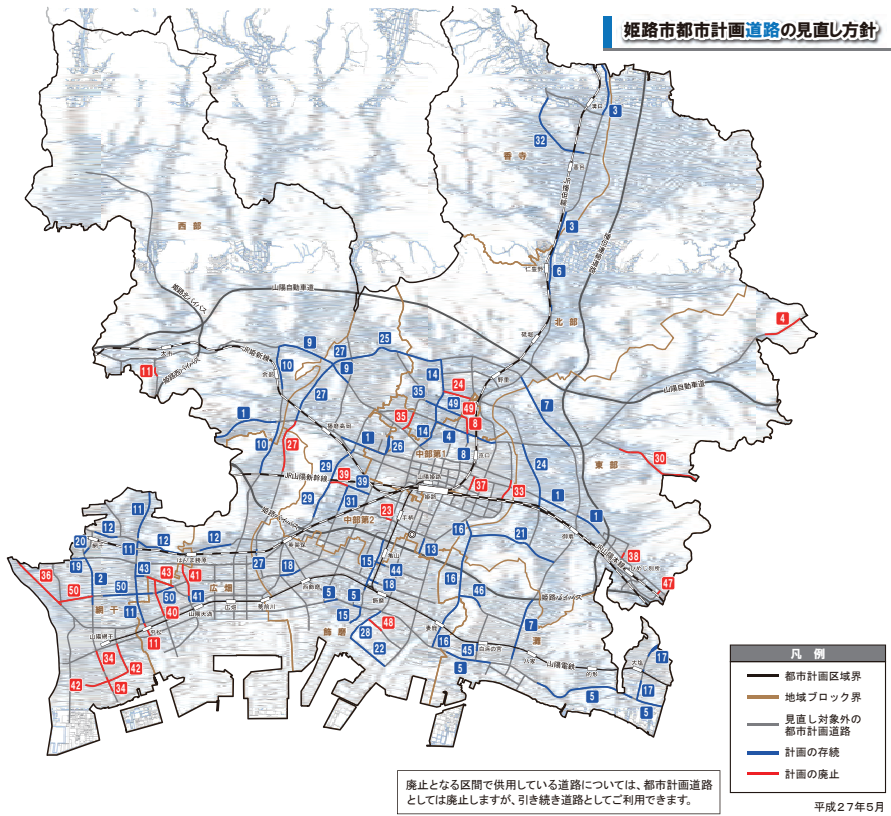


図6 姫路市の都市計画公園・緑地見直しの検証結果

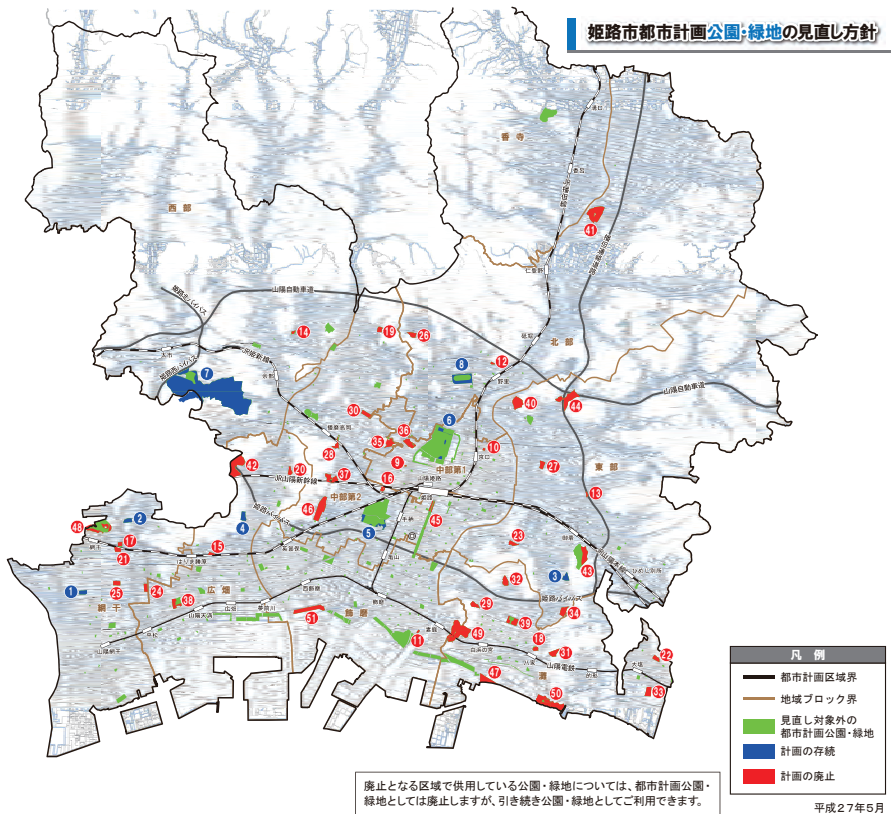
都市計画道路				
No.	路線名	計画延長 m	廃止延長 m	
1	田邊線	14,030	4,490	0
2	鹿野線	3,510*	1,310	0
3	川手線	5,430	2,150	0
4	城北線	13,950	1,780	1,020
5	舞野線	16,650	5,670	0
6	大日線	13,220	1,910	0
7	藤原線	9,660	4,270	0
8	下寺町線	2,810	140	220
9	田井線	8,050	2,360	0
10	夢前川右岸線	8,090	2,600	0
11	大木線	5,460*	3,550	676
12	藤干線	4,820*	3,030	0
13	内藤伏見線	2,550	430	0
14	船堀川線	5,640	2,750	0
15	宮線	2,730	2,240	0
16	藤巻線	3,960	3,900	0
17	大森線	1,750	1,140	0
18	鹿谷田線	5,510	960	0
19	宮田線	2,820	240	0
20	藤干駅前線	500	320	0
21	西院線	2,600	2,600	0
22	一文線	1,300	1,300	0
23	手前山線	3,360	0	160
24	市川左岸線	6,100	2,000	790
25	白旗線	5,160	2,780	0
26	中央南北幹線	5,580	800	0
27	夢前川左岸線	7,460	2,840	1,660
28	中島西線	1,200	1,200	0
29	西ノ池線	6,040	2,570	0
30	北山線	3,300	0	2,520
31	荒川線	1,400	800	0
32	藤巻中央線	3,270	2,660	0
33	加川線	2,890	0	650
34	金ノ舌線	1,530	0	920
35	新在家線	1,560	360	650
36	橋本川線	2,960	0	1,810
37	阿保線	1,000	0	410
38	別所佐土線	1,330	0	170
39	高田西線	1,170	660	510
40	真松線	2,290	0	1,040
41	藤見線	1,450	260	960
42	興浜線	2,100	0	2,100
43	南宮田線	1,670	250	820
44	亀山線	3,020	360	0
45	北線	1,430	310	0
46	北白旗線	2,070	750	0
47	別所南線	2,000	0	160
48	中島南線	1,280	0	500
49	八代線	930	740	190
50	広域幹線	5,630	1,930	920

\*は路線管内における延長



都市計画公園・緑地				
存続				
No.	種別	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
1	近隣	津市場公園	2.5	0.00
2	近隣	藤原公園	2.6	0.00
3	近隣	鹿野公園	2.7	0.00
4	近隣	下野公園	3.2	0.00
5	総合	宇前山中央公園	42.9	39.13
6	総合	藤原公園	68.1	62.61
7	総合	桜山公園	154.2	8.68
8	運動	城北公園	15.4	8.00
廃止				
No.	種別	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
9	街区	船堀駅前公園	0.20	0.00
10	街区	白山公園	0.40	0.00
11	街区	高島公園	0.55	0.00
12	街区	徳富公園	0.60	0.00
13	街区	深志野公園	0.64	0.00
14	街区	夢野公園	0.99	0.29
15	近隣	阿保公園	1.1	0.00
16	近隣	亀山公園	1.2	0.00
17	近隣	藤原公園	1.8	0.33
18	近隣	東山公園	1.8	0.16
19	近隣	北山公園	1.9	0.00
20	近隣	美濃田公園	2.1	0.00
21	近隣	徳久公園	2.1	0.00
22	近隣	北大地公園	2.1	0.00
23	近隣	藤原公園	2.3	0.00
24	近隣	田井公園	2.4	0.00
25	近隣	坂出公園	2.5	0.00
26	近隣	大野公園	2.6	0.00
27	近隣	船堀公園	2.6	0.00
28	近隣	藤原第一公園	2.7	0.40
29	近隣	北宮公園	2.9	0.00
30	近隣	高阿公園	3.1	0.00
31	近隣	八重公園	3.7	0.00
32	近隣	真山公園	3.8	0.00
33	地区	徳田公園	4.1	0.00
34	地区	南田公園	4.4	0.00
35	地区	藤原山公園	4.9	0.31
36	地区	藤原寺公園	4.9	0.65
37	地区	西庄公園	5.7	0.44
38	地区	文源公園	6.0	2.50*
39	地区	奥引公園	6.2	2.00*
40	地区	坂本公園	8.0	0.00
41	地区	甲山公園	14.9	0.00
42	地区	西藤原公園	15.9	0.00
43	地区	藤原南公園	18.4	11.60
44	総合	佐藤公園	12.1	0.00
45	総合	徳河公園	12.6	9.30
46	総合	西ノ池公園	12.7	0.00
47	総合	白浜海岸公園	13.9	0.00
48	総合	藤原山公園	19.0	11.29
49	総合	白浜海岸公園	21.7	0.35
50	特殊	小倉公園	16.4	0.45
51	運動用地	洗手緑地	84.0	72.65

\*は現在事業中



# 第7章 都市づくり

## 1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、宅地の利用増進を図るため、無秩序に発展してきた市街地に、一定の区域を定めて、区域内の個々の宅地について換地を行って宅地を合理的に配置するとともに、道路、公園等の公共施設の整備を行うもので、「都市計画の母」とよばれるように健全な市街地形成のために最も適切な手法の一つです。

この事業は、土地区画整理法に基づいて行われていますが、必ずしも都市計画決定を伴うものではありません。施行者は、個人・共同・組合、公共団体（市町村、都道府県）、行政庁（国土交通大臣、都道府県、市町村）、公団（都市基盤整備公団等）、地方住宅供給公社となっています。

姫路市では昭和初期から現在に至るまで、臨海部における産業立地周辺区域、戦災復興区域、また都市施設整備の遅れた区域などで、重点的に事業が進められてきました。

現在まで81カ所2,886.1haが事業認可をうけ、広地区をはじめ駅南、中部、城陽、船場川東、大井川等74地区で2,637.9haの事業が完了し、現在、垣内津市場、英賀保駅周辺地区等で事業が進められています。

また、山陽本線等高架化事業の一環である姫路駅周辺地区や、姫路駅周辺地区とともに市中心部を一体的に整備する阿保地区、市西部の玄関口であり姫路市総合計画の中で地域核と位置付けられているJR網干駅前地区等の事業をすすめており、今後とも市街地の基盤整備を目指し積極的に事業を推進していく予定です。

		姫路市の土地区画整理事業の現況（都市計画決定地区以外も含む）					平成28年3月現在
		施行者区分					
		土地区画整理法によらない事業 ※1	個人（共同）	組合	公共団体	行政庁	
施行済	地区数	11	20	33	6	4	74
	面積	1,049.0	206	819.9	354.1	208.9	2,637.9
施行中	地区数	—	—	3	4	—	7
	面積	—	—	99.7	148.5	—	248.2
合計	地区数	11	20	36	10	4	81
	面積	1,049.0	206	919.6	502.6	208.9	2,886.1

※1 旧都市計画法により事業認可を行った事業

施行中の主な土地区画整理事業（H28年3月現在）



英賀保駅周辺地区

（平成26年撮影）



姫路駅周辺地区

阿保地区

（平成25年撮影）

## 2 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、土地区画整理事業とともに代表的な市街地開発事業の一つです。

老朽化した低層の建物が密集していたり、道路や駐車場がないため、土地の有効利用が図れていなかったり、無秩序な開発により住環境が悪化してくる市街地において、共同で敷地を利用し、耐火建築物を立て、同時に道路、公園、広場等の公共施設を整備することによって、快適で安全なまちにつくりかえる事業です。

この事業は、都市再開発法に基づいて行われますが、姫路市ではこの事業の前身ともいえる市街地改造事業により、船場地区3haが完了しています。

市街地再開発事業は、組合施行により平成2年に姫路駅南地区、平成3年に姫路駅西地区、平成13年にお城本町地区が完了しました。

### 事業の概要

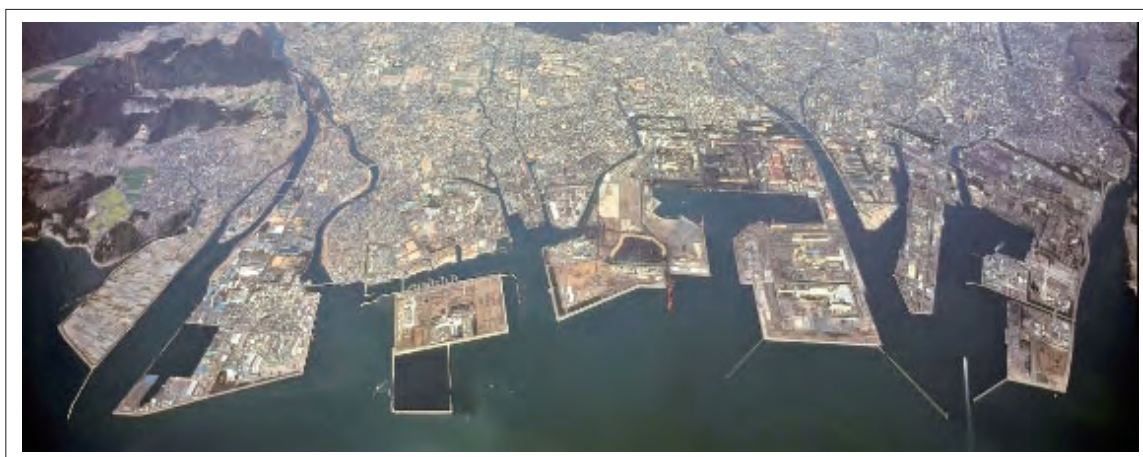
<p>姫路駅南地区</p>	<p>建物名称……………パラシオ            建築敷地面積……………5,353㎡            建築延床面積……………35,946㎡            地上高……………63m            用途・構造……………ホテル、事務所、            駐車場、鉄筋コンクリート造            地上15階、地下1階、(事務所棟11階)</p>	
<p>姫路駅西地区</p>	<p>建物名称……………キャスパ            建築敷地面積……………4,718㎡            建築延床面積……………35,306㎡            地上高……………42m            用途・構造……………店舗、文化ホール、            駐車場、鉄筋コンクリート造            地上8階、地下2階</p>	
<p>お城本町地区</p>	<p>建物名称……………イーグレひめじ            建築敷地面積……………7,590㎡            建築延床面積……………38,971㎡            地上高……………18m            用途・構造……………住宅、商業施設、            事務所、公益施設、駐車場、鉄筋コ            ンクリート造、一部鉄骨造            地上6階、地下3階</p>	

### 3 港湾整備

姫路港は、瀬戸内海の東部、播磨地域のほぼ中央に位置する国際拠点港湾で、港湾区域約5,270ha、東西約18kmを有し、播磨工業地帯の中核港湾として我が国の経済に大変重要な役割を果たしています。

昭和26年1月に飾磨港、広畑港、網干港を統合し姫路港として重要港湾に、昭和34年4月に関税法に基づき飾磨及び広畑港が開港に、昭和42年6月に特定重要港湾にそれぞれ指定されるなど港湾機能の増強が図られました。現在の姫路港は、港湾区域も拡張し西は浜田地区から東は大塩地区に至る形態を整え、それぞれの地区が独自の機能と役割を果たしながら有機的に発展しています。

近年、近隣アジア諸国の港湾の発展や物流ニーズの多様化により、日本の港湾を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。姫路港においても播磨地域の中心的物流拠点にふさわしい、船舶の大型化、コンテナ化に対応した港湾施設の整備や公共ふ頭間を結ぶ臨港道路の整備、臨海部の低未利用地の活性化方策を進めるとともに、市民に親しんでいただける港を目指し姫路みなとドームを始めとする「みなとオアシス」の活用促進やクルーズ船誘致に取り組むなど、親水機能の充実を図っていきます。



### 4 住環境整備と既存住宅ストックの活用・更新

人口減少、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により、居住ニーズは多様化しています。また、災害や犯罪に強い住まい、住環境の形成や空き家等の利活用による既存住宅地の活性化促進が求められています。

このため、市民の住生活の安定確保と質の向上を図るための総合的な住宅政策の指針となる「姫路市住宅計画」を平成28年に策定しました。この計画に基づき、住まいの性能向上につながる民間住宅の耐震化の促進やバリアフリー化の推進を図るとともに、老朽化した市営住宅については、建替事業等を計画的に進め、耐震性、防災性の向上とバリアフリー化した住宅ストックの確保を図っていきます。

また、空き家等の流通、利活用を促進するため「姫路市空き家バンク」制度やマンション管理セミナー等の実施など、公共と民間の適切な連携による、既存住宅ストックの活用、更新を進めています。



## 5 文化環境の整備

市民生活の質的向上に伴い、そのライフスタイルも多様化し、ゆとりのある生活の中で「心のゆたかさ」を求める傾向が強まり、余暇時間の増大と相まって文化に関する関心はますます高まっています。

このような中、姫路市では市民はもとより訪れる人々が広く文化に接する場として、姫路城を中心とした周辺に、市立美術館、県立歴史博物館、日本城郭研究センター、姫路文学館、好古園等が整備され、文化シンボルゾーンを形成しています。

また、文化センター、市民会館をはじめとする市民センターに加えて、音楽専用ホールのパルナソスホール、能舞台の設置も可能な姫路キャスパホール等の都市活動に必要な機能も備えています。

姫路市郊外の青山、太市地区の桜山公園内では自然と文化の調和を図る施設として、自然観察の森、県立こどもの館、宿泊児童施設「星の子館」、新科学館「アトムの館」等が整備されています。

一方、幅広いスポーツ志向を充足するために、スポーツ施設の充実整備を促進すべく、手柄山中央公園周辺に市立中央体育館、総合スポーツ会館、陸上競技場、姫路球場等の施設の集積を図るとともに、東部花田地区の球技スポーツセンター、北部豊富地区の豊富球場、香寺地区の香寺総合公園スポーツセンターなど、各種のスポーツ施設の整備や更新を行っています。

四季を通じて自然と関わりができる書写山や広嶺山には多くの人が訪れ、それぞれに歴史・文化・景勝との出会いを求め、広く親しまれています。

自然を満喫できる施設として、家島地区のいえしま自然体験センター、安富地区のグリーンステーション鹿ヶ壺、夢前地区の県立ゆめさきの森公園、山陽自然歩道をはじめとした遊歩道やハイキングコース、キャンプ場等の野外活動施設の充実整備も図られています。



美術館



書写山 円教寺



自然観察の森



星の子館

# 第8章 主な都市計画事業等

## 1 JR姫路駅周辺地区

JR姫路駅及びその周辺の都市基盤施設の整備や南北の交通円滑化と市街地の一体化を図るため、JR山陽本線等連続立体交差事業、姫路駅周辺土地区画整理事業や関連道路整備を総合的に進めるとともに、播磨の中核都市として、にぎわいとうるおいにあふれた交流都心の形成を図っています。

周辺では、姫路駅周辺整備事業（キャステイ21）等の推進により、商業・業務施設の集積、交通拠点機能の強化やイベント機能、国際交流機能、情報機能などの高次都市機能の集積を図り、姫路市のシンボルとして整備を進めています。

### (1) JR山陽本線等連続立体交差事業

JR姫路駅を中心とする地区は、JR各線が平面で東西を貫通し、広大な貨物ヤード跡地等が南北交通の流れを妨げ、市街地発展の大きな障壁となっていました。

事業では、南北市街地の一体化と交通の円滑化を図るため、JR山陽本線、播但線及び姫新線の高架化を進め、平成18年に山陽本線、平成20年に播但線及び姫新線の高架化が完成し、引き続き旧鉄道施設等の撤去や船場川線等の整備を進め、平成23年に完了しました。

施行者：兵庫県 事業期間：平成元年3月～平成23年3月

### (2) 姫路駅周辺土地区画整理事業

JR山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化及び駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備等により、「姫路の顔づくり」、「播磨の顔づくり」としてふさわしい街区の形成を図っています。

施行者：姫路市 事業期間：平成元年5月～平成34年3月 施行区域面積：45.5ha

### (3) 駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）

地区内には、JR山陽本線等連続立体交差事業に関連する山陽電鉄線の移設による旧鉄道用地及び工場跡地等の未利用地が存在するため、公共施設の整備が不十分なまま市街化している。そのため、土地区画整理事業を施行することにより、都市基盤施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、本市の主核にふさわしい計画的な市街地としての再生を図っています。

施行者：姫路市 事業期間：平成19年7月～平成34年3月 施行区域面積：7.4ha

### (4) 都市計画道路内々環状西線整備事業、都市計画道路内々環状東線整備事業

姫路駅東西の内々環状道路として、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の南北交通軸の確保を図っています。

施行者：姫路市 事業期間：平成11年2月～平成27年3月

## (5) キャスティ21

鉄道高架事業により発生する広大な貨物ヤード跡地等を活用し、ゆとりと潤いのある都市環境を創造するとともに、高度な都市機能を導入して播磨地域の中核都市にふさわしい魅力と活力にあふれる都心を形成するため、官民の協調と適正な役割分担のもと、一体的、総合的に都市基盤及び施設の整備を行っています。

そのため、昭和63年に策定した姫路駅周辺地区総合整備計画を踏まえ、平成18年に今後のまちづくりの指針となる「姫路市都心部まちづくり構想」を策定し、キャスティ21に重点的に取り組んでいます。

具体的には、鉄道高架化事業や姫路駅周辺土地区画整理事業、関連道路事業等の基盤整備を一体的に行うとともに、「エントランスゾーン」、「コアゾーン」、「イベントゾーン」などのゾーン区分を行い、それぞれの立地条件や用地条件にふさわしい機能を導入して機能分担を図っているところです。

### ① エントランスゾーン (2.6ha)

姫路市を訪れる観光客を含む来街者が最初に目にする場所であり、第一印象を与える重要なゾーンです。平成25年、水と緑にあふれるキャッスルガーデン、大手前通りを挟んで姫路城と正対するキャッスルビュー、JR姫路駅と山陽姫路駅を結ぶ連絡デッキが完成し、十二所前線以南の大手前通りでは、歩道の拡幅や一般車の通行規制を実施し、安全で快適な歩行空間を確保しています。平成27年には、姫路駅北のバスターミナル等が完成し、エントランスゾーンの整備が完了しました。

### ② コアゾーン (3.3ha)

都市基盤整備により新たな街区を形成し、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業などの立地を図ることで、消費流出抑制と新規需要を創出し、都心部の集客力を強化するゾーンです。

各ブロックの開発計画の概要				
ブロック (面積)	名称	事業者	供用(予定)	事業概要
Aブロック (9,498㎡)	(仮称)ホテル モントレ姫路	マルイト株式会社	平成30年春	都市型ホテル及び商業施設
Bブロック (7,894㎡)	テラッソ姫路	エミス株式会社	平成27年7月	シネマコンプレックス及び商業施設
Cブロック (5,574㎡)	健康・生きがい・ キャリア開発プロジェクト	学校法人神戸滋慶学園	平成29年夏以降	専門学校、高齢者向け住宅、保育所、クリニック、フィットネスジム等

### ③ イベントゾーン (6.6ha)

都心部に残された最後の大規模空間であり、都心部のまちづくりにおいて重要な役割を担う「交流と創造のうるおいひろば」と位置付けられたゾーンで、西側を「文化・コンベンションエリア」、東側を「高等教育・研究エリア」としています。

文化・コンベンションエリアについては、文化・交流施設とコンベンション・展示施設を併設した“文化コンベンション施設”を整備することとし、平成27年度に同施設の基本設計を作成し、平成28、29年度には実施設計を進め、平成32年度末の竣工を目指しています。

## 2 姫路城周辺整備

姫路市のシンボルとなっている世界文化遺産姫路城の城跡は昭和31年11月26日、文化財保護法に基づき、「特別史跡姫路城跡」として国の特別史跡に指定されました。この地域（平成28年3月31日現在、107.85ha）は、戦後、民間住宅・店舗・行政機関施設等、各種各様の利用がされてきましたが、経済成長期を経て社会が安定するにつれ、地方都市の個性化が望まれるようになり、姫路城周辺についても整備を促進し、価値を高め、かつ姫路市の市街地整備に資することが必要となってきました。昭和42年12月12日、文化庁、大蔵省、兵庫県、姫路市の四者によって「特別史跡姫路城跡周辺地区整理促進連絡協議会」が発足し、公園化区域（68.1ha:平成28年3月）については、諸施設の移転を図って史跡公園化を目指し、また残る区域（39.75ha:平成28年3月）については、その管理方針が定められました。

その後、公園化区域内の施設移転、また跡地の空地化や公園整備が進められてきましたが、特別史跡全体についての基本構想が必要となり、昭和61年11月に「特別史跡姫路城跡整備基本構想」を策定しました。さらに、姫路城とともに暮らすまちのランドデザインを示すことを目的として、同構想を平成20年3月に改定しました。

それを受けて、姫路城跡、及び世界文化遺産姫路城のバッファゾーンにおける保存管理、整備活用及び景観誘導について、基本構想に掲げる理念を具体化することを目的に「特別史跡姫路城跡整備基本計画」を平成23年3月に策定し、進捗管理をしながら計画を進めています。

姫路城周辺整備の考え方		施策の概要	
		施策	主な事業
公園整備の考え方	○城とマッチした公園整備	遺構等の復元及び表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣修理計画に基づく保存整備</li> <li>・南部土塁の整備検討</li> <li>・城北地区の整備検討</li> <li>・西部中堀南部の整備</li> </ul>
	○濠の積極的利用		
土地利用の考え方	○土塁上及び土塁沿い散策路との一体的計画	歴史的な景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路城と調和した良好な景観の創出</li> <li>・石垣及び土塁の保全と修景</li> <li>・植生管理</li> </ul>
	○イベント広場		
	○集客力あるゾーン設定		
	○復元や修理により歴史的イメージを再現する区域		
	○公園、緑地的利用を図る区域	周遊性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見学ルートの設定</li> <li>・案内サインの整備</li> <li>・休憩所などの便益施設の整備</li> </ul>
	○施設利用を図る区域		

# 関係施設等の配置図



### 3 手柄山中央公園の再整備

#### (1) 現状

手柄山中央公園は、戦後の復興期から高度成長期へと突き進む時代に「姫路の勤労者がお金を使わず家族と楽しく過ごせる公園にしたい。」という理念に基づき整備され、数次にわたる公園区域の変更を経て、現在、都市計画決定面積42.9ha、開設面積38.17haの本市を代表する総合公園となっています。その立地は、中心市街地の南西部に位置していることから、利便性が極めて高く、本市都心部の緑豊かな潤いのある都市空間を形成しています。

#### (2) 基本計画策定に向けた背景と目的

手柄山中央公園は、これまで、平成12年策定の手柄山中央公園整備計画調査報告書に基づき整備を進めてきましたが、この整備期間が平成24年で終了していることに加え、園内施設の著しい老朽化等の課題や、JR姫路・英賀保間新駅の整備構想、文化センターの移転への対応に迫られています。

このため、園内施設の再配置を中心とする新設、改修等の中長期的な整備方針を示した「基本計画の策定」が必要とされています。

#### (3) 手柄山中央公園整備基本計画の概要

##### ① 検討経緯

平成25年度に庁内に検討委員会を設置し検討を重ねるとともに、有識者、市民等で構成する懇話会や市民からの意見等を参考に、手柄山中央公園整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。基本計画を作成するに当たり、現状分析、課題整理、公園利用者の意向調査等を行い、本公園の課題と役割等を検討し、整備方針、施設の再配置等を決定しています。

##### ② 新たな施設配置の概要

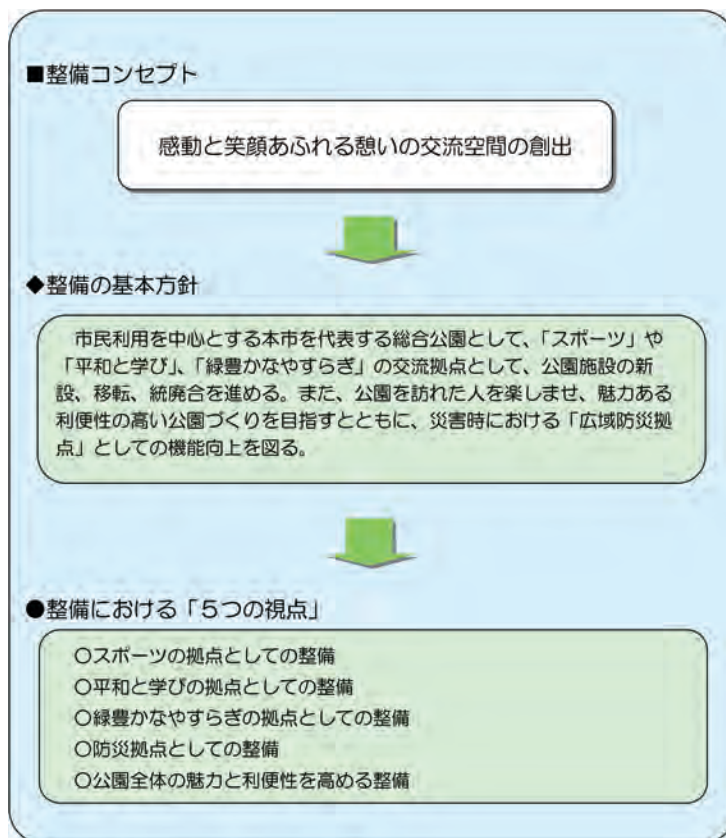
###### ・ 第1期（公園北西部 整備目標年次 平成37年度）

総合スポーツ会館、手柄山遊園、市民プール等の老朽化対策や新駅の整備構想に対応するため、手柄山遊園を廃止し、市民プールの全面改修を行うとともに、新たに体育館等を建設します。

###### ・ 第2期（公園北西部 整備目標年次 平成38年度以降）

温室植物園は高台に立地し、アクセスや立地条件等に問題があることに加え、施設の老朽化対策等から、温室植物園と緑の相談所機能を統合させた新たな植物園を文化センター跡地に移設するとともに、市民交流の場として活用します。

### ③ 整備の基本方針



### 手柄山中央公園の施設再配置 イメージ図







# 資料編

## 目次

1	気象概況	56
2	人口	57
3	市域の変遷	58
4	都市計画区域・市街化区域の人口	59
5	市街化区域及び市街化調整区域の変遷	59
6	特別用途地区の変遷	59
7	防火地域及び準防火地域の変遷	60
8	高度地区の変遷	60
9	用途地域の変遷	61
10	その他の地域・地区	62
11	地区計画	66
12	道路	69
13	都市高速鉄道	79
14	駐車場	79
15	公園	80
16	緑地・緑道	94
17	下水道（公共下水道）	95
18	流域下水道	98
19	墓園	98
20	汚物処理場	99
21	ごみ焼却場	99
22	ごみ処理施設	99
23	市場	99
24	と畜場	100
25	病院	100
26	河川	100
27	火葬場	100
28	防火の施設	100
29	土地区画整理事業（一覧表）	101
30	市街地再開発事業	103
31	公営住宅（市営住宅）	104

## 1 気象概況

年 月	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)		平均風速 (m/s)	日 照		現象日数 (日)		
	平 均	最 高 極	最 低 極		降 水 量	降 日 水 最 量 大		日 照 時 間 (h)	日 照 率 (%)	雪	霧	不 照
平成18年	15.5	37.7	-4.3	71	1,404.5	72.0	2.8	1,862.4	42	16	7	63
平成19年	16.0	36.2	-2.6	69	1,038.5	59.5	2.9	2,038.2	46	5	8	36
平成20年	15.6	35.3	-2.8	71	1,020.0	45.0	2.7	2,064.7	46	22	3	44
平成21年	15.6	34.0	-4.0	70	1,290.5	86.0	2.5	2,002.7	45	12	8	41
平成22年	15.9	36.5	-3.8	70	1,525.0	120.0	2.6	2,084.2	47	14	9	49
平成23年	15.4	36.1	-5.8	71	1,519.0	218.0	2.6	2,040.5	46	36	6	39
平成24年	15.3	35.9	-4.8	71	1,505.0	167.5	2.6	1,972.6	45	29	5	38
平成25年	15.5	36.7	-4.0	71	1,465.5	147.0	2.5	2,196.2	50	14	4	36
平成26年	15.3	36.0	-2.9	70	1,156.5	78.5	2.6	1,944.3	44	20	6	40
平成27年	15.8	36.3	-3.6	74	1,641.0	193.5	2.6	1,960.2	44	45	8	47
27年 1月	4.7	16.4	-3.6	74	84.0	26.5	2.6	116.3	37	18	-	3
2月	5.4	15.7	-2.6	69	28.0	11.5	2.6	134.9	44	18	1	2
3月	8.7	22.4	-1.8	69	143.0	33.0	2.7	192.5	52	9	1	3
4月	14.7	26.0	2.8	71	125.0	30.0	2.8	157.2	40	-	-	9
5月	20.0	30.9	9.7	67	126.0	45.5	2.6	241.3	56	-	1	1
6月	21.8	30.3	12.4	77	182.0	46.5	2.5	143.1	33	-	2	5
7月	25.8	35.1	19.0	83	347.0	193.5	3.0	142.2	32	-	-	4
8月	27.2	36.3	20.4	77	180.5	68.0	2.4	193.2	46	-	-	4
9月	22.0	29.8	14.1	77	137.5	38.5	2.4	142.6	38	-	-	4
10月	17.2	27.1	6.6	69	43.5	29.5	2.5	241.4	69	-	-	2
11月	13.9	24.2	2.7	78	143.5	49.0	2.2	114.7	37	-	3	7
12月	8.3	17.8	-0.7	75	101.0	41.5	2.4	140.8	46	-	-	3

## 2 人 口

(各年10月1日現在)

年次	世帯数 (世帯)	人 口 (人)		
		総 数	男	女
明治22年	4,917	25,487	12,468	13,019
27	7,703	26,924	—	—
32	9,978	33,289	17,305	15,984
37	8,673	34,204	17,281	16,923
42	9,629	38,247	19,497	18,750
大正 4	8,899	36,243	17,526	18,717
9	9,535	45,750	23,306	22,444
14	11,582	55,713	27,415	28,298
昭和 5	12,552	62,171	31,172	30,999
10	18,210	91,375	44,125	47,250
15	22,188	104,259	49,548	54,711
20	—	83,083	—	—
25	46,255	212,100	102,385	109,715
30	54,586	252,315	124,092	128,223
35	74,188	328,689	162,152	166,537
40	90,098	367,807	180,343	187,464
45	107,302	408,353	200,072	208,281
50	120,619	436,086	213,641	222,445
55	130,445	446,256	217,174	229,082
60	135,618	452,917	219,540	233,377
平成 2	143,522	454,360	219,270	235,090
7	158,818	470,986	227,240	243,746
12	169,765	478,309	230,649	247,660
17	178,987	482,304	232,553	249,751
22	205,587	536,270	259,320	276,950
27	212,801	535,664	258,724	276,940

資料：兵庫県統計書・国勢調査

(参考)

年次	人 口 (人)				
	旧姫路市	旧香寺町	旧夢前町	旧安富町	旧家島町
平成22	485,992	19,115	19,812	5,364	5,987
27	488,459	18,735	18,548	5,024	4,898

### 3 市域の変遷

(単位：km<sup>2</sup>)

年月日	編入または合併地域	編入・ 合併面積	総面積
明治22.4.1	市制施行		3.03
45.4.1	飾磨郡国衙村および市殿村一部	1.67	4.70
大正14.4.1	飾磨郡城北村	5.09	9.79
昭和8.4.1	飾磨郡水上村、神崎郡砥堀村	13.61	23.40
10.10.1	飾磨郡城南村、同高岡村	9.36	32.76
11.4.1	飾磨郡安室村、同荒川村、同手柄村	15.73	48.49
21.3.1	飾磨市、飾磨郡白浜町、同広畑町、揖保郡網干町、同大津村、同勝原村、同余部村	58.20	106.69
29.7.1	飾磨郡曾左村、同余部村、同糸引村、同八木村、揖保郡太市村	42.89	149.58
32.10.1	飾磨郡四郷村、同花田村、同御国野村、印南郡別所村	23.59	173.17
33.1.1	飾磨郡飾東村、神崎郡神南町、印南郡的形村	62.59	235.76
34.5.1	印南郡大塩町	3.30	239.06
42.3.5	揖保郡林田町	28.19	267.25
61.10.1	建設省国土地理院公表に基づく修正の結果		272.97
63.1.12	公有水面埋立	0.08	273.05
63.10.18	公有水面埋立	0.04	273.09
平成2.2.9	公有水面埋立	0.04	273.13
2.10.30	公有水面埋立	0.01	273.14
3.1.28	公有水面埋立	0.03	273.17
3.3.8	公有水面埋立	0.30	273.47
4.10.23	公有水面埋立	0.49	273.96
5.12.1	加古川市と行政区域界確認による	-0.04	273.92
6.4.19	公有水面埋立	0.06	273.98
8.4.19	公有水面埋立	0.04	274.02
8.7.16	公有水面埋立	0.04	274.06
9.1.17	公有水面埋立	0.16	274.22
9.5.9	公有水面埋立	0.04	274.26
11.5.18	公有水面埋立	0.05	274.31
12.12.26	公有水面埋立	0.06	274.37
13.7.24	公有水面埋立	0.18	274.55
14.4.9	公有水面埋立	0.02	274.57
18.3.27	飾磨郡家島町、同夢前町、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町	259.70	534.27
19.10.23	公有水面埋立	0.15	534.42
20.12.2	公有水面埋立	0.01	534.43
26.10.1	国土交通省国土地理院公表に基づく修正の結果		534.33
27.7.3	公有水面埋立	0.01	534.34

#### 4 都市計画区域・市街化区域の人口

(単位:人)

国勢調査	都市計画区域・市街化区域の人口				D: 都市計画区域外人口
	行政区域人口	A: 都市計画区域人口	B: 市街化区域人口	C: 市街化調整区域人口	
平成7年	470,986	470,986	409,044	61,942	—
平成12年	478,309	478,309	432,194	46,115	—
平成17年	482,304	482,304	438,790	43,514	—
平成22年	536,270	505,107	451,269	53,838	31,163
平成27年	535,664	507,194	—	—	28,470

#### 5 市街化区域及び市街化調整区域の変遷

告示年月日・番号	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	都市計画区域 (ha)	主な変更箇所
S46.3.16 県告 361-6号	10,141	16,739	26,880	
S55.3.11 県告 537号	10,402	16,894	27,296	妻鹿港、飾磨港、広畑港、大塩
S60.7.19 県告 1144号	10,455	16,868	27,323	妻鹿漁港、上大野、町田
H2.1.26 県告 140号	10,623	16,700	27,323	別所、網干区興浜
H3.5.10 県告 836号	10,642	16,687	27,329	網干区大江島・坂出、飾磨区須加、阿保
H10.5.29 県告 848号	10,832	16,594	27,426	飾西、北平野ラブリータウン、妻鹿港、網干港、林田
H16.5.14 県告 652号	10,876	16,596	27,472	書写南、青山北二丁目、大塩東、中島埠頭
H22.4.27 県告 524号	11,058	19,695	30,753	大塩町、別所町佐土、広畑区富士町
H28.3.29 県告 385号	11,055	19,698	30,753	北平野六丁目、網干区浜田

#### 6 特別用途地区の変遷

告示年月日・番号	面積(ha)	
	特別工業地区	大規模集客施設制限地区
S43.9.20 建告 2741号	143.7	—
S46.3.16 県告 361-9号	143.1	—
S48.9.25 市告 120号	163.0	—
S52.12.20 市告 140号	184.0	—
S63.6.17 市告 111号	159.0	—
H7.11.7 市告 228号	138.0	—
H21.6.23 市告 240号	138	749
H25.3.5 市告 65号	138	729

## 7 防火地域及び準防火地域の変遷

告示年月日・番号	防火地域(ha)	準防火地域(ha)	指定区域
S25.2.15 建告 63号	—	225.4	姫路駅北側市街地、野里街道沿道など
S33.9.5 建告 1417号	1.1	327.9	防 火：大手前通り沿道 準防火：船場小学校・東小学校付近など
S35.6.13 建告 1108号	3.4	337.2	防 火：二階町・西二階町通り・十二所前線沿道 準防火：城東小学校付近
S36.10.5 建告 2265号	18.7	321.9	防火地域の拡大（大手前通り周辺）
S38.4.5 建告 1166号	19.23	321.37	防火地域の拡大（駅前町の一部）
S61.7.11 市告 91号	20	321	防火地域の拡大（西駅前町の一部）
H20.12.12 市告 428号	57	382	防火地域の拡大（姫路駅北） 防 火：姫路駅南 準防火：駅南大路周辺、国道2号線北
H25.3.5 市告 66号	56	398	準防火：キャスティ21イベントゾーンの一部、高尾町JR線山陽電鉄線交差付近

## 8 高度地区の変遷

(単位：ha)

告示年月日・番号	第一種高度地区	第二種高度地区	合計
H7.11.7 市告 229号	552	828	1,380
H10.5.29 市告 156号	596	828	1,424
H12.12.15 市告 397号	597	824	1,421
H16.5.14 市告 213号	597	825	1,422
H19.1.10 市告 6号	642	846	1,488
H19.7.3 市告 242号	643	846	1,489
H22.4.27 市告 173号	643	847	1,490
H28.3.29 市告 122号	643	847	1,490

## 9 用途地域の変遷

(単位: ha)

告示年月日・番号	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業用地	工業用地	総面積
S9.7.9 内告 346号			677		103	32	395			1,207
S11.11.10 内告 600号			581		103	31	492			1,207
S17.2.14 内告 56号			2,822		128	49.5	533			3,532.5
S21.8.17 戦復告 88号			3,843.9		155.3	247.0	317.6			4,563.8
S23.10.29 建告 147号			3,709.6		172.1	239.5	442.5			4,563.8
S26.3.30 建告 170号			6,042.0		208.0	308.0	1,098.0			7,656.0
S27.6.9 建告 784号			4,155.2		341.9	778.9	1,902.3			7,178.3
S29.12.21 建告 1648号			4,196.8		341.9	806.8	1,925.7			7,271.2
S39.3.23 建告 732号			6,534.8		664.7	1,100.5	2,734.7			11,034.7
S39.10.21 建告 2993号			6,450.0		664.7	1,185.3	2,734.7			11,034.7
S43.9.20 建告 2741号			6,450.0		664.7	1,233.8	2,686.2			11,034.7
S46.3.16 県告 361-9号			5,647.1		664.7	1,153.0	2,676.2			10,141.0
S48.9.25 県告 1548号	641	2,533	3,263	272	310	825	1,062	1,235		10,141
S52.9.30 県告 2021号	641	2,533	3,278	274	319	799	1,062	1,235		10,141
S52.12.20 県告 2593号	641	2,533	3,348	274	319	813	921	1,292		10,141
S55.3.11 県告 539号	641	2,533	3,362	274	319	813	940	1,520		10,402
S58.3.8 県告 605号	641	2,581	3,320	274	319	813	934	1,520		10,402
S60.7.19 県告 1148号	640	2,608	3,323	274	319	816	997	1,478		10,455
S60.12.24 県告 2062号	640	2,608	3,326	274	320	812	997	1,478		10,455
S63.6.17 県告 941号	640	2,754	3,217	275	320	800	971	1,478		10,455
H2.1.26 県告 141号	640	2,810	3,280	280	320	840	975	1,478		10,623
H3.5.10 県告 837号	640	2,820	3,282	280	320	842	976	1,482		10,642
H5.9.21 県告 1409号	640	2,820	3,270	292	320	842	976	1,482		10,642

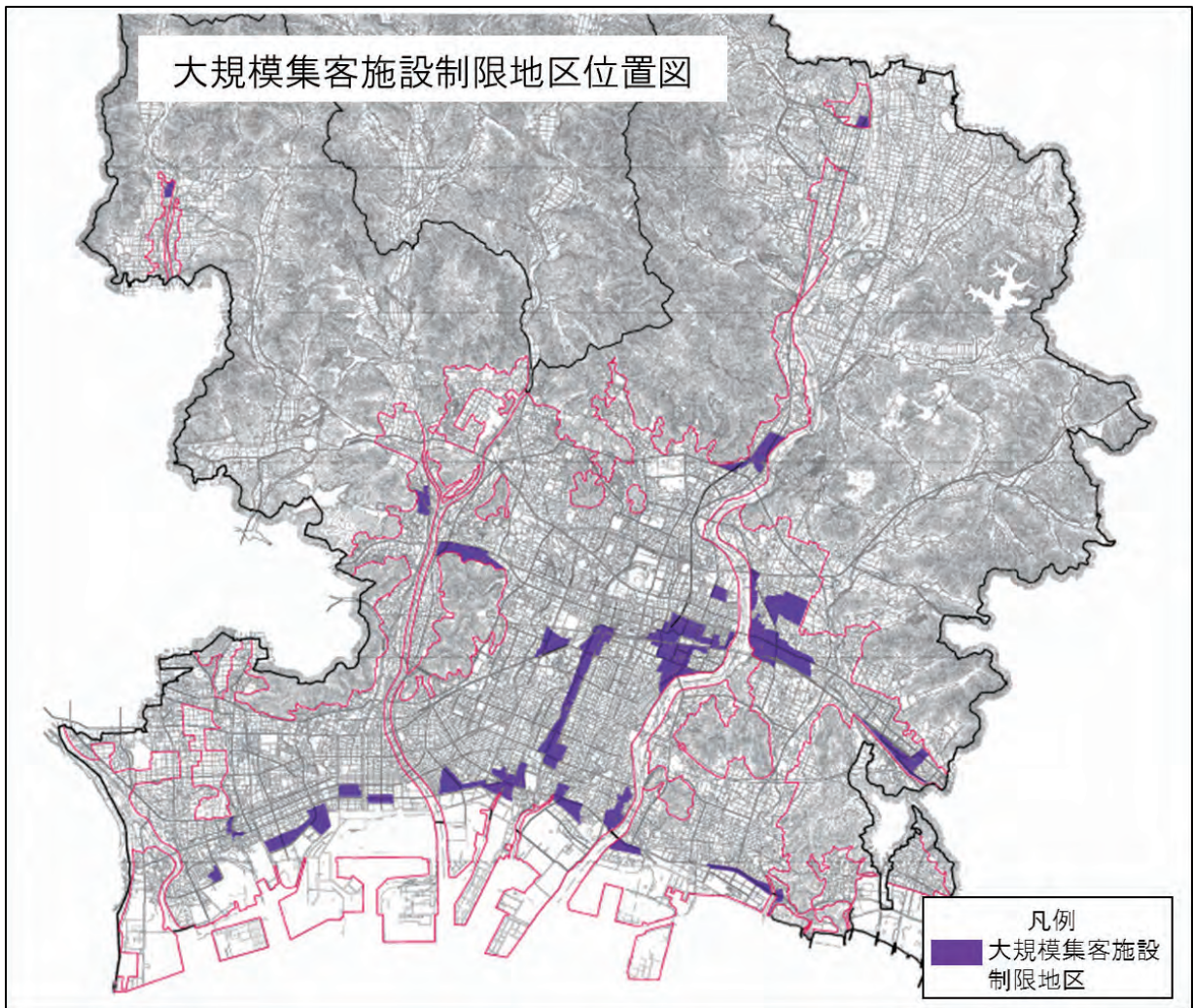
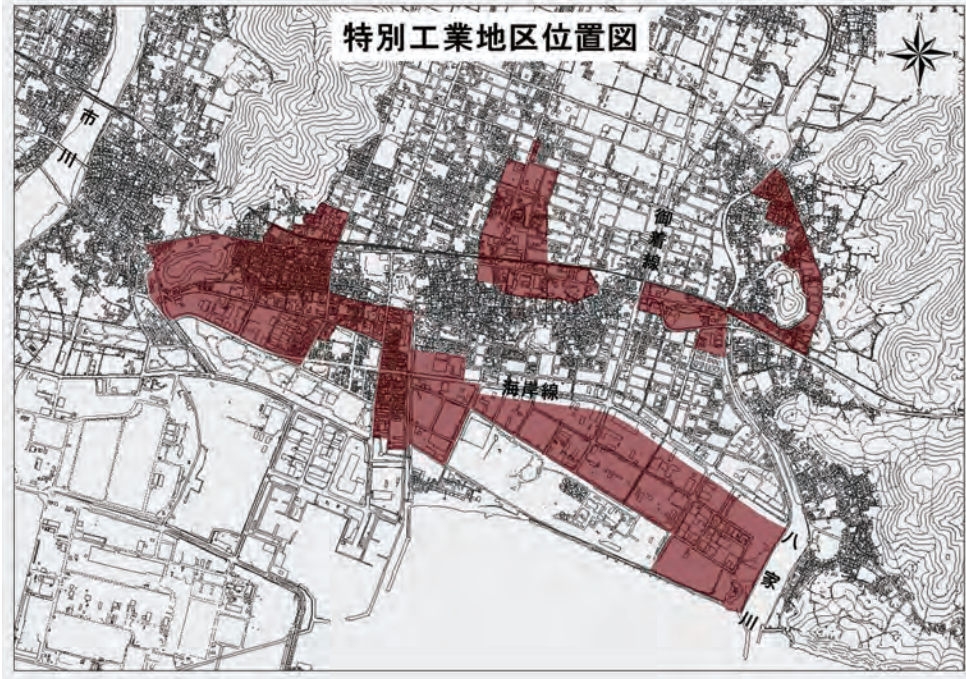
(単位: ha)

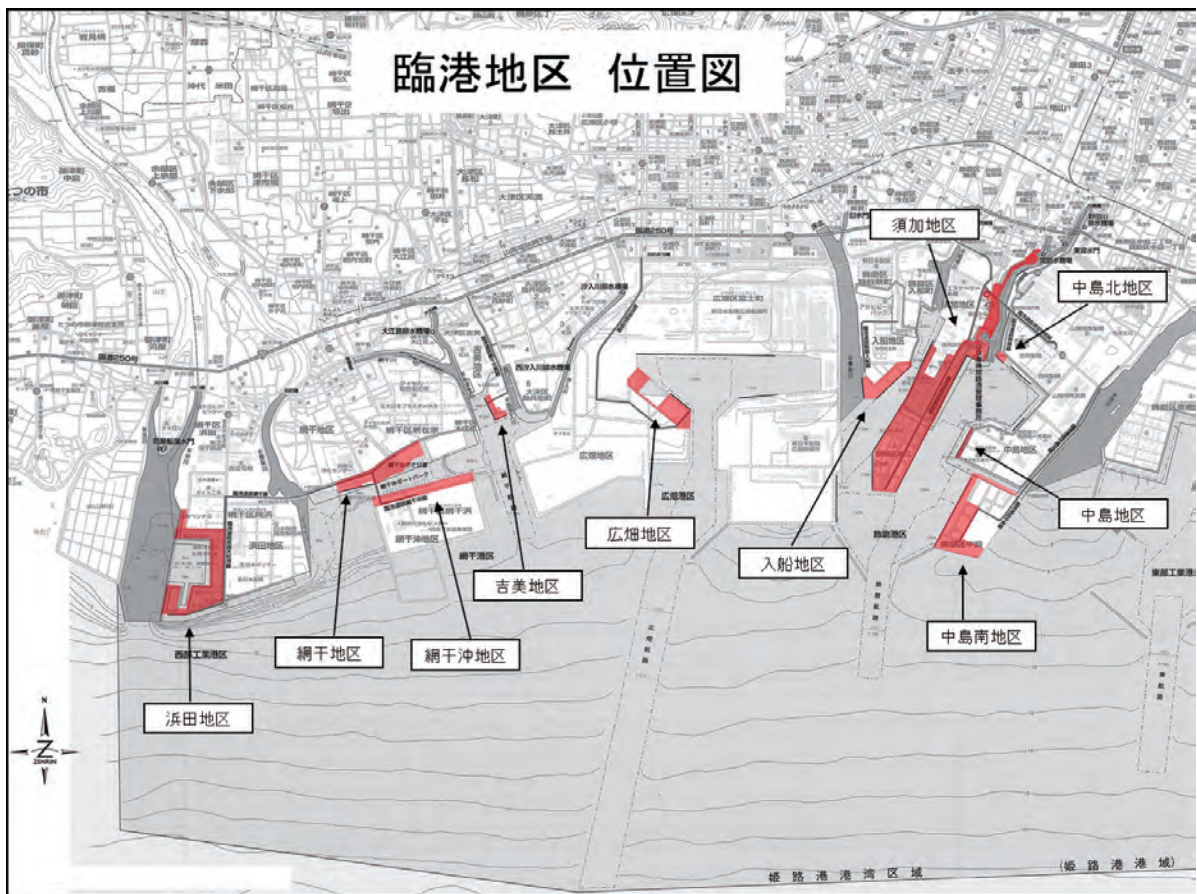
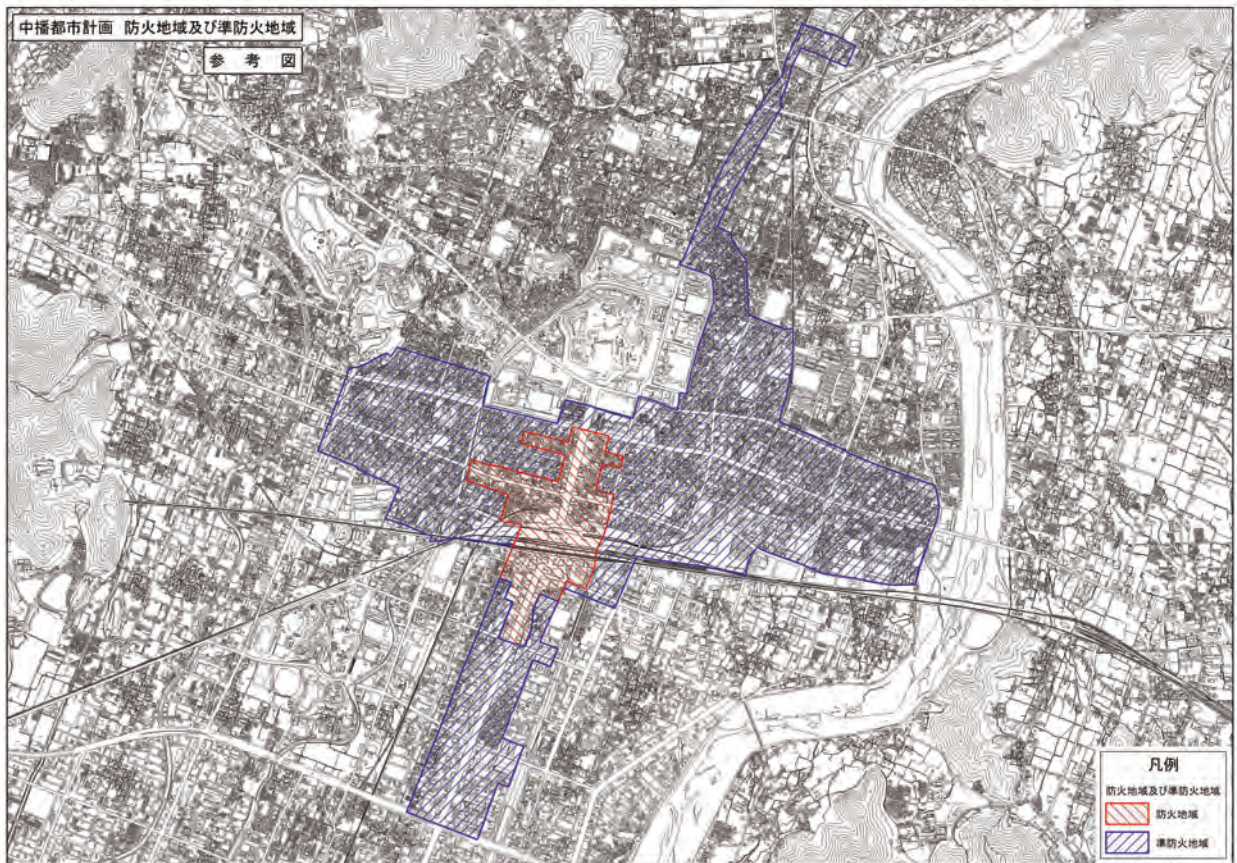
告示年月日・番号	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業用地	工業用地	総面積
H7.11.7 県告 1534号	628	383	1,285	1,744	2,093	501	128	306	314	829	945	1,486		10,642
H10.5.29 県告 849号	628	407	1,285	1,793	2,116	501	139	306	314	836	1,018	1,489		10,832
H12.12.15 市告 396号	616	419	1,282	1,794	2,165	457	189	336	293	785	973	1,523		10,832
H15.1.6 市告 1号	616	419	1,282	1,795	2,165	456	199	336	293	775	973	1,523		10,832
H15.3.19 市告 81号	616	410	1,282	1,795	2,165	465	199	336	293	775	973	1,523		10,832
H16.5.14 市告 212号	624	410	1,283	1,794	2,170	465	199	336	293	775	973	1,554		10,876
H10.1.13 (香寺町)	0	0	66	17	53	0	0	5	0	6	15	0		162
H18.3.27 合併	624	410	1,349	1,811	2,223	465	199	341	293	781	988	1,554		11,038
H19.1.10 市告 5号	624	409	1,349	1,814	2,234	466	199	354	287	763	985	1,554		11,038
H19.7.3 市告 241号	623	407	1,349	1,814	2,234	466	199	357	287	763	985	1,554		11,038
H21.6.23 市告 239号	623	407	1,349	1,814	2,234	466	199	371	287	749	985	1,554		11,038
H22.4.27 市告 172号	623	407	1,350	1,814	2,234	466	199	371	287	749	997	1,561		11,058
H24.2.8 市告 34号	623	407	1,350	1,814	2,234	466	199	371	287	749	997	1,561		11,058
H25.3.5 市告 64号	623	410	1,350	1,808	2,234	469	199	393	285	729	997	1,561		11,058
H26.2.21 市告 53号	623	410	1,349	1,809	2,234	469	199	393	285	729	997	1,561		11,058
H28.3.29 市告 121号	623	410	1,349	1,809	2,233	469	199	393	285	729	997	1,559		11,055

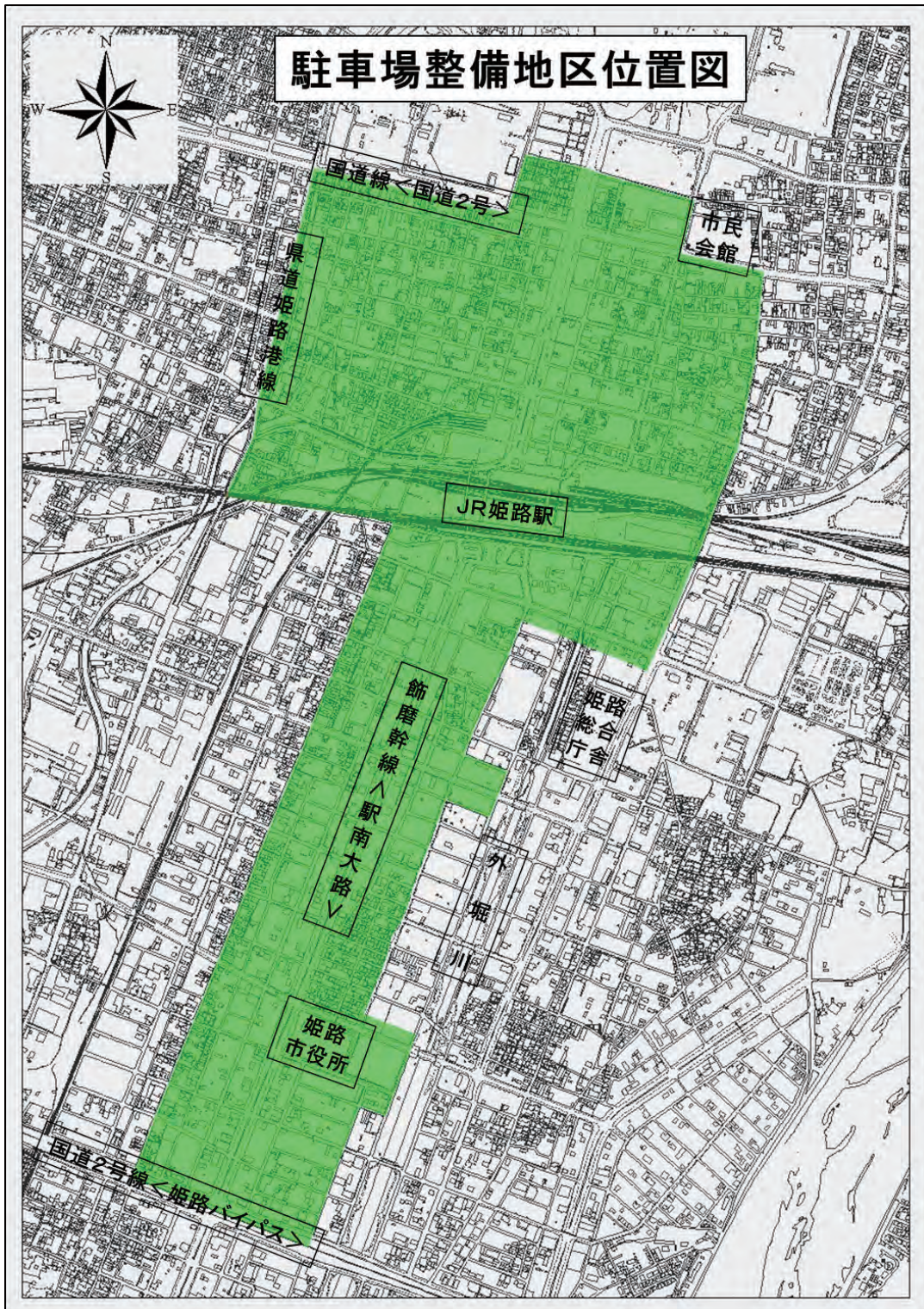
## 10 その他の地域・地区

地域・地区	位置	面積 (ha)	備考
特別工業地	白浜地区周辺	約138	地場産業以外の一部産業を規制強化 (平成7年11月7日、姫路市告示第228号)
大規模集客施設制限地区	準工業地域全域	約729	大規模集客施設の立地を規制 (平成25年3月5日、姫路市告示第65号)
防火地域・準防火地域	防火地域：姫路駅北側一帯 準防火地域：防火地域を囲み、市川から名古山霊苑に至る国道2号周辺、姫路駅から国道2号線(バイパス)に至る駅南大路周辺及び野里商店街沿道	防火地域：約56 準防火地域：約398	市街地における火災の危険を防除するために定める地域 (平成25年3月5日、姫路市告示第66号)
臨港地区(商港区)	飾磨区中島、須加(地先含む。)細江及び今在家並びに広畑区富士町並びに大津区吉美並びに網干区浜田	約88.2	港湾を管理運営するため定める地区 (平成24年3月30日、兵庫県告示第442号) そのうち、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
臨港地区(漁港区)	飾磨区須加及び網干区興浜	約4.7	〃 そのうち、水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
臨港地区(マリーナ港区)	網干区網干浜	約1.2	〃 そのうち、スポーツ又はレクリエーション用のヨット、モーターボート等の利便に供することを目的とする区域
臨港地区(修景厚生港区)	飾磨区中島、須加(地先含む。)及び細江並びに広畑区富士町並びに網干区新在家及び網干浜	約25.5	〃 そのうち、その景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域
臨港地区(無分区)	飾磨区須加及び網干区浜田	約35.2	〃
駐車場整備地区	姫路駅周辺	約173	駐車場整備を促進し、円滑な道路交通を確保するために定める地区 (平成6年6月16日、姫路市告示第125号)









## 11 地区計画

平成28年3月31日

番号	地区名	計画決定日 変更年月日	面積(ha)	用途地域	地区計画の概況及び地区計画の目標
1	姫路駅南地区 *	S62.4.30	7.1	商業	都心にふさわしい、商業業務地の形成を図る
2	別所地区	H2.1.26 H7.11.7	166.0	1 中高 2 中高 1 住居 2 住居 準住居 近 商 準 工	土地区画整理事業地を含む周辺地区で東の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指す
3	高田地区	H4.12.10 H7.11.7	11.1	1 住居	土地区画整理事業区域でうるおいのある住宅地の形成と保全を図る
4	中島南地区	H4.12.22 H5.6.25 H7.11.7	24.9	工 業 工 専	土地区画整理事業区域で魅力ある工業系市街地の形成を図る
5	城陽地区	H5.9.21 H7.11.7 H14.2.27	42.5	1 住居 2 住居 準住居 近 商 商 業	土地区画整理事業区域を含む地区で都市の顔にふさわしい市街地環境の創出を図る
6	蒲田地区	H5.12.10 H7.11.7	56.0	2 中高 1 住居	土地区画整理事業区域を含む地区で低層住宅を中心とする良好な住環境の形成を図る
7	御立西一丁目地区	H6.3.10	0.8	1 中高	住宅地開発区域で低層の住宅地の形成を図る
8	垣内津市場地区	H7.3.27 H27.8.27	28.1	1 中高 2 中高	土地区画整理事業区域でうるおいのある良好な住環境の形成を図る
9	書写山麓	H7.11.7	2.6	1 住居	文化観光施設が集積するレクリエーション拠点にふさわしい環境の形成を図る
10	吾妻町三丁目地区	H7.11.7 H11.9.17 H12.12.15	3.2	2 中高 2 住居	生活利便施設と住宅が調和した都市環境の形成を図る
11	飾磨拠点地区	H8.2.27 H21.6.23	25.5	近 商 準 工	大規模空地等の計画的な市街化を誘導し、拠点地区にふさわしい都市景観と良好な市街地環境の形成を図る
12	フェアヴィラージュ あやみの	H8.12.10 H9.5.19	14.1	2 低専	民間住宅開発地で魅力ある市街地景観の創出、快適な居住環境の形成を図る
13	飾西ベルタウン	H9.3.14	3.5	2 中高	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
14	白鷺台	H10.2.27	8.3	調 整	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る

番号	地区名	計画決定日 変更年月日	面積(ha)	用途地域	地区計画の概況及び地区計画の目標
15	南山田団地	H10.3.2	1.8	調 整	市街化調整区域、民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
16	北平野ラブリータウン	H10.5.29	5.5	2低専	民間住宅開発地で良好な居住環境の維持保全
17	林田地区 *	H10.5.29	83.0	2中高 1住居 準住居 準 工	大規模既存集落地区、歴史的町並み景観の保全と良好な住宅市街地の形成保持
18	ライフフロンティア 青山通り	H13.6.25	2.4	2中高	民間住宅開発地で良好な低層戸建専用住宅地の形成を図る
19	城見台一丁目地区	H14.12.2	2.8	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
20	大津区大津町地区	H15.3.19 H22.3.25	13.3	2低専 2中高 2住居	土地利用転換により商業業務、文化、レクリエーション等の機能が複合した市街地形成を図る
21	京見町地区	H15.8.12 H16.5.14	8.6	1低専	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
22	豊富団地	H15.10.7 H18.6.8 H21.10.6	22.7	調 整	快適な戸建住宅を中心とした住環境を形成し、保全することと併せて、大規模施設の立地誘導を図る
23	大塩東団地	H16.5.14	3.0	1住居	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
24	富士見ヶ丘町地区	H16.10.5	7.8	2低専	土地区画整理事業区域で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
25	菅生台地区	H16.10.5	6.8	調 整	土地区画整理事業区域で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
26	城見台二丁目地区	H17.3.2	9.7	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な住宅地の住環境の維持保全
27	城見台三丁目・城見台四丁目地区	H17.3.2	15.6	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な住宅地の住環境の維持保全
28	キャストイ21	H19.1.10 H25.3.5	25.4	近 商 商 業	21世紀の都心にふさわしい、にぎわいとうるおいにあふれた交流空間の形成を図る
29	勝原区熊見地区駅前	H19.7.3	7.3	2中高 近 商	新駅の建設に伴う都市基盤の整備とともに、駅前の利便性をいかした秩序ある良好な市街地環境の形成を図る
30	書写さくら台	H19.12.10	0.57	調 整	住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
31	大津町三丁目地区	H22.3.25	8.9	2低専	土地利用転換により、戸建住宅を中心とした低層住宅地の形成を図る

番号	地区名	計画決定日 変更年月日	面積(ha)	用途地域	地区計画の概況及び地区計画の目標
32	大津みやび野地区	H24.2.8 H25.3.5	2.1	2中高	生活利便施設と住宅等を中心とした良好な住環境の整備を図る
33	大津町一丁目地区	H25.3.5	3.2	2低専 2住居	商業業務地区と住宅等の秩序ある良好な市街地の形成を図る
34	西土井地区	H26.2.21	1.2	2中高	周辺環境と調和した生活空間の形成を図る
35	土師地区	H13.12.25	22.4	調 整	集落地域整備法に基づき、営農条件と調和のとれた快適な生活環境を有する地区として整備
36	岩部地区	H13.12.25	8.0	調 整	集落地域整備法に基づき、営農条件と調和のとれた快適な生活環境を有する地区として整備

\*印は「地区計画の方針」のみの決定

## 12 道 路

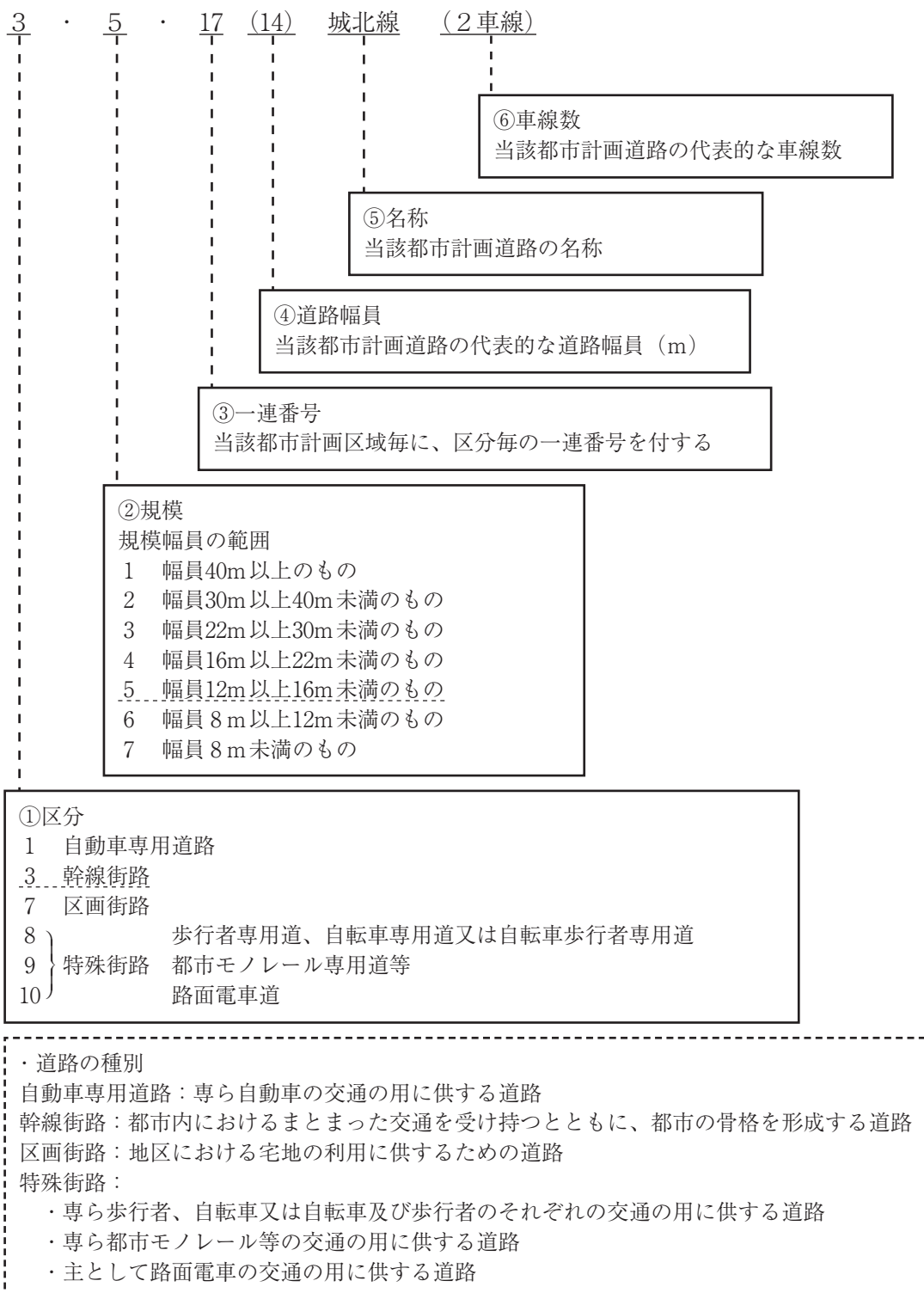
(1) 総括表

平成28年3月31日現在

道 路 種 別 計		代 表 幅 員 の 規 模 別 の 内 訳						
		延長 (m)	40m 以上	40m 未満 30m 以上	30m 未満 22m 以上	22m 未満 16m 以上	16m 未満 12m 以上	12m 未満 8m 以上
計 画 (路線数)	322,370 [139]	12,230 [ 3]	5,280 [ 2]	60,790 [16]	136,610 [52]	84,120 [38]	13,780 [ 9]	9,560 [19]
整 備 済 (%)	210,160 (65.2)	12,230 (100.0)	2,340 (44.3)	38,580 (63.5)	93,020 (68.1)	44,960 (53.4)	10,220 (74.2)	8,810 (92.2)
概 成 済 (%)	18,660 (5.8)	0	560 (10.6)	7,950 (13.1)	3,650 (2.7)	4,760 (5.7)	1,200 (8.7)	540 (5.6)
整備+概成 (%)	228,820 (71.0)	12,230 (100.0)	2,900 (54.9)	46,530 (76.5)	96,670 (70.8)	49,720 (59.1)	11,420 (82.9)	9,350 (97.8)
自動車専用道路								
計 画 (路線数)	2,900 [ 1]	—	—	—	2,900 [ 1]	—	—	—
整 備 済	2,900	—	—	—	2,900	—	—	—
概 成 済	0	—	—	—	0	—	—	—
幹 線 街 路								
計 画 (路線数)	305,840 [110]	12,230 [ 3]	5,280 [ 2]	60,790 [16]	133,710 [51]	81,380 [31]	12,450 [ 7]	—
整 備 済	194,380	12,230	2,340	38,580	90,120	42,220	8,890	—
概 成 済	18,120	0	560	7,950	3,650	4,760	1,200	—
区 画 街 路								
計 画 (路線数)	10,390 [20]	—	—	—	—	2,740 [ 7]	1,330 [ 2]	6,320 [11]
整 備 済	9,850	—	—	—	—	2,740	1,330	5,780
概 成 済	540	—	—	—	—	0	0	540
特 殊 街 路								
計 画 (路線数)	3,240 [ 8]	—	—	—	—	—	—	3,240 [ 8]
整 備 済	3,030	—	—	—	—	—	—	3,030
概 成 済	0	—	—	—	—	—	—	0

## 都市計画道路の名称等について

1 都市計画道路の番号等の表記については、下記のとおりです。



2 告示年月日 (上段：当初告示日 下段：最終変更告示日)

3 計画延長 (上段：計画決定延長 下段：姫路市域内延長)



## (2) 個別路線一覧表

&lt;整備状況&gt; 平成28年3月31日現在

種別	名 称			計 画 決 定 概 要 (平成28年3月31日現在)				整備状況		見直し対象				
	路線番号		路線名	決定(変更)告示年月日	最終告示番号	位 置		延長(m)	車線数		幅員(m)	改良済(m)	整備率(%)	
	区分	規模				一連番号	起 点							終 点
自専	1	4	2	国道29号南線	S55.8.5 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	太子町 上太田	相野	3,200 2,900	4	21	2,900	100.0	
	3	1	1	国道2号線	S52.6.28 H13.12.14	兵庫県告示 第1510号	兼田	太子町 太山田	8,470 7,790	4	41	7,790	100.0	
幹 線 街 路	3	3	3	国道線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	別所町 小町林	青山	14,030	4	27	6,280	44.8	
	3	4	12	龍野線	S32.12.23 H23.2.22	兵庫県告示 第165号	網干区 網子浜	太子町 区馬場	6,920 3,510	2	18	1,610	45.9	
	3	4	16	川手線	S62.12.15 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	香須加 寺院	香寺町 溝口	5,430	2	16	1,740	32.0	
	3	5	17	城北線	S21.8.14 H19.10.9	兵庫県告示 第1023号	東辻井 四丁目	飾東町 小原	13,950	2	14	9,410	67.5	○
	3	3	18	国道29号北線	H2.7.13 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	相野	林田町 六九谷	6,200	4	25	3,670	59.2	
	3	3	21	海岸線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	大塩町	網干区 浜田	18,650	4	25	12,850	68.9	
	3	4	22	大日線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	仁豊野	飾磨区 中島	13,230	4	18	11,280	85.3	
	3	4	23	御着線	S38.3.7 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	保城	白浜町	9,660	2	16	5,390	55.8	
	3	4	27	下寺町線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	野里	北条	2,610	2	18	1,740	66.7	○
	3	6	28	田井線	S29.3.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	田寺 四丁目	西脇	8,050	2	8	5,690	70.7	
	3	3	29	夢前川右岸線	S13.3.29 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	広畑区 正門通四丁目	町田	8,090	4	28	3,880	48.0	
	3	5	80	太市線	S32.12.23 H18.10.31	兵庫県告示 第1130号	大吉区 大美	西脇	8,340 5,460	2	12	420	7.7	○
	3	5	81	網干線	S21.8.14 H25.3.5	兵庫県告示 第342号	広畑区 才	太子町 代	7,220 4,820	2	12	1,170	24.3	
	3	1	100	飾磨幹線	S21.8.14 H14.3.12	兵庫県告示 第340号	南駅前町	飾磨区 中島	3,620	6	40	3,620	100.0	
	3	1	101	駅前幹線	S21.8.14 H20.12.12	兵庫県告示 第1255号	西駅前町	本町	840	4	50	840	100.0	
	3	5	102	城東線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	東駅前町	白丁 五丁目	3,840	2	15	2,550	66.4	
	3	2	103	内環状東線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	元塩町	三条丁 一目	2,550	4	30	1,850	72.5	
	3	5	104	船場川線	S21.8.14 H14.10.11	兵庫県告示 第1240号	飯田	北平野 一目	5,640	2	15	2,290	40.6	
	3	2	105	宮線	S21.8.14 H14.10.11	兵庫県告示 第1240号	手柄 二丁目	飾磨区 加	2,730	4	30	490	17.9	
	3	3	106	英賀宮線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 英賀保駅前町	飾磨区 英賀宮町一丁目	950	2	22	950	100.0	
3	4	107	妻鹿線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	阿保	飾磨区 妻鹿	3,960	2	16	40	1.0		
3	4	108	英賀保線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 英賀保駅前町	飾磨区 加茂南	2,370	2	18	2,370	100.0		
3	4	109	英賀線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 英賀西町一丁目	広畑区 高浜町二丁目	1,350	2	18	1,350	100.0		

種別	名 称			計 画 決 定 概 要 (平成28年3月31日現在)					整備状況		見直し 対象			
	路線番号		路 線 名	決定(変更) 告示年月日	最終告示 番 号	位 置		延長 (m)	車線 数	幅員 (m)		改良済 (m)	整備率 (%)	
	区分	規模				一連 番号	起 点							終 点
幹 線 街 路	3	3	110	大塩曾根線	S54.8.7 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	大塩町	大塩町	1,790	4	25	620	34.6	
	3	4	112	宮田線	S32.12.23 H17.3.22	兵庫県告示 第349号	大津区 西土井	網干区 高田	2,820	2	18	2,440	86.5	
	3	4	113	網干駅前線	S32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	網干区 和久	網干区 高田	500	2	18	180	36.0	
	3	4	114	十二所前線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	宮西町 四丁目	西今宿 三丁目	4,410	2	20	4,240	96.1	
	3	4	115	四郷線	S39.3.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	四郷町 東阿保	四郷町 本郷	2,600	2	16	0	0.0	
	3	4	116	西門線	S32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	広畑区 大町二丁目	広畑区 早瀬町二丁目	1,560	2	16	1,560	100.0	
	3	4	117	東門線	S32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	広畑区 夢前町一丁目	広畑区 東新町三丁目	430	2	16	430	100.0	
	3	4	118	英賀南線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 英賀東町一丁目	飾磨区 今在家	1,880	2	16	1,880	100.0	
	3	4	119	山崎線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 山崎	大津区 西土井	3,500	2	16	3,500	100.0	
	3	5	120	一文字線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 中島	飾磨区 中島	1,300	2	15	0	0.0	
	3	4	121	浜田線	S39.3.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	網干区 浜	網干区 田	1,550	2	18	1,550	100.0	
	3	5	122	手柄山線	S29.3.31 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	延末	飾磨区 英賀保駅前町	3,360	2	15	3,200	95.2	○
	3	5	123	市川左岸線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	城北新町 一丁目	四郷町 元	6,100	2	12	3,310	54.3	○
	3	5	124	白国線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	保城	御立西 二丁目	5,160	2	15	950	18.4	
	3	3	125	中央南北幹線	S38.3.7 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	東辻井 一丁目	飾磨区 構	5,580	4	25	4,980	89.2	
	3	4	126	夢前川左岸線	S37.9.29 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 英賀宮町二丁目	御立西 二丁目	7,460	2	16	2,960	39.7	○
	3	4	127	山吹線	S38.3.7 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	西今宿 三丁目	御立北 一丁目	3,500	2	16	3,500	100.0	
	3	3	128	戎東線	S52.12.20 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	木場 十八反町	白浜町	510	4	25	510	100.0	
	3	3	129	戎西線	S52.12.20 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	白浜町 佐崎南二丁目	白浜町	360	4	25	360	100.0	
	3	6	130	中島西線	H14.3.12	兵庫県告示 第340号	飾磨区 中島	飾磨区 中島	1,200	2	11	0	0.0	
3	4	137	町ノ坪線	S60.2.5 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	玉手 三丁目	飾磨区 今在家北一丁目	870	2	18	870	100.0		
3	4	138	四ツ池線	S38.3.7 H17.3.22	兵庫県告示 第349号	広畑区 才	辻井	6,040	2	16	2,300	38.1		
3	5	139	北平野 西中島線	S53.3.17 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	峰南町	西中島	1,830	2	15	1,830	100.0		
3	3	151	辰巳線	S62.2.27 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 中島	飾磨区 中島	1,320	4	22	1,320	100.0		
3	5	154	西脇線	S32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	西脇	西脇	360	2	12	360	100.0		

種別	名 称			計 画 決 定 概 要 (平成28年3月31日現在)						整備状況		見直し 対象		
	路線番号		路 線 名	決定(変更) 告示年月日	最終告示 番 号	位 置		延長 (m)	車線 数	幅員 (m)	改良済 (m)		整備率 (%)	
	区分	規模				起 点	終 点							
幹 線 街 路	3	3	156	別所幹線	H 2.1.26 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	別所町 北宿	別所町 別所	860	4	25	860	100.0	
	3	4	161	天満線	S 32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	広畑区 高浜町三丁目	網干区 垣内南町	3,670	2	16	3,670	100.0	
	3	5	166	北山線	S 39.3.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾東町 豊国	飾東町 唐端新	3,300	2	12	0	0.0	○
	3	4	168	南駅前線	H 8.2.27 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	南駅前町	阿保	1,440	2	20	1,280	88.9	
	3	4	169	荒川線	H11.3.26	兵庫県告示 第551号	岡田	玉手	1,400	2	20	310	22.1	
	3	5	280	香寺中央線	S 62.12.15 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	香寺町 恒屋	香寺町 瀬	3,270	2	14	610	18.7	
	3	5	281	香寺東西線	S 62.12.15 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	香寺町 中寺	香寺町 溝口	1,800	2	14	1,800	100.0	
	3	5	500	安田線	S 58.1.25 H13.3.16	姫路市告示 第86号	東延末 三丁目	三左衛門堀 西の町	620	2	12	620	100.0	
	3	5	501	三左衛門堀線	S 58.1.25 H13.3.16	姫路市告示 第86号	三左衛門堀 東の町	三左衛門堀 西の町	280	2	12	280	100.0	
	3	6	502	魚町線	S 21.8.14 H13.3.16	姫路市告示 第86号	北条口 四丁目	博労町	1,370	2	11	1,370	100.0	
	3	5	505	市川線	S 21.8.14 H13.3.16	姫路市告示 第86号	花田町 小川	阿保	2,990	2	15	2,000	66.9	○
	3	3	506	内々環状東線	S 62.2.27 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	東駅前町	南駅前町	510	2	25	470	92.2	
	3	3	507	内々環状西線	S 62.2.27 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	南畝町 一丁目	忍町	470	2	25	440	93.6	
	3	5	508	余子浜線	S 32.12.23 H13.3.16	姫路市告示 第86号	網干区 余子浜	網干区 新在家	1,530	2	12	630	41.2	○
	3	5	509	新在家線	S 38.3.7 H19.10.9	姫路市告示 第346号	岩端町	北八丁目	1,560	2	12	500	32.1	○
	3	5	510	揖保川線	S 32.12.23 H13.3.16	姫路市告示 第86号	網干区 垣内南町	余部区 上川原	2,960	2	12	1,150	38.9	○
	3	3	511	東駅前線	S 62.2.27 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	駅前町	北条口 一丁目	390	2	25	310	79.5	
	3	5	512	阿保線	S 49.1.26 H13.3.16	姫路市告示 第86号	神屋町 二丁目	阿保	1,000	2	15	440	44.0	○
	3	5	513	市之郷線	S 49.1.26 H26.3.18	姫路市告示 第99号	市川橋通 一丁目	阿保	920	2	15	550	59.8	
3	5	514	勝原線	S 32.12.23 H13.3.16	姫路市告示 第86号	勝原区 朝日谷	勝原区 大谷	1,140	2	12	1,140	100.0		
3	5	515	別所佐土線	H 2.1.26 H13.3.16	姫路市告示 第86号	別所町 別所	別所町 佐土	1,330	2	12	1,160	87.2	○	
3	3	516	飾磨公園線	H 8.2.27 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 細江	飾磨区 江	670	2	22	670	100.0		
3	4	517	高尾線	S 21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	西駅前町	高尾町	390	2	20	390	100.0		
3	4	518	公園線	S 38.3.7 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	北条永良町	東延末	1,360	2	18	1,360	100.0		
3	4	519	飾磨線	S 21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飯田 三丁目	飾磨区 江	1,170	2	16	1,170	100.0		

種別	名 称			計 画 決 定		概 要 (平成28年3月31日現在)						整備状況		見直し 対象
	路線番号		路 線 名	決定(変更) 告示年月日	最終告示 番 号	位 置		延長 (m)	車線 数	幅員 (m)	改良済 (m)	整備率 (%)		
	区分	規模				一連 番号	起 点						終 点	
幹 線 街 路	3	4	520	岡田東西線	H11.3.26 H13.3.16	姫路市告示 第86号	西延末	井ノ口	1,170	2	20	0	0.0	○
	3	5	521	棚田線	H11.3.26	姫路市告示 第57号	町坪	町坪	170	2	14	90	52.9	
	3	4	522	英賀北線	H11.3.26 H13.3.16	姫路市告示 第86号	飾磨区 山崎	飾磨区 山崎	50	2	19	30	60.0	
	3	4	523	長松線	S32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	大津区 勘兵衛町四丁目	大津区 大長松	2,290	2	16	1,250	54.6	○
	3	4	524	勘兵衛線	S32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	大津区 天神町一丁目	大津区 勘兵衛町四丁目	1,840	2	16	1,840	100.0	
	3	4	525	熊見線	S32.12.23 H17.3.22	姫路市告示 第100号	大津区 天神町一丁目	勝原区 熊見	1,450	2	18	230	15.9	○
	3	4	526	中門線	S32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	広畑区 鶴町二丁目	広畑区 北河原町	1,890	2	16	1,890	100.0	
	3	4	527	興浜線	S32.12.23 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	網干区 新在家	網干区 興浜	2,100	2	16	0	0.0	○
	3	4	528	名古山墓園線	S34.10.31 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	今宿	今宿	370	2	16	370	100.0	
	3	4	529	南宮田線	S35.3.16 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	大津区 天満	勝原区 宮田	1,670	2	16	600	35.9	○
	3	4	530	亀山線	S38.3.7 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	飾磨区 阿成	玉手 一丁目	3,020	2	16	2,660	88.1	
	3	4	531	北原線	S38.3.7 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	白浜町	白浜町 神田二丁目	1,420	2	16	1,010	71.1	
	3	4	532	延末線	S21.8.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	三左衛門 堀東の町	岡田	2,400	2	16	2,220	92.5	
	3	4	533	北白浜線	S42.11.14 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	東山町	兼田	2,070	2	16	1,320	63.8	
	3	4	534	大井川線	S60.2.5 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	玉手 四丁目	飾磨区 今在家北三丁目	1,730	2	16	1,730	100.0	
	3	4	535	内々環状南線	S62.2.27 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	南駅前町	南一 丁目	360	2	20	290	80.6	
	3	4	536	別所駅前線	H2.1.26 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	別所町 別所	別所町 土佐	1,170	2	16	1,170	100.0	
	3	4	537	別所北線	H2.1.26 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	別所町 佐土	別所町 土佐	270	2	16	270	100.0	
	3	4	538	別所南線	H2.1.26 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	別所町 北宿	別所町 所	2,000	2	16	1,840	92.0	○
	3	4	539	中島南線	H4.12.22 H14.3.12	姫路市告示 第78号	飾磨区 中島	飾磨区 中島	1,290	2	16	790	61.2	○
3	4	540	阿保公園線	H8.2.27 H13.3.16	兵庫県告示 第400号	阿保	阿保	970	2	16	720	74.2		
3	5	541	八代線	S21.8.14 H13.3.16	姫路市告示 第86号	野里 慶雲寺前町	北八代 二丁目	930	2	15	0	0.0	○	
3	5	542	沖代線	S32.12.23 H13.3.16	姫路市告示 第86号	余部区 上余部	余部区 上余部	1,250	2	12	1,250	100.0		
3	5	543	八丈岩山東線	S50.10.6 H13.3.16	姫路市告示 第86号	新在家本 二丁目	御立東 一丁目	1,700	2	12	1,700	100.0		
3	5	544	沖新浜線	S52.12.20 H13.3.16	姫路市告示 第86号	白浜町 宇佐崎南一丁目	白浜町 宇佐崎南二丁目	1,010	2	12	1,010	100.0		

種別	名称			計画決定概要(平成28年3月31日現在)						整備状況		見直し対象		
	路線番号			決定(変更)告示年月日	最終告示番号	位置		延長(m)	車線数	幅員(m)	改良済(m)		整備率(%)	
	区分	規模	一連番号			路線名	起							終
幹線	3	5	545	浜田下余部線	S 53.3.17 H 13.3.16	姫路市告示第86号	網干区	余部区	1,420	2	15	1,420	100.0	
	3	6	547	十二所東線	S 21.8.14 H 13.3.16	姫路市告示第86号	久保町	坂元町	620	2	9	620	100.0	
	3	6	548	京町線	S 21.8.14 H 13.3.16	姫路市告示第86号	幸町	市川台	1,120	2	11	1,120	100.0	
	3	6	549	京口駅西線	S 53.3.17 H 13.3.16	姫路市告示第86号	京口町	京口町	40	2	8	40	100.0	
線	3	6	550	京口駅東線	S 53.3.17 H 13.3.16	姫路市告示第86号	城東町 京口台	城東町 京口台	50	2	11	50	100.0	
	3	3	551	横堤線	S 52.9.30 H 13.3.16	兵庫県告示第400号	網干区 北新在家	網干区 垣内東町	410	2	25	410	100.0	
街	3	4	552	城南線	S 21.8.14 H 13.3.16	兵庫県告示第400号	神屋町 四丁目	辻井 三丁目	4,250	2	20	4,240	99.8	
	3	4	553	広畑幹線	S 32.12.23 H 27.2.18	姫路市告示第58号	広畑区 清水町三丁目	余部区 上余部	5,630	2	16	2,130	37.8	○
路	3	5	554	飯田北線	H 14.10.11	兵庫県告示第1240号	飯田	手柄	380	2	14	380	100.0	
	3	4	555	網干駅北線	H 25.3.5	姫路市告示第70号	網干区 和久	網干区 和久	120	2	18	30	25.0	
	3	4	556	鹿谷田線	S 21.8.14 H 27.2.18	姫路市告示第58号	飾磨区 阿成	飾磨区 英賀宮台	5,510	4	18	4,380	79.5	

種別	名称			計画決定概要（平成28年3月31日現在）							整備状況		見直し対象	
	路線番号			決定（変更）告示年月日	最終告示番号	位置		延長（m）	車線数	幅員（m）	改良済（m）	整備率（%）		
	区分	規模	一連番号			路線名	起 点							終 点
区	7	5	500	高架側道 1号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	神屋町 六丁目	神屋町 五丁目	340	-	12	340	100.0	
	7	5	501	高架側道 3号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	神屋町 四丁目	神屋町 四丁目	270	-	12	270	100.0	
	7	5	502	高架側道 5号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	京口町	野里 東同心町	690	-	12	690	100.0	
	7	5	503	船場1号線	S52.12.20 H13.3.16	姫路市告示 第86号	元 町	岩 端 町	360	-	12	360	100.0	
	7	5	504	今宿2号線	S59.2.29 H13.3.16	姫路市告示 第86号	今 宿	今 宿	290	2	12	290	100.0	
	7	5	505	今宿3号線	S59.2.29 H13.3.16	姫路市告示 第86号	北今宿	今 宿	640	2	12	640	100.0	
	7	6	506	高架側道 9号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	野 里	西中島	750	-	10	750	100.0	
	7	5	507	今 宿 線	S52.12.20 H13.3.16	姫路市告示 第86号	今 宿	今 宿	150	2	12	150	100.0	
	画	7	6	508	本線高架側道 1号線	S62.2.27 H13.3.16	姫路市告示 第86号	西延末	西延末	580	2	9	580	100.0
7		7	509	高架側道 2号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	神屋町 三丁目	神屋町 二丁目	340	-	6	340	100.0	
7		7	510	高架側道 4号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	幸 町	幸 町	270	-	6	270	100.0	
街	7	7	511	高架側道 6号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	城東町 京口台	野 里	690	-	6	690	100.0	
	7	7	512	高架側道 7号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	野里 東同心町	野 里	1,030	-	7	1,030	100.0	
	7	7	513	高架側道 8号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	野 里	野 里	1,030	-	6	1,030	100.0	
路	7	7	514	高架側道 10号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	野 里	西中島	750	-	6	750	100.0	
	7	7	515	高架側道 11号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	西中島	保 城	390	-	6	390	100.0	
	7	7	516	高架側道 12号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	西中島	保 城	450	-	7	450	100.0	
	7	7	517	西今宿線	S52.12.20 H13.3.16	姫路市告示 第86号	今 宿	今 宿	650	-	7	110	16.9	
	7	7	518	高架側道 13号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	保 城	保 城	480	-	6	480	100.0	
	7	7	519	高架側道 14号線	S53.3.17 H13.3.16	姫路市告示 第86号	保 城	保 城	240	-	6	240	100.0	

種別	名称			計画決定概要（平成28年3月31日現在）							整備状況		見直し対象	
	路線番号			決定（変更） 告示年月日	最終 告示番号	位置		延長 (m)	車線 数	幅員 (m)	改良済 (m)	整備率 (%)		
	区分	規模	一連 番号			路 線 名	起 点							終 点
特殊街路	8	7	500	駅地下道線	S45.12.22 H13.3.16	姫路市告示 第86号	駅前町	駅前町	50	-	6	50	100.0	
	8	7	501	東部中濠線	H8.2.27 H13.3.16	姫路市告示 第86号	大黒老丁町	本町	640	-	3	640	100.0	
	8	7	502	寺町線	H8.2.27 H13.3.16	姫路市告示 第86号	五軒邸 一丁目	五軒邸 二丁目	400	-	6	400	100.0	
	8	7	503	北部中濠線	H8.2.27 H13.3.16	姫路市告示 第86号	坊主町	坊主町	600	-	3	600	100.0	
	8	7	504	旧山陽道線	H14.10.11	姫路市告示 第348号	龍野町 一丁目	龍野町 二丁目	230	-	7	20	8.7	
	8	7	505	景福寺南線	H14.10.11	姫路市告示 第348号	吉田町	農人町	240	-	4	240	100.0	
	8	7	506	城西ノコギリ 横丁線	H14.10.11	姫路市告示 第348号	農人町	龍野町 二丁目	270	-	5	270	100.0	
	8	7	507	野里ノコギリ 横丁線	H14.10.11	姫路市告示 第348号	五軒邸 二丁目	鍵町	810	-	5	810	100.0	

## (3) 駅前広場

平成28年3月31日現在

駅名	鉄道名	鉄道の種類	駅前広場面積		都市計画道路名
			計画 (㎡)	供用 (㎡)	
姫路駅 (北側)	山陽本線 山陽新幹線	J R	16,100	16,100	駅前幹線
姫路駅 (南側)	山陽本線 山陽新幹線	J R	12,300	12,300	飾磨幹線
野里駅 (東側)	播但線	J R	500	500	北平野西中島線
野里駅 (西側)	播但線	J R	3,600	3,600	北平野西中島線
京口駅 (東側)	播但線	J R	2,600	2,600	京口駅東線
京口駅 (西側)	播但線	J R	1,800	1,800	京口駅西線
網干駅 (北側)	山陽本線	J R	2,700	0	網干駅北線
網干駅 (南側)	山陽本線	J R	4,000	1,957	網干駅前線
ひめじ別所駅	山陽本線	J R	3,500	3,500	別所駅前線
英賀保駅	山陽本線	J R	1,870	0	英賀北線
はりま勝原駅 (北側)	山陽本線	J R	1,200	1,200	網干線
はりま勝原駅 (南側)	山陽本線	J R	2,900	2,900	熊見線
東姫路駅	山陽本線	J R	2,900	2,900	市之郷線

## (4) 交通広場

・決定(変更)告示年月日：平成20年12月12日(平成25年3月5日)

平成28年3月31日現在

名称	面積		適用
	計画 (ha)	供用 (ha)	
姫路駅北	0.13	0.13	立体的な範囲
姫路駅北西	0.21	0.21	立体的な範囲



### 13 都市高速鉄道

平成28年3月31日現在

名 称	延長 (m)		構造形式	線路線数	主要施設	決定告示	備考
	計画	供用					
JR播但線	5,620	5,620	嵩上式 地表式	1	京口駅 約5,800㎡ 野里駅 約5,700㎡	(S53.3.17) H 2.1.26	連続立体交差事業
JR山陽本線	10,920	10,920	嵩上式 地表式	2	貨物駅 約78,000㎡ 別所駅 約3,100㎡ 御着駅 約5,300㎡ 御着・姫路間新駅 約3,400㎡ 姫路駅 約18,800㎡ 電車留置線 約7,400㎡	(S62.2.27) H26.3.18	連続立体交差事業
JR姫新線	9,580	9,580	嵩上式 地表式	1	播磨高岡駅 約1,500㎡ 余部駅 約2,100㎡ 車両基地 約29,000㎡	(S62.2.27) H 2.1.26	連続立体交差事業

### 14 駐車場

・決定(変更)告示年月日：平成28年8月9日(平成28年3月29日)

自動車駐車場

平成28年3月31日現在

名 称	面 積		構造階層	台 数		適 用
	計画 (ha)	供用 (ha)		計画 (台)	供用 (台)	
大手前地下	0.52	0.52	地下2層	150	153	自走式、道路地下

自転車駐車場

平成28年3月31日現在

名 称	面 積		構造階層	台 数		適 用
	計画 (ha)	供用 (ha)		計画 (台)	供用 (台)	
姫路駅中央	0.31	0.31	地下1層	2,400	2,400	自走式、道路地下
姫路駅西	0.12	0.12	地下1層	1,000	1,000	自走式、道路地下・商業施設

## 15 公園

### 都市計画公園の名称等について

#### (1) 区分表

区分	種別	内 容
2	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積は0.25haを標準とする。
3	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積は2.0haを標準とする。
4	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。面積は4.0haを標準とする。
5	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。面積はおおむね10.0ha以上とする。
6	運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園。
7	特殊公園	(イ) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。
8		(ロ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。

都市計画公園の番号の付し方（\*緑地は一連番号のみである）都市計画において定める名称は、番号及び公園名であって、番号の付し方については、次のとおりである。

区分・規模・市町番号 一連番号  
○ ・ ○ ・ ○ ○○

- ア 区分
- 2 街区公園
  - 3 近隣公園
  - 4 地区公園
  - 5 総合公園
  - 6 運動公園
  - 7 特殊公園（イ）に該当するもの
  - 8 特殊公園（ロ）に該当するもの
  - 9 広域公園
- イ 規模
- 2 面積1ha未満のもの
  - 3 面積1ha以上4ha未満のもの
  - 4 面積4ha以上10ha未満のもの
  - 5 面積10ha以上50ha未満のもの
  - 6 面積50ha以上300ha未満のもの
  - 7 面積300ha以上のもの
- ウ 市町番号
- 当該都市計画区域中の市町番号を付する。  
(中播都市計画区域中、姫路市は1)
- エ 一連番号
- 区分ごとの一連番号を付する。(街区公園のみ3桁、他は2桁)

・ 告示年月日（上段：当初告示日          下段：最終変更告示日）

## (2) 個別公園一覽表

〈整備状況〉平成28年3月31日現在

種別	名 称			計 画 決 定 概 要			供用状況				見直し 対象	
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 終 供 用 年 月 日		
	区 分	規 模	一連 番号									公 園 名
街 区	2	2	1001	千 代 田	S 30.3.31 S 59.1.17	姫路市告示 第9号	千代田町字芝元及び字流田	0.16	0.16	100	S 25.3.31	
	2	2	1002	東 雲	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	東雲町一丁目	0.15	0.15	100	S 25.3.31	
	2	2	1003	船 場 御 坊	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	地内町	0.20	0.00	0		○
	2	2	1004	大 蔵 前	S 33.9.5 S 59.1.17	姫路市告示 第9号	大蔵前町及び西魚町	0.27	0.27	100	S 39.3.31	
	2	2	1005	城 南	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	新身町	0.19	0.19	100	S 35.3.30	
	2	2	1006	城 巽	S 21.8.15 H 21.6.23	姫路市告示 第237号	北条口三丁目	0.36	0.36	100	H 22.3.31	
	2	2	1007	神 屋	S 30.3.31 H 13.12.14	姫路市告示 第436号	神屋町六丁目及び北条口五丁目	0.64	0.62	97	S 26.3.31	
	2	2	1008	外 濠	S 30.3.31 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	神屋町五丁目	0.22	0.22	100	S 25.3.31	
	2	2	1009	南 神 屋	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	南神屋町三丁目	0.30	0.30	100	S 43.3.31	
	2	2	1010	日 之 出	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	日之出町二丁目	0.32	0.32	100	S 31.7.30	
	2	2	1011	天 神 社	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	大善町	0.13	0.13	100	S 56.3.31	
	2	2	1012	北 神 屋	S 30.3.31 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	城東町京口台	0.26	0.26	100	S 52.3.31	
	2	2	1013	南 五 軒 邸	S 30.3.31 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	五軒邸三丁目	0.08	0.08	100	S 26.3.31	
	2	2	1014	北 五 軒 邸	S 30.3.31 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	五軒邸二丁目	0.31	0.31	100	S 31.3.31	
	2	2	1015	城 東	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	城東町	0.28	0.28	100	S 35.8.30	
	2	2	1016	東 郷	S 30.3.31 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	北東郷町	0.49	0.49	100	S 35.8.30	
	2	2	1017	白 山	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	城東町	0.40	0.00	0		○
	2	2	1018	野 里 東	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	野里町	0.19	0.19	100	S 41.3.31	
	2	2	1019	白 国	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	白国字東山	0.17	0.17	100	S 41.12.28	
	2	2	1020	増 位	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	保城字山田	0.60	0.00	0		○
	2	2	1021	深 志 野	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	御国野町深志野字志原	0.64	0.00	0		○
	2	2	1022	上 鈴	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	四郷町上鈴字北山	0.17	0.17	100	S 61.3.31	
	2	2	1023	北 宿	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	別所町北宿字野田	0.32	0.32	100	S 44.11.22	
	2	2	1024	光 大 寺	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	四郷町東阿保字百万遍及び奥谷	0.60	0.60	100	S 43.3.6	

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象	
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日		
	区 分	規 模	一連 番号										公 園 名
街	2	2	1026	南 駅 前 町	S 42.3.7 H 14.10.11	姫路市告示 第349号	南駅前町	0.26	0.26	100	S 50.7.17		
	2	2	1027	鍛 冶 屋	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	豊沢町	0.47	0.47	100	S 44.11.22		
	2	2	1028	延 末	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	東延末一丁目	0.43	0.43	100	S 39.3.31		
	2	2	1029	東 延 末	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	東延末二丁目	0.33	0.33	100	S 44.11.22		
	2	2	1030	南 畝	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	南畝町一丁目	0.31	0.31	100	S 39.3.31		
	2	2	1031	庄 田	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	庄田字寺裏	0.19	0.19	100	S 49.3.31		
	2	2	1032	東 安 田	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	安田四丁目	0.08	0.08	100	S 41.3.31		
	2	2	1033	小 瀬	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区恵美酒字小瀬	0.15	0.15	100	S 41.3.31		
	2	2	1034	高 浜	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区中島字宮前新田上	0.55	0.00	0		○	
	2	2	1035	細 江 天 神	S 21.8.15 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区細江字西川内	0.14	0.14	100	S 35.8.30		
	2	2	1036	今在家第一	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区今在家三丁目	0.24	0.24	100	S 44.11.22		
	2	2	1037	今在家第二	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区今在家二丁目	0.14	0.14	100	S 44.11.22		
	2	2	1038	今在家第三	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区中浜町三丁目	0.06	0.06	100	S 50.7.17		
	2	2	1039	今在家第四	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区今在家四丁目	0.39	0.39	100	S 46.10.22		
	2	2	1040	清 水	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区英賀字清水町三丁目	0.94	0.94	100	S 44.11.22		
	2	2	1041	西 浜 第 一	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区西浜町一丁目	0.35	0.35	100	S 55.5.23		
	2	2	1042	西 浜 第 二	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区西浜町二丁目	0.13	0.13	100	S 43.3.6		
	2	2	1043	山 崎	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区鎌倉町	0.36	0.36	100	S 46.10.22		
	区	2	2	1044	英 賀 城 跡	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区矢倉町二丁目	0.47	0.47	100	S 41.3.31	
		2	2	1045	北河原第一	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区北河原町	0.22	0.22	100	S 46.10.22	
2		2	1046	北河原第二	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区北河原町	0.20	0.20	100	S 43.10.22		
2		2	1047	北河原第三	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区北河原町	0.10	0.10	100	S 43.10.22		
2		2	1048	夢 前 川	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区本町六丁目	0.65	0.65	100	S 41.3.31		
2		2	1049	北 野	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区北野町一丁目	0.34	0.34	100	S 41.3.31		
2		2	1050	早 瀬	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区早瀬町二丁目	0.22	0.22	100	S 46.10.22		
2		2	1051	恵 美 酒	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	大津区恵美酒町二丁目	0.42	0.42	100	S 43.3.6		

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象	
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日		
	区 分	規 模	一連 番号										公 園 名
街	2	2	1052	勤 兵 衛	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	大津区勤兵衛町二丁目	0.92	0.92	100	S 41.3.31		
	2	2	1053	新 町	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	大津区新町二丁目	0.99	0.99	100	S 48.1.16		
	2	2	1054	網 干	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区新在家字辰巳	0.54	0.54	100	S 41.3.31		
	2	2	1055	余 子 浜	S 37.2.3 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区余子浜	0.26	0.26	100	S 41.3.31		
	2	2	1056	丁	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	勝原区勝山町	0.20	0.20	100	S 54.12.13		
	2	2	1057	京 見	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区京見町	0.33	0.33	100	S 41.12.28		
	2	2	1058	富士見丘第二	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区富士見丘町	0.10	0.10	100	S 41.12.28		
	2	2	1059	富士見丘第一	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区富士見丘町	0.21	0.21	100	S 41.12.28		
	2	2	1060	西 苦 編	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	苦編字鎗戸	0.10	0.10	100	S 41.12.28		
	2	2	1061	青 山	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	青山字錦堂及び字稲岡山	0.38	0.38	100	S 54.12.13		
	2	2	1062	夢前台第一	S 42.3.7 H 5.6.23	姫路市告示 第145号	西夢前台2丁目及び西夢前 台3丁目	0.20	0.20	100	S 51.7.8		
	2	2	1063	夢前台第二	S 42.3.7 H 5.6.23	姫路市告示 第145号	東夢前台3丁目	0.28	0.28	100	S 51.7.8		
	2	2	1064	書 写 西	S 42.3.7 H 4.12.10	姫路市告示 第250号	書写台二丁目	0.99	0.29	29	S 44.11.22	○	
	2	2	1065	赤 岩 第一	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	御立字赤岩	0.19	0.19	100	S 48.1.16		
	2	2	1066	赤 岩 第二	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	御立字赤岩	0.04	0.04	100	S 48.1.16		
	2	2	1067	中 野	S 42.3.7 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	船津町字村前	0.15	0.15	100	S 43.3.26		
	区	2	2	1068	夢前台第三	S 46.2.24 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	東夢前台1丁目	0.13	0.13	100	S 49.8.19	
		2	2	1069	安 田	S 48.7.26 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	安田二丁目	0.29	0.29	100	S 49.8.19	
2		2	1070	栗 山	S 48.7.26 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	栗山町	0.25	0.25	100	S 48.1.16		
2		2	1071	国 道	S 48.7.26 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	東延末五丁目	0.25	0.25	100	S 49.8.19		
2		2	1072	浜 田	S 48.7.26 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	手柄一丁目	0.95	0.95	100	S 46.10.22		
2		2	1073	夢前台第四	S 48.7.26 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区西夢前台7丁目	0.12	0.12	100	S 49.8.19		
2		2	1074	家具町第一	S 48.11.21 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	別所町家具町	0.17	0.17	100	S 49.8.19		
2		2	1075	家具町第二	S 48.11.21 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	別所町家具町	0.14	0.14	100	S 55.5.23		
2		2	1076	中 鈴	S 48.11.21 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	四郷町中鈴字藪之坪	0.14	0.14	100	S 49.8.19		
2		2	1077	中 島	S 48.11.21 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区下野田字南林 並びに中島字中町	0.16	0.16	100	S 49.8.19		

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日	
	区 分	規 模	一連 番号									
街	2	2	1078	福 井	S 48.11.21 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区福井四反田町	0.16	0.16	100	S 49.8.19	
	2	2	1079	砥 堀	S 48.11.21 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	砥堀字村下	0.12	0.12	100	S 49.8.19	
	2	2	1080	津 熊	S 48.11.21 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	豊富町豊富字門田	0.18	0.18	100	S 49.8.19	
	2	2	1081	実 法 寺	S 49.1.28 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	実法寺字松ヶ久保及び字 下川原	0.14	0.14	100	S 50.7.17	
	2	2	1082	城 北 第 二	S 49.3.8 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	伊伝居字岸ノ下	0.14	0.14	100	S 43.3.6	
	2	2	1083	白 浜 栗 生	S 49.3.8 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	白浜町神田一丁目	0.25	0.25	100	S 54.12.13	
	2	2	1084	中 島 南	S 49.3.8 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区中島新町	0.17	0.17	100	S 50.7.17	
	2	2	1085	白 浜 中 村	S 49.6.24 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	白浜町寺家一丁目	0.23	0.23	100	S 54.12.13	
	2	2	1086	白 国 南	S 50.1.10 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	増位本町二丁目	0.16	0.16	100	S 50.7.17	
	2	2	1087	大津団地第一 (※大津第一)	S 50.10.1 H 25.3.5	姫路市告示 第69号	大津区大津町一丁目	0.25	0.25	100	H 26.3.31	
	2	2	1088	勝 原 南	S 50.10.1 H 8.11.20	姫路市告示 第291号	勝原区勝原町	0.33	0.33	100	S 44.11.22	
	2	2	1089	美 土 呂	S 50.10.1 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	白浜町寺家二丁目	0.25	0.25	100	S 54.12.13	
	2	2	1090	松 原 ノ 荘	S 50.10.1 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	白浜町神田二丁目	0.19	0.19	100	S 54.12.13	
	2	2	1091	城 北 新 町	S 50.10.1 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	城北新町二丁目	0.10	0.10	100	S 51.7.8	
	2	2	1092	上 蒲 田	S 50.10.1 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区蒲田字山手	0.32	0.32	100	S 54.12.13	
	2	2	1093	高 木 上 野	S 51.1.17 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	花田町小川字上野及び石 積山	0.21	0.21	100	S 51.7.8	
	2	2	1094	丸 尾 町	S 51.1.17 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	丸尾町	0.10	0.10	100	S 51.7.8	
	区	2	2	1095	見 野 和 光	S 51.1.17 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	四郷町見野字茶園及び字 員測山	0.26	0.26	100	S 54.12.13
2		2	1096	向 山	S 51.1.17 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	太市中字利ウ	0.14	0.14	100	S 54.12.13	
2		2	1097	西 御 着	S 51.1.17 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	四郷町山脇字丁田	0.13	0.13	100	S 54.12.13	
2		2	1098	城 東 中 央	S 51.3.19 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	城東町	0.14	0.14	100	H 6.3.31	
2		2	1099	中 地 天 神	S 51.3.19 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	中地南町	0.24	0.24	100	S 54.12.13	
2		2	1100	今 在 家 第 五	S 51.3.19 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区今在家六丁目	0.27	0.27	100	S 54.12.13	
2		2	1101	坂 上	S 51.3.19 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区坂上字町田	0.15	0.15	100	S 54.12.13	
2		2	1102	大 日	S 51.3.19 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	野里字八反田	0.12	0.12	100	S 54.12.13	
2		2	1103	堀 川 町 西	S 42.3.7 H 14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区上野田三丁目	0.15	0.15	100	S 55.5.23	

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象	
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日		
	区 分	規 模	一連 番号										公 園 名
街	2	2	1104	上野田	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	中部(第2工区)土地区画 整理事業地内	0.20	0.20	100	S54.12.13		
	2	2	1105	中野田	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	中部(第2工区)土地区画 整理事業地内	0.19	0.19	100	S54.12.13		
	2	2	1106	ムナゴ	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	中部(第2工区)土地区画 整理事業地内	0.19	0.19	100	S56.5.29		
	2	2	1107	杉木	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	中部(第2工区)土地区画 整理事業地内	0.22	0.22	100	S58.3.31		
	2	2	1108	道ノ下	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	中部(第2工区)土地区画 整理事業地内	0.23	0.23	100	S54.12.13		
	2	2	1109	構西	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区構三丁目	0.24	0.24	100	S54.12.13		
	2	2	1110	加茂	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区蓼野町	0.24	0.24	100	S54.12.13		
	2	2	1111	五反山	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	神子岡前一丁目	0.32	0.32	100	S54.12.13		
	2	2	1112	保城	S52.3.23 S61.9.4	姫路市告示 第123号	保城字垣内	0.12	0.12	100	S54.12.13		
	2	2	1113	新在家	S53.3.17 S61.9.4	姫路市告示 第123号	新在家本町三丁目	0.24	0.24	100	S54.12.13		
	2	2	1114	花北広場	S53.3.17 S61.9.4	姫路市告示 第123号	増位新町二丁目	0.32	0.32	100	S55.5.23		
	2	2	1115	西中島	S53.3.17 S61.9.4	姫路市告示 第123号	増位新町一丁目	0.31	0.31	100	S55.5.23		
	2	2	1116	北新在家北	S54.3.7 S61.9.4	姫路市告示 第123号	北新在家二丁目	0.18	0.18	100	S55.5.23		
	2	2	1117	北新在家南	S54.3.7 S61.9.4	姫路市告示 第123号	北新在家一丁目	0.15	0.15	100	S55.5.23		
	2	2	1118	御着城跡	S54.3.7 S61.9.4	姫路市告示 第123号	御国野町御着字城ノ内	0.15	0.15	100	S55.5.23		
	2	2	1119	下野田	S54.3.7 S61.9.4	姫路市告示 第123号	中部(第2工区)土地区画 整理事業地内	0.25	0.25	100	S55.5.23		
	2	2	1120	中部飾磨	S54.3.7 S61.9.4	姫路市告示 第123号	中部(第2工区)土地区画 整理事業地内	0.78	0.78	100	S55.5.23		
	2	2	1121	鳩岡	S54.3.7 S61.9.4	姫路市告示 第123号	中部(第2工区)土地区画 整理事業地内	0.12	0.12	100	S55.5.23		
	区	2	2	1122	今在家第六	S54.3.7 S61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区今在家三丁目	0.13	0.13	100	S55.5.23	
		2	2	1123	土山	S54.3.7 S61.9.4	姫路市告示 第123号	土山二丁目	0.16	0.16	100	S56.5.29	
		2	2	1124	白国東	S55.5.27 S61.9.4	姫路市告示 第123号	白国三丁目	0.12	0.12	100	S56.5.29	
2		2	1125	保城北	S55.5.27 S61.9.4	姫路市告示 第123号	保城字上野田	0.17	0.17	100	S58.3.31		
2		2	1126	寺前	S55.5.27 S61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区大江島寺前町	0.37	0.37	100	S59.3.31		
2		2	1127	古川	S55.5.27 S61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区北新在家	0.25	0.25	100	S58.3.31		
2		2	1128	焼ヶ崎	S55.5.27 S61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区北新在家	0.23	0.23	100	S59.3.31		
2		2	1129	狭間	S55.5.27 S61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区垣内東町	0.40	0.40	100	S56.5.29		

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供 用 状 況				見直し 対象
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日	
	区 分	規 模	一連 番号									
街	2	2	1130	梅ヶ谷	S 55.12.18 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	八代字大谷	0.20	0.20	100	S 57.3.31	
	2	2	1131	妻鹿宮ノ下	S 55.12.18 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区妻鹿字宮下	0.10	0.10	100	S 57.3.31	
	2	2	1132	八代御茶屋	S 56.6.6 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	八代御茶屋	0.10	0.10	100	S 58.3.31	
	2	2	1133	英賀東浜	S 57.1.27 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	飾磨区英賀字下新田	0.13	0.13	100	S 58.3.31	
	2	2	1134	勸兵衛東	S 57.1.27 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	大津区勸兵衛町一丁目	0.22	0.22	100	S 59.3.31	
	2	2	1135	興浜西	S 57.1.27 S 61.9.4	姫路市告示 第123号	網干区興浜字新田	0.15	0.15	100	S 58.3.31	
	2	2	1136	高須西	S 58.1.25 H 14.10.11	姫路市告示 第349号	白浜町字佐崎中二丁目	0.15	0.15	100	S 58.3.31	
	2	2	1137	高須東	S 58.1.25 H 14.10.11	姫路市告示 第349号	白浜町字佐崎中一丁目	0.36	0.36	100	S 58.3.31	
	2	2	1138	木場三ツ橋	S 58.1.25 H 14.10.11	姫路市告示 第349号	木場字前中町	0.74	0.74	100	S 59.3.31	
	2	2	1139	町坪中	S 58.1.25	姫路市告示 第4号	町坪字北ノ町	0.16	0.16	100	S 60.3.30	
	2	2	1140	西土井	S 58.1.25 H 17.3.22	姫路市告示 第101号	大津区西土井字塚田	0.29	0.29	100	S 60.3.30	
	2	2	1141	平松	S 58.1.25	姫路市告示 第4号	大津区平松字大新田	0.21	0.21	100	S 59.3.31	
	2	2	1142	大塩稲荷	S 59.1.17	姫路市告示 第9号	大塩町字稲荷	0.22	0.22	100	S 60.3.30	
	2	2	1143	大塩高橋	S 59.1.17 S 63.6.17	姫路市告示 第112号	大塩町字宮前	0.19	0.19	100	S 56.5.21	
	2	2	1144	大塩白貝 (※大塩汐咲)	S 59.1.17	姫路市告示 第9号	大塩町字白貝	0.21	0.21	100	H 21.3.31	
区	2	2	1145	下寺	S 59.1.17	姫路市告示 第9号	下寺町	0.13	0.13	100	S 61.3.31	
	2	2	1146	南八代	S 60.2.13	姫路市告示 第23号	八代本町一丁目並びに南 八代町	0.13	0.13	100	S 62.3.31	
	2	2	1147	東蒲田第一	S 60.2.13	姫路市告示 第23号	広畑区蒲田字北山	0.25	0.25	100	H 2.3.31	
	2	2	1148	東蒲田第二	S 60.2.13	姫路市告示 第23号	広畑区蒲田字橋ノ本	0.20	0.20	100	S 62.3.31	
	2	2	1149	東蒲田第三	S 60.2.13	姫路市告示 第23号	広畑区蒲田字大半田及び 字内町	0.13	0.13	100	H 7.3.31	
	2	2	1150	東蒲田第四	S 60.2.13	姫路市告示 第23号	広畑区蒲田字上川田及び 字土々	0.13	0.13	100	H 6.3.31	
	2	2	1151	余部	S 60.2.13	姫路市告示 第23号	余部区上余部字前畑	0.37	0.37	100	S 60.2.13	
	2	2	1152	御立本村	S 61.9.4	姫路市告示 第123号	御立字本村	0.16	0.16	100	S 63.3.31	
	2	2	1153	上蒲田第二	S 61.9.4	姫路市告示 第123号	広畑区蒲田字内町	0.10	0.10	100	S 63.3.31	
	2	2	1154	大塩のじぎくの里	S 61.12.3 H 14.10.11	姫路市告示 第349号	大塩町字池ノ上	0.32	0.32	100	S 63.3.31	
	2	2	1155	北平野	S 61.12.3	姫路市告示 第173号	北平野南の町字七反田	0.13	0.13	100	H 1.3.31	



種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象	
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日		
	区 分	規 模	一連 番号										公 園 名
街	2	2	1156	市川西第一	S62.12.3	姫路市告示 第184号	北条字ハシリオリ及び字ナカ 良	0.20	0.20	100	S 62.3.31		
	2	2	1157	市川西第二	S62.12.3 H20.11.28	姫路市告示 第414号	北条梅原町	0.27	0.27	100	H 2.3.31		
	2	2	1158	市川西第三	S62.12.3	姫路市告示 第184号	北条字清水郷及び字野之前	0.18	0.18	100	S 63.3.31		
	2	2	1159	市川西第四	S62.12.3	姫路市告示 第184号	北条字高瀬	0.20	0.20	100	H 1.3.31		
	2	2	1160	川 端	S62.12.3 H14.10.11	姫路市告示 第349号	南条二丁目	0.22	0.22	100	H 1.3.31		
	2	2	1161	堂 ノ 前	S62.12.3 H14.10.11	姫路市告示 第349号	南条一丁目	0.22	0.22	100	S 59.3.31		
	2	2	1162	田 寺 南	S62.12.3	姫路市告示 第184号	田寺二丁目	0.12	0.12	100	H 2.3.31		
	2	2	1163	城 西	S63.10.4	姫路市告示 第174号	山野井町字平田	0.15	0.15	100	H 4.3.31		
	2	2	1164	土 井 ノ 内	S63.10.4	姫路市告示 第174号	大津区北天満町	0.16	0.16	100	H 1.3.31		
	2	2	1165	西 濱 畑	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	白浜町字西濱畑	0.24	0.24	100	H 3.3.31		
	2	2	1166	濱 端	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	白浜町字濱端	0.15	0.15	100	H10.3.31		
	2	2	1167	東 永 田	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	白浜町字東永田	0.36	0.36	100	S 61.3.31		
	2	2	1168	今 道	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	白浜町字今道	0.19	0.19	100	H 5.3.31		
	2	2	1169	大 根 田	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	白浜町字大根田	0.22	0.22	100	H 3.3.31		
	2	2	1170	別 所 第 一	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	別所町佐土字中出口	0.15	0.15	100	H18.3.31		
	2	2	1171	別 所 第 二	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	別所町別所字戌亥角	0.19	0.19	100	H20.3.31		
	2	2	1172	別 所 第 三	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	別所町佐土字下出垣内	0.20	0.20	100	H19.3.31		
	2	2	1173	別 所 第 四	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	別所町別所字三蔵田	0.15	0.15	100	H19.3.31		
	区	2	2	1174	別 所 第 五	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	別所町北宿字黒畑	0.15	0.15	100	H11.3.31	
		2	2	1175	別 所 第 六	H 2.1.26	姫路市告示 第13号	別所町小林字村前	0.17	0.17	100	H18.3.31	
2		2	1176	中島阿成第一	H 4.3.21	姫路市告示 第56号	飾磨区阿成字丸畑並びに飾磨 区中島字丸畑及び字八斗長	0.20	0.20	100	H15.3.31		
2		2	1177	中 島 北	H 4.3.21 H16.2.2	姫路市告示 第31号	飾磨区中島一丁目	0.35	0.35	100	H15.3.31		
2		2	1178	中 島 中	H 4.3.21 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区中島二丁目	0.20	0.20	100	H11.3.31		
2		2	1179	中 島 東	H 4.3.21 H16.2.2	姫路市告示 第31号	飾磨区中島三丁目	0.20	0.20	100	H15.3.31		
2		2	1180	君 ケ 浜 (※吉美)	H 4.3.21 H14.10.11	姫路市告示 第349号	大津区吉美字切戸	0.13	0.13	100	H 4.3.31		
2	2	1181	鴨 羅	H 4.12.10	姫路市告示 第250号	大津区天満字鴨羅	0.12	0.12	100	H 5.3.31			

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日	
	区 分	規 模	一連 番号									
街	2	2	1182	飯 田	H 4.12.10	姫路市告示 第250号	飯田字畑田、字大屋敷及 び字小田	0.21	0.21	100	H 5.3.31	
	2	2	1183	飯 田 お 松	H 4.12.10 H16.2.2	姫路市告示 第31号	飯田一丁目	0.20	0.20	100	H15.3.31	
	2	2	1184	北 細 江	H 4.12.10 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区細江字土手東	0.20	0.20	100	H11.3.31	
	2	2	1185	垣内津市場第一 (※津市場北)	H 7.3.27	姫路市告示 第52号	網干区津市場字遠ヶ坪	0.15	0.15	100	H16.3.31	
	2	2	1186	垣内津市場第二	H 7.3.27	姫路市告示 第52号	網干区津市場字咽ヶ瀬及 び垣内本町	0.20	0.00	0		
	2	2	1187	垣内津市場第三 (※垣内本町)	H 7.3.27	姫路市告示 第52号	網干区垣内本町	0.20	0.20	100	H22.3.31	
	2	2	1188	垣内津市場第四	H 7.3.27	姫路市告示 第52号	網干区垣内南町	0.30	0.00	0		
	2	2	1189	飾 磨 細 江	H 8.2.27	姫路市告示 第41号	飾磨区細江字セキ及び字 白屋田	0.25	0.25	100	H23.3.31	
	2	2	1190	飾磨恵美酒	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区細江字福島及び字久方 並びに飾磨区恵美酒字五反田	0.12	0.12	100	H27.3.31	
	2	2	1191	阿 保 第 一 (※北条北公園)	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	北条字川原前	0.20	0.20	100	H28.3.31	
	2	2	1192	阿 保 第 二	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	阿保字高町西	0.25	0.20	80	H22.3.31	
	2	2	1193	阿 保 第 三	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	北条字野田井	0.15	0.15	100	H18.3.31	
	2	2	1194	阿 保 第 四	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	阿保字広畑	0.25	0.00	0		
	2	2	1195	阿 保 第 五	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	阿保字明神	0.25	0.25	100	H26.3.31	
	2	2	1196	阿 保 第 六	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	阿保字三反田	0.15	0.15	100	H22.3.31	
	2	2	1197	阿 保 第 七	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	阿保字神主ノ下	0.30	0.00	0		
	2	2	1198	阿 保 第 八	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	阿保字前田	0.20	0.00	0		
区	2	2	1199	高 町	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区高町二丁目	0.25	0.25	100	H 7.3.31	
	2	2	1200	すくいがわ	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区中浜町三丁目	0.25	0.25	100	H 8.3.31	
	2	2	1201	玉 手 西	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	玉手四丁目	0.21	0.21	100	H12.3.31	
	2	2	1202	玉手グラウンド	H 8.2.27 H16.2.2	姫路市告示 第31号	玉手二丁目	0.22	0.22	100	H15.3.31	
	2	2	1203	玉手団地第一	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	玉手一丁目	0.12	0.12	100	H 6.3.31	
	2	2	1204	玉 手 北	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	玉手三丁目	0.25	0.25	100	H 9.3.31	
	2	2	1205	高 浜 第 一	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区上野田五丁目	0.20	0.20	100	H 6.3.31	
	2	2	1206	上野田神社前	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区上野田六丁目	0.20	0.20	100	H10.3.31	
	2	2	1207	下 野 田 東	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区阿成鹿古	0.20	0.20	100	H 8.3.31	

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日	
	区 分	規 模	一連 番号									
街 区	2	2	1208	阿成植木	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区阿成植木	0.20	0.20	100	H 9.3.31	
	2	2	1209	阿成宮ノ下	H 8.2.27 H14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区阿成渡場	0.20	0.20	100	H 7.3.31	
	2	2	1210	高浜東第六 (※鹿古)	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	飾磨区阿成字大野	0.10	0.10	100	H14.3.31	
	2	2	1211	高田安田	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	網干区高田字安田	0.23	0.23	100	H 8.3.31	
	2	2	1212	北条宮西	H 8.2.27	姫路市告示 第42号	北条字宮西	0.12	0.12	100	H 7.3.31	
	2	2	1213	大津西	H 8.11.20	姫路市告示 第291号	大津区大津町四丁目	0.30	0.30	100	H10.3.31	
	2	2	1214	川西台第一	H10.5.29	姫路市告示 第157号	川西台	0.12	0.12	100	S 48.9.8	
	2	2	1215	川西台第二	H10.5.29	姫路市告示 第157号	川西台	0.20	0.20	100	S 48.9.8	
	2	2	1216	飾西東山第二	H10.5.29	姫路市告示 第157号	飾西字東山	0.13	0.13	100	H10.3.31	
	2	2	1217	荒川南第一	H11.3.26	姫路市告示 第58号	町坪字土居ノ内	0.15	0.15	100	H27.3.31	
	2	2	1218	荒川南第二	H11.3.26	姫路市告示 第58号	町坪字植出し	0.15	0.00	0		
	2	2	1219	荒川南第三	H11.3.26	姫路市告示 第58号	町坪字川ノ上	0.20	0.00	0		
	2	2	1220	荒川南第四	H11.3.26	姫路市告示 第58号	苦編字池ノ下	0.20	0.00	0		
	2	2	1221	荒川南第五	H11.3.26	姫路市告示 第58号	苦編字村前	0.20	0.20	100	H27.3.31	
	2	2	1222	英賀保駅北第一	H11.3.26	姫路市告示 第58号	飾磨区山崎字苗代町	0.20	0.00	0		
2	2	1223	英賀保駅北第二	H11.3.26	姫路市告示 第58号	飾磨区山崎字北溝、字村 西、字村東及び字岡寺	0.20	0.00	0			
小 計							54.20	48.84	90.1			
近 隣	3	3	101	胃 山	S 25.7.11 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	西延末字兜山及び字兜	1.20	0.00	0		○
	3	3	102	小 川	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	花田町小川字山ノ下及び 字寺ノ後	3.70	3.70	100	H18.3.31	
	3	3	103	勅 旨	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	花田町加納新田字小婦方、 字北条及び字川ノ上	2.60	0.00	0		○
	3	3	104	東 阿 保	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	四郷町東阿保字東山新畑	2.30	0.00	0		○
	3	3	105	奥 山	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	奥山字奥谷、字池ノ下及び 字西山	3.80	0.00	0		○
	3	3	106	見 野	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	四郷町見野字立岩及び字 苗代	2.70	0.00	0		
	3	3	107	東 山	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	東山字新出、字甲前浜及び 字片山並びに八家字片山	1.80	0.16	9	S 42.3.30	○
	3	3	108	八 家	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	東山字甲鳥谷及び字乙鳥谷並 びに八家字奥谷及び字丸山	3.70	0.00	0		○
	3	3	109	北 大 塩	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	大塩町字穴虫及び字大山	2.10	0.00	0		○

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日	
	区 分	規 模	一連 番号									
近 隣	3	3	110	阿 保	S42.3.7 H8.2.27	姫路市告示 第42号	阿保字戸ノ本	1.10	1.10	100	H26.3.31	
	3	3	111	北 条	S - - - S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	北条字神屋田	1.10	1.10	100	H22.3.31	
	3	3	112	付 城	S42.3.7 S60.2.5	兵庫県告示 第189号	飾磨区付城字城田並びに 高町字細町	2.10	2.10	100	H12.3.31	
	3	3	113	矢 倉	S37.2.3 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	飾磨区英賀矢倉町二丁目	2.40	2.40	100	S44.3.31	
	3	3	114	本 町	S37.2.3 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	広畑区本町二丁目	1.10	1.10	100	S37.4.1	
	3	3	115	広 高 浜	S37.2.3 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	広畑区高浜町四丁目	2.70	2.70	100	S44.3.31	
	3	3	116	小 坂	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	広畑区小坂字丁田及び字 五反田	2.30	2.30	100	H19.3.31	
	3	3	117	田 井	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	網干区田井字豆田及び字 平田	2.40	0.00	0		○
	3	3	118	和 久	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	勝原区朝日谷字丁田及び 字雉子落	2.10	0.00	0		○
	3	3	119	坂 出	S42.3.7 H2.1.26	兵庫県告示 第144号	網干区宮内字高田	2.50	0.00	0		○
	3	3	120	垣 内	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	網干区新在家字松葉ケ須 賀及び字横堤	3.00	3.00	100	H18.3.31	
	3	3	121	勝 原	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	勝原区丁字柳ヶ瀬及び字 一町田	2.60	0.00	0		
	3	3	122	朝 日 谷	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	勝原区朝日谷字雉子落	1.80	0.33	18	H19.3.31	○
	3	3	123	則 直	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	広畑区則直字松之本及び 字上土佐	1.10	0.00	0		○
	3	3	124	下 野	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	広畑区西蒲田字上山田及 び字下山田	3.20	0.00	0		
	3	3	125	苦 編 第 一	S42.3.7 H11.3.26	姫路市告示 第58号	苦編字藪ノ下	1.10	0.00	0		
	3	3	126	山 所	S42.3.7 S59.1.17	兵庫県告示 第109号	広畑区蒲田字山本及び字 堂山	1.60	1.60	100	H1.3.31	
	3	3	127	東 蒲 田	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	広畑区蒲田字上目垣内	2.10	0.00	0		○
	3	3	128	高 岡 第 一	S37.2.3 H16.2.2	姫路市告示 第31号	西今宿一丁目及び三丁目並びに 今宿字別所谷並びに高岡新町	2.70	0.40	15	S46.3.31	○
	3	3	129	高 岡	S21.8.15 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	辻井字西藤ノ木、字門田、字三ノ宮 及び字井ノ田並びに東辻井一丁目 並びに北今宿一丁目、二丁目	3.10	0.00	0		○
	3	3	130	飾 西	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	町田字長人及び字塔坪並 びに実法寺字五反田	2.50	2.50	100	S49.3.31	
	3	3	131	御 立	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	御立字河原	2.40	2.40	100	S50.3.31	
	3	3	132	北 山	S42.3.7 H18.8.16	姫路市告示 第360号	御立東六丁目	1.90	0.00	0		○
	3	3	133	大 野	S42.3.7 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	上大野三丁目	2.60	0.00	0		○
3	3	134	大津団地第2	S50.9.30 S61.9.16	兵庫県告示 第1427号	大津区大津町	1.10	1.10	100	S44.5.4		

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日	
	区 分	規 模	一連 番号									
近 隣	3	3	135	宇 佐 崎	S 58.1.25	兵庫県告示 第208号	白浜町字十八反	1.30	1.30	100	S 62.3.31	
	3	3	136	阿 成	S 60.2.5	兵庫県告示 第189号	飾磨区阿成字因田、字高 徳場及び字オノ木	1.20	0.00	0		
	3	3	137	船 場 川 東	S 60.2.5	兵庫県告示 第189号	亀山字瀬戸垣内	1.10	1.10	100	H 5.3.31	
	3	3	138	北 原	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	北原字向山及び字オノ神	2.90	0.00	0		○
	3	3	139	津 市 場	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	網干区津市場字道安田及 び字権田	2.50	0.00	0		
	3	3	140	安 室	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	辻井字畑の下及び字大谷口並びに 田寺字大谷口、字長瀬及び字木橋	2.70	2.70	100	S 60.3.30	
	3	3	141	飾 磨 中 央	S 54.10.19 H 8.2.27	姫路市告示 第41号	飾磨区細江字福島	1.50	1.50	100	H 24.3.31	
	3	3	142	大 塩	S 41.7.14 S 63.6.17	兵庫県告示 第942号	大塩町字地及び字宮前	1.00	1.00	100	H 4.3.31	
	3	3	143	別 所 北	H 2.1.26 H 17.3.22	姫路市告示 第101号	別所町別所字志ノ坪並び に戌亥角	1.00	1.00	100	H 19.3.31	
	3	3	144	別 所 南	H 2.1.26	兵庫県告示 第144号	別所町別所字加茂ノ下及 び北宿字黒畑	1.00	1.00	100	H 20.3.31	
小 計							92.70	37.59	40.6			
地 区	4	4	101	薬 師 山	S 21.8.15 S 59.1.17	兵庫県告示 第109号	山畑新田字古三味、字不 動上及び字地極谷並びに 岩端町字池町	4.90	0.31	6	H 14.3.31	○
	4	4	102	景 福 寺	S 21.8.15 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	岡町字増位山並びに嵐山 町字増位山並びに岩端町 字増位山並びに景福寺前	4.90	0.65	13	H 6.3.31	○
	4	4	103	秩 父 山	S 42.3.7 H 26.3.18	姫路市告示 第98号	下手野二丁目	6.90	6.80	99	S 62.3.31	
	4	4	104	糸 引	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	東山字銚田、字大郷、字九 ノ坪、字北横田、字東六ノ 坪及び字西六ノ坪	6.20	0.00	0		○
	4	4	105	明 田	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	四郷町明田字東山畑、字 天山口及び字岩神	4.40	0.00	0		○
	4	4	106	塩 田	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	大塩町字東中	4.10	0.00	0		○
	4	4	107	高 浜 中 央 (※高浜総合)	S 21.8.15 H 14.10.11	姫路市告示 第349号	飾磨区阿成植木	4.00	4.00	100	H 16.3.31	
	4	4	108	津 田	S 42.3.7 S 60.2.5	兵庫県告示 第189号	飾磨区構二丁目並びに今 在家七丁目字五反長、字 横田及び字蛸田	4.50	4.50	100	H 13.3.31	
	4	4	109	天 満	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	大津区天満字堂ノ後	6.00	0.00	0		○
	4	4	110	書 写 東	S 42.3.7 H 20.6.5	姫路市告示 第212号	書写字畑林及び字森ノ東	4.90	3.14	64	H 28.3.31	
	4	4	111	西 庄	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	西庄字山田甲	5.70	0.44	8	H 5.3.31	○
	4	5	112	甲 山	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	豊富町豊富字甲山、字裾 池及び字尾垣内並びに甲 丘二丁目及び四丁目	14.90	0.32	2	H 26.3.31	○
	4	4	113	高 木	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	花田町高木字前山	8.00	0.00	0		○

種別	名 称			計 画 決 定 概 要				供用状況				見直し 対象
	番 号			決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)	最 供 年 月 日	終 用 日	
	区 分	規 模	一連 番号									
地 区	4	5	114	御着南山	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	御国野町御着字向山並び に別所町佐土字十良殿	18.40	11.60	63	S 55.5.23	○
	4	5	115	西蒲田	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	広畑区西蒲田字娘岩及び 字畑林	15.90	0.00	0		○
	4	3	116	網干南	S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	網干区新在家字塩浜	3.70	3.70	100	H 16.3.31	
小 計							117.40	35.46	30.2			
総 合	5	6	101	姫 路	S 21.8.15 H 13.3.16	兵庫県告示 第399号	本町、坊主町、小利木町、 材木町、吉田町、鍵町、橋 之町、生野町及び竹田町	68.10	62.61	92	H 20.3.31	
	5	5	102	手柄山中央	S 17.12.16 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	手柄字三和並びに西延末 字手柄山、字橋詰、字山崎、 字石ノ元、字山西及び字袖 木並びに中地字釈迦堂及 び字門東並びに飯田字岩 崎及び字山田	42.90	37.73	88	H 20.3.31 別に 0.44区域外 供用済	
	5	5	103	佐 良 和	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	飾東町佐良和字皿池、字 芝ノ茶屋、字山田及び字 向林	12.10	0.00	0		○
	5	5	104	四 ツ 池	S 42.3.7 H 11.3.26	兵庫県告示 第552号	町坪字山田並びに苦編字 四ツ池及び字伯母ヶ谷	12.70	0.00	0		○
	5	5	105	白 浜 西 山	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	白浜町甲字甲西山、字乙西 山、字甲宮山、字乙宮山、字 甲方連山及び字乙方連山 並びに妻鹿字元宮及び字 宮ノ下	21.70	0.36	2	H 28.3.31	○
	5	5	106	白 浜 海 浜	S 21.8.15 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	白浜町丙字戎新浜丙	13.90	0.00	0		○
	5	5	107	運 河	S 38.7.13 S 58.1.25	兵庫県告示 第208号	豊沢字はねぎ、北条字石井 ノ二、字中道及び字三佐衛 門堀、庄田字釜土、字宮下 及び横枕、南条字高田、佃 町、飾磨区野田町並びに三 条町一丁目及び二丁目	12.60	8.30	66	H 13.3.31	○
	5	5	108	朝 日 山	S 38.7.13 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	網干区和久字観音山、字 日吉山、字岩ヶ坪及び字 佃並びに勝原区朝日谷字 朝日山並びに揖保郡太子 町糸井字池田及び字糸井 池	19.00	11.29	59	S 58.3.31	○
	5	6	109	桜 山	H 2.10.9	兵庫県告示 第1481号	青山字向山、字長尾及び字 畑ヶ山、太市中字牛房山、 字仁蔵ヶ谷、字仁蔵谷、字 口池ノ寄、字口池ノ北、字池 之尻、字山ノ神、字広狭、字 九反ノ尻、字池ノ測、字所谷 及び字所谷口並びに相野 字御坊ヶ山並びに揖保郡 太子町上太田字吉田ヶ谷	154.2	8.68	6	H 22.3.31 (太子町分 10.7)	

種別	名 称			計 画 決 定 概 要			供用状況				見直し 対象	
	番 号			公 園 名	決定(変更) 告示年月日	最終告示 番号	位 置	面積 (ha)	整備済 (ha)	整備率 (%)		最 供 年 月 日
	区 分	規 模	一連 番号									
総 合	5	5	701	香 寺 町 綜 合 公 園	S 58.8.30	兵庫県告示 第2101号	神崎郡香寺町行重字丸山、 字大谷、字上代、字下平田、 及び字平田、矢田部字赤 坂、字大谷、及び字大坪、並 びに土師字与四郎ヶ谷	12.30	12.30	100	H 3.4.1	
小 計								369.50	141.27	38.2		
運 動	6	5	101	城 北	S 21.8.15 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	広峰一丁目及び二丁目並 びに城北新町二丁目	15.40	8.00	52	S 42.3.31	
特 殊	7	5	101	小 赤 壁	S 42.3.7 S 61.9.16	兵庫県告示 第1427号	木場字甲木庭山、字乙木 庭山、字陳ヶ山及び字大 木庭並びに的形町福泊字 西町及び字燈籠地山	16.40	0.45	3	S 61.3.31	○
	7	3	301	(日笠山)	S 55.3.14 S 59.3.9	兵庫県告示 第480号	大塩町字黒岩及び字崎ノ 山、高砂市曾根町字南山、 字立岩及び字経塚	1.40	0.80	57	東播都市 計画公園	
小 計								31.80	8.45	26.6		

## 16 緑地・緑道

### (1) 個別緑地・緑道一覧表

〈整備状況〉平成28年3月31日現在

種別	名称			計画決定概要			供用状況				見直し対象	
	番号			決定(変更)告示年月日	最終告示番号	位置	面積(ha)	整備済(ha)	整備率(%)	最終供年月日		
	区分	規模	一連番号									公園名
緑地			1	浜手緑地	S 43.9.16 H 14.3.12	兵庫県告示第341号	白浜町字松原社、字常盤新開、字万代新開、字村前新開、字甲八東新開、字乙八東新開及び字末広新開、飾磨区妻鹿字甲鶴亀、字戊向、字丁向、字乙琵琶、字戊琵琶、字己琵琶、字戊高須及び字丁高須並びに飾磨区中島字宮前新田上、字宮前新田下、字水取、字川尻新田上、字東畑林、字西畑林、字庄助新田、字高浜、字古新田、字長町、字真鶴砂田及び字真鶴上並びに飾磨区細江字東宮前、字西宮前及び字南浜砂並びに飾磨区構字六反町、字東飯田新田及び字西飯田新田並びに飾磨区今在家字東荒新田、字西荒新田、字東葭林新田、字中葭林新田及び字西葭林新田並びに飾磨区英賀字葭林新田、広畑区夢前町二丁目及び四丁目並びに広畑区鶴町一丁目及び二丁目並びに広畑区大町一丁目、二丁目及び三丁目	84.00	72.65	86	H12.3.31 緩衝緑地 Ⅰ期 22.13 Ⅱ期 21.02 Ⅲ期 7.54 Ⅳ期 4.97 Ⅴ期 5.79 Ⅵ期 11.20	○
			2	北条緑地	S 58.1.25	姫路市告示第5号	北条字大年及び字神屋田	0.58	0.58	100	S58.3.31 都市緑地	
緑道			3	灘南緑道	S 58.1.25	兵庫県告示第209号	白浜町字沖新浜及び字十八反並びに木場字前七反	2.40	2.40	100	S59.3.31 緑道	
小計								86.98	75.63	87.0		



## 17 下水道（公共下水道）

・決定(変更)告示年月日:昭和13年 4月 8日(平成27年 8月27日)

### 排水区域

(備考) 面積	汚 水 約11,397ha	大塩処理区	約 539ha
		東部処理区	約 1,991ha
		姫路処理区	約 455ha
		中部処理区	約 5,732ha
		揖保川処理区	約 2,126ha
		香寺処理区	約 554ha
		雨 水 約 9,896ha	大塩排水区
的形排水区	約 118ha		
白浜排水区	約 421ha		
飾磨排水区	約 186ha		
西浜川排水区	約 40ha		
八家川排水区	約 755ha		
天川排水区	約 446ha		
市川排水区	約 843ha		
野田川・外堀川排水区	約 599ha		
船場川排水区	約 733ha		
夢前川排水区	約 2,482ha		
汐入川排水区	約 382ha		
大津茂川排水区	約 985ha		
網干排水区	約 240ha		
揖保川排水区	約 436ha		
大塩処理区（合流）	約 49ha		
東部処理区（合流）	約 102ha		
姫路処理区（合流）	約 449ha		
中部処理区（合流）	約 563ha		
揖保川処理区（合流）	約 55ha		

排水区域はおおむねを表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

## 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
的形幹線	大塩町字明治新開	大塩町汐咲三丁目	管径又は幅員 延長 ○1.35m～○1.00m 約2,250m
高木四郷幹線	白浜町字戎新浜	四郷町本郷字水渡	管径又は幅員 延長 ○1.00m～○0.80m 約5,890m
東部幹線	白浜町字戎新浜	継字五斗長	管径又は幅員 延長 ○1.65m～○1.50m 約1,940m
白浜幹線	白浜町字戎新浜	白浜町字常盤新開	管径又は幅員 延長 ○1.00m 約450m
東部処理場放流管渠	白浜町字戎新浜	白浜町字戎新浜	管径又は幅員 延長 2□3.70×3.10m 約470m
中央幹線	飾磨区今在家字近藤新田	飾磨区今在家字東葎林新田	管径又は幅員 延長 □4.50×4.05m ～□4.20×4.20m 約930m
駅南幹線	飾磨区今在家字東葎林新田	南駅前町	管径又は幅員 延長 □3.00×3.00m ～□2.10×2.10m 約6,530m
北部幹線	中地南町	岩端町字御前山裏	管径又は幅員 延長 ○2.40m～○1.50m 約3,730m
長松幹線	網干区大江島寺前町	大津区平松字中開	管径又は幅員 延長 ○1.50m～○1.35m 約550m
勝原幹線	網干区宮内字沼	勝原区宮田字中歩	管径又は幅員 延長 ○0.80m～○0.50m 約120m
林田西幹線	林田町下構字東池懸り	林田町久保字中河内	管径又は幅員 延長 ○0.60m 約770m
北部汚水幹線	香寺町犬飼字藤原	香寺町中屋字東郷尺	管径又は幅員 延長 ○0.70m 約720m
放流管	香寺町犬飼字砂田	香寺町犬飼字藤原	管径又は幅員 延長 ○0.60m 約130m

その他の施設(詳細)

内 訳	位 置	備 考
中 地 ポ ン プ 場	中地南町	面積 約11,000㎡ 揚水能力 80㎡/分 2台 180㎡/分 3台
大 塩 終 末 処 理 場	大塩町字明治新開	面積 約38,400㎡ 人口 20,200人 処理能力 16,500㎡/日 (日最大) 処理程度 高級処理
東 部 終 末 処 理 場	白浜町字戎新浜	面積 約216,000㎡ 人口 62,700人 処理能力 56,000㎡/日 (日最大) 処理程度 高級処理
姫 路 終 末 処 理 場	千代田町字八木、延末字八木	面積 約21,000㎡ 人口 20,700人 処理能力 29,500㎡/日 (日最大) 処理程度 高級処理
中 部 終 末 処 理 場	飾磨区今在家字近藤新田	面積 約215,500㎡ 人口 317,000人 処理能力 220,000㎡/日 (日最大) 処理程度 高級処理
香 寺 終 末 処 理 場	香寺町犬飼字測、字藤原及び字欽内	面積 約28,000㎡ 人口 17,000人 処理能力 9,000㎡/日 (日最大) 処理程度 高級処理
高 木 前 処 理 場	花田町小川字横庵、字長谷	面積 約13,200㎡ 処理能力 8,000㎡/日 (日最大) 処理程度 簡易処理
四 郷 前 処 理 場	四郷町本郷字水渡	面積 約16,500㎡ 処理能力 7,000㎡/日 (日最大) 処理程度 簡易処理
高木川西前処理場	野里字大日河原、西中島字前河原、花田町高木字北中河原	面積 約12,600㎡ 処理能力 3,200㎡/日 (日最大) 処理程度 簡易処理
福 井 前 処 理 場	網干区津市場字中溝、字道安田、字板橋	面積 約21,800㎡ 処理能力 8,000㎡/日 (日最大) 処理程度 簡易処理
実法寺均一化槽	町田字才ノ木	面積 約 480㎡ 処理能力 5,700㎡/日 (日最大) 処理程度 簡易処理
姫路汚泥処理場	阿保字宮前、字下川原、字細田	面積 約12,000㎡ 処理程度 化学処理

## 18 流域下水道

・決定(変更)告示年月日:昭和53年12月15日(平成16年1月27日)

※姫路市関係分を抜粋

### 排水区域

接続する下水道	備 考
中播都市計画姫路市流域関連公共下水道	揖保川処理区

### 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
揖保川幹線	姫路市網干区 興浜字第一味岡	宍粟郡山崎町大字千 本屋字川西	管径又は幅員 延長 ○1.80m~○0.70m 約32,070m
揖保川第2幹線	姫路市網干区 興浜字冲高洲	龍野市龍野町 富永字才ノ木	管径又は幅員 延長 □1.00×1.50m ~2×○0.90m 約13,150m
大津茂川幹線	姫路市網干区 大江島字寺前	姫路市網干区 宮内字福井田	管径又は幅員 延長 ○1.35m 約1,180m

### その他の施設

内 訳	位 置	備 考
揖保川浄化センター	姫路市網干区興浜字第一味岡 姫路市網干区網干浜	面積 約417,200㎡
兵庫西流域下水汚泥広域処理場	姫路市網干区網干浜	面積 約126,000㎡

## 19 墓園

名 称		計画決定概要		備 考
番号	墓 園 名	計画決定日(変更年月日)	面積 (ha)	
1	名古山墓園	S 27.2.19 (H 1.10.17)	29.4	供用中
2	西部墓園	H 1.10.17	11.7	一部整備中

## 20 汚物処理場

名 称		計画決定概要		備 考
番号	汚物処理場名	計画決定日（変更年月日）	面積（ha）	
1	姫路市市川清掃工場 （市川美化センター）	S 39.3.23	1.9	稼働中
1	姫路市中部衛生センター （中部衛生センター）	S 44.5.20（H25.3.5）	2.1	稼働H28.4.1～

## 21 ごみ焼却場

名 称		計画決定概要		備 考
番号	ごみ焼却場名	計画決定日（変更年月日）	面積（ha）	
1	姫路市西部じん介焼却場 （西部リサイクルセンター）	S 43.6.6	1.1	休止中
3	姫路市南部美化センター （南部美化センター）	S 56.1.6	3.7	休止中
4	姫路市網干美化センター （エコパークあぼし）	S 56.1.6	15.5	稼働中

## 22 ごみ処理施設

名 称		計画決定概要		備 考
番号	ごみ処理施設名	計画決定日（変更年月日）	面積（ha）	
1	姫路市網干美化センター （エコパークあぼし）	S 56.1.6	15.5	稼働中

## 23 市場

名 称		計画決定概要		備 考
番号	市場名	計画決定日（変更年月日）	面積（ha）	
1	姫路市中央卸売市場	S 40.1.23	5.2	稼働中

## 24 と畜場

名 称		計画決定概要		備 考
番号	と 畜 場 名	計画決定日（変更年月日）	面積（ha）	
1	姫路市食肉センター	S45.2.6	1.26	稼働中

## 25 病院

名 称		計画決定概要		備 考
番号	病 院 名	計画決定日（変更年月日）	面積（ha）	
1	兵庫県立病院 (兵庫県立姫路循環器病センター)	S53.8.1	5.2	供用中

## 26 河川

名 称		計画決定概要		備 考
番号	河 川 名	計画決定日（変更年月日）	延長（km）	
1	船 場 川	S 60.3.29	4.1	一部整備中

## 27 火葬場

名 称		計画決定概要		備 考
番号	火葬場名	計画決定日（変更年月日）	面積（ha）	
1	神崎郡南部斎苑 (こうふく苑)	S 57.1.16	0.8	稼働中

## 28 防火の施設

名 称		計画決定概要		備 考
番号	防火の施設名	計画決定日（変更年月日）	箇所	
1	防 火 水 槽	S 27.3.28（S 29.4.16）	26	4.52(m <sup>3</sup> /箇所)、 12.56(m <sup>3</sup> /箇所)

29 土地区画整理事業（一覧表）

●施行済の事業（74地区 2,637.9 ha）

平成28年3月31日現在

施行者		地区名	面積ha	都市計画決定年月日	事業認可年月日	換地処分年月日
個人 施行	共同	五軒邸※	1.7	—	S 4.8.29	S 8.1.31
	富士製鉄	京見	11.3	—	S 14.12.15	S 40.12.10
		城山	3.3	—	S 19.5.17	S 38.12.20
	住宅営団	野里※	5.9	—	S 19.6.8	S 20.11.30
		苫編※	4.4	—	S 19.11.30	S 21.3.31
		安田※	4.3	—	S 19.12.3	S 21.3.31
		町坪※	2.8	—	S 20.1.16	S 22.1.21
		中地※	3.2	—	S 21.3.18	S 25.10.13
	市長 県知事	飾磨恵美酒※	4.5	—	S 21.8.	S 25.8.24
		下野田	6.3	—	S 27.7.14	S 42.8.11
	富士製鉄	大津第一	14.1	—	S 30.2.21	S 43.10.1
		今在家	31.1	—	S 37.6.11	S 38.7.26
	県知事	御立	2.0	—	S 38.11.26	S 39.3.27
	富士製鉄	山崎	9.0	—	S 38.11.30	S 39.12.1
	市長	唐端	7.4	—	S 41.7.19	S 43.1.9
		書写六角	12.4	—	S 42.6.20	S 43.6.7
	富士製鉄	大津第二	15.7	—	S 43.5.23	S 43.11.1
		大津第三	17.1	—	S 43.6.10	S 43.11.1
	個人	佐土	10.5	—	S 43.6.11	S 45.4.17
	市長	市川	15.3	—	S 46.6.21	S 49.5.28
姫路市 土地開発 公社	北部副都心	18.9	—	S 51.12.10	S 53.6.2 S 53.11.28 S 55.2.22	
共同	大江島	0.7	—	S 53.7.28	S 55.3.30	
	農業センター跡地	11.0	—	S 57.1.12	S 58.2.8	
農住組合	東山	1.0	—	H 13.3.15	H 14.5.10	
新日鉄 都市開発	大津町二丁目	11.3	—	H 16.1.23	H 17.3.7	
新日鉄 和	大津町一丁目	3.0	—	H 25.3.26	H 26.5.28	
組合 施行	組合	城南※	61.9	—	S 5.11.24	S 14.5.3
		飾磨中央※	5.6	—	S 10.1.22	S 22.5.9
		思案橋※	2.2	—	S 29.6.23	S 31.7.24
		今在家	27.6	—	S 38.1.21	S 42.8.1
		山崎西畑	2.9	—	S 46.8.6	S 48.11.16
		白浜	30.5	S 47.9.12	S 47.9.26	S 52.2.15
		水尾川東	90.5	S 48.2.9	S 48.2.27	S 55.2.16

施行者		地区名	面積ha	都市計画決定年月日	事業認可年月日	換地処分年月日
組 合 施 行	組 合	中 島	5.7	—	S 48.3.6	S 49.11.26
		今 在 家 棚 田	4.3	—	S 52.5.27	S 54.3.16
		網 干	41.8	S 52.9.30	S 52.11.29	S 59.7.6
		灘 南 部	102.8	S 52.12.20	S 53.1.31	S 62.7.21
		市 川 西	42.8	S 54.12.18	S 55.2.1	H 3.6.21
		白 浜 東	38.8	—	S 55.9.26	H 2.1.16
		蒲 田	47.6	S 56.3.13	S 56.7.17	H 3.9.27
		中 地	4.3	—	S 58.4.1	S 60.6.25
		城 陽	40.1	S 58.1.25	S 58.9.27	H 9.11.21
		大 塩 第 一	18.3	S 58.12.27	S 59.2.3	H 3.11.29
		今 在 家 東	1.8	—	S 59.3.6	S 60.10.22
		船 場 川 東	34.6	S 60.2.5	S 60.3.29	H 11.10.8
		興 浜	1.1	—	S 60.9.10	S 61.10.31
		加 茂	1.7	—	S 60.10.11	S 63.5.17
		大 井 川	88.4	S 60.2.5	S 60.11.15	H 11.11.12
		高 浜 東	72.3	S 60.2.5	S 60.11.19	H 14.5.31
		天 満	5.3	—	S 61.3.4	S 63.4.1
		西 天 満	4.1	—	H 1.3.10	H 4.7.3
		高 田	11.1	—	H 2.2.9	H 9.2.7
		飾 西	2.8	—	H 4.3.27	H 7.3.28
		中 島 阿 成	31.2	H 4.3.21	H 4.10.13	H 13.10.19
		加 茂 南	2.6	—	H 5.3.23	H 9.2.7
		中 島 南	24.9	H 4.12.22	H 5.8.6	H 14.1.30
		東 天 満	7.4	—	H 6.1.11	H 12.2.18
		加 茂 西	3.5	—	H 11.9.2	H 15.2.21
阿 保 南	6.6	—	H 12.2.1	H 18.6.16		
西 蒲 田 下 野	9.9	—	H 13.3.26	H 23.6.10		
土 師	6.5	—	H 15.8.29	H 21.7.10		
飯 田 手 柄	6.1	—	H 16.10.26	H 27.8.7		
公 共 団 体 施 行	県	広 ※	952.5	S 12.12.1	S 12.12.1	1 工区 S 30.2.28
						2 工区 S 35.3.31
						3 工区 S 35.3.7
						4 工区 S 32.6.28
	市	駅 南	59.5	S 34.10.31	S 35.5.28	S 56.8.1
		城 陽	24.7	S 37.2.12	S 37.3.31	S 49.7.16
		中部 (第 1 工区)	71.1	S 41.11.9	S 43.6.19	S 55.4.5
		中部 (第 2 工区)	75.6	S 46.5.4	S 47.12.12	H 4.1.24
		別 所	98.6	H 2.1.26	H 3.5.9	H 19.2.23
		飾 磨 拠 点	24.6	H 8.2.27	H 9.10.28	H 25.5.24



施行者		地区名	面積ha	都市計画決定年月日	事業認可年月日	換地処分年月日
行政庁施行	市長	復興(第1工区)	77.5	S21.8.16	S22.4.18	S59.9.21
		復興(第2工区)	87.5	S21.8.16	S23.5.12	S56.2.14
		復興(飾磨工区)	3.8	S21.8.16	S23.8.20	S31.10.15
		復興(第3工区)	40.1	S21.8.16	S23.8.25	S52.1.14

※旧都市計画法により事業認可を行った事業

### ●施行中の事業(7地区 248.2ha)

施行者		地区名	面積ha	都市計画決定年月日	事業認可年月日	摘要
組合施行	組合	垣内津市場	28.1	H7.3.17	H7.9.18	
		英賀保駅周辺	69.5	H11.3.26	H11.11.2	
		天満菅原	2.1	—	H26.4.16	
公共団体施行	市	姫路駅周辺	45.5	S62.2.27	H1.5.30	
		阿保	90.6	S49.1.29	H8.12.13	
		駅南 (姫路駅南西地区)	7.4	S49.1.29	H19.7.18	
		JR網干駅前	5.0	H25.3.5	H25.10.4	

## 30 市街地再開発事業

### (1) 市街地再開発事業

平成28年3月31日現在

区分	名称	施行主体	施行区域面積	建築敷地面積	建蔽率	容積率	主要用途	都市計画決定年月日	事業認可年月日
第1種	お城本町地区	組合	ha 1.08	m <sup>2</sup> 7,590	78.5%	396.5%	商業施設・住宅・駐車場・公益施設	S54.10.19 H5.3.16 H6.11.4	H7.2.7
〃	姫路駅西地区	〃	0.57	4,718	88.5%	598.7%	文化ホール・店舗・駐車場	S61.7.18	S62.1.30
〃	姫路駅南地区	〃	0.76	5,353	76.3%	598.8%	ホテル・事務所・駐車場	S62.2.27	S62.9.2

### (2) 市街地改造事業

平成28年3月31日現在

名称	施行主体	施行区域面積	建築敷地面積	容積率の限度	都市計画決定年月日	事業認可年月日	摘要
船場第一地区	姫路市	0.9 ha	0.2 ha	40/10	S37.11.7 S39.12.28	S40.1.5	
〃 第二地区	〃	1.0	0.3	〃	S40.11.9 S43.12.28	S41.11.2	
〃 第三地区	〃	1.1	0.3	〃	S42.8.14	S44.4.22	

## (3) 防災建築街区造成事業

平成28年3月31日現在

街区名	組合名	ビル名	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数 地上/地下	主要 用途	施行期間	
西二階町	西二階町	西二階町 防災ビル	600	423	1,080	3/0	店舗 住宅	S36～S37	
東二階町	東二階町	東二階町 防災ビル	1,374	796	2,640	5/0	店舗 住宅	S36～S37	
〃	中二階町	中二階町 防災ビル	734	727	7,295	8/2	店舗	S37～S38	
〃	〃	〃	395	345	2,150	5/1	店舗	S46～S47	
姫路駅前第1	姫路駅前第1	姫路観光ビル	1,078	973	7,105	7/2	店舗 事務所	S37～S39	
〃	〃	O・Sビル	1,003	956	8,923	9/2	店舗 事務所	S37～S38	
〃	〃	駅前第1 防災ビル	639	595	2,415	6/1	店舗・ 倉庫 事務所	S38	
〃	〃	駅前第2 防災ビル	345	342	1,471	4/1	店舗 住宅	S39～S40	
〃	〃	姫路駅前 防災合同ビル	480	457	2,723	4/2	店舗 事務所	S46～S47	
姫路駅前第2	詳細不明								
御幸通	御幸第1	御幸防災ビル	821	555	2,019	5/0	店舗 住宅	S38	
〃	〃	田中ビル	170	156	609	4/0	店舗 住宅	S38	
御幸第2	御幸第2	詳細不明							

## 31 公営住宅（市営住宅）

平成28年3月31日現在

区 分	木 造 (戸)		簡易耐火構造 (戸)		中層耐火構造 (戸)		高層耐火構造 (戸)		計(戸)		
	公営住宅	66棟	95戸	27棟	122戸	150棟	3,454戸	36棟	1,846戸	279棟	5,517戸
市単住宅	1棟	6戸	0棟	0戸	0棟	0戸	0棟	0戸	1棟	6戸	
改良住宅	単独	0棟	0戸	0棟	0戸	18棟	465戸	0棟	0戸	18棟	465戸
	合築※	0棟	0戸	0棟	0戸	(1棟)	8戸	(1棟)	20戸	0棟	28戸
特定公共 賃貸住宅	単独	17棟	17戸	0棟	0戸	0棟	0戸	1棟	54戸	18棟	71戸
	合築※	0棟	0戸	0棟	0戸	(2棟)	13戸	(2棟)	11戸	0棟	24戸
再開発・コミュニティ住宅	0棟	0戸	0棟	0戸	1棟	17戸	2棟	113戸	3棟	130戸	
合計	84棟	118戸	27棟	122戸	169棟	3,957戸	39棟	2,044戸	319棟	6,241戸	

※公営住宅との合築。棟数は公営住宅棟数に含む。

編集・発行

**姫路市都市局**  
**まちづくり推進部都市計画課**

平成29年(2017年)3月

姫路市安田4丁目1番地

TEL 079-221-2543

FAX 079-221-2757

印刷 小野高速印刷株式会社

姫路市平野町62番地

TEL 079-281-0008



姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課